

新たな「消費者基本計画（素案）」に対する御意見への回答（各論）

※多くの御意見をお寄せいただき、どうもありがとうございました。頂いた御意見につきましては、今般の計画に完全に反映できなかつたものも含め、今後の消費者政策の実施に当たり参考とさせていただきます。

該当箇所	意見概要	考え方
	(1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	
施策番号 1 (現番号 12)	消費者の安全・安心の確保 ・行政機関のみでなく、事業者、消費者経由の情報についても触れるべき。収集・整理のみではなく公表についても明記すべきである。重大事故等に関与する行政機関（警察、消防、国民生活センター、経済産業省、厚生労働省等）を全て担当省庁に明記すべきである。追跡調査や原因究明の短期化を目指すべきであり、それが検証可能となるような目標設定が必要。事故被害者の救済についても検討すべきである。 ・重大事故情報等は、消費者安全法に基づき通知されるものだけでなく、消費生活用製品安全法に基づき事業者等から通知されるものや、その他消費者から通知された事故情報をその対象にすべきである。また、事故原因分析のために収集・整理した情報も公開すべきである。関係行政機関のなかでも、警察、消防、病院、保健所は重要なことを確認するとともに、担当省庁として、消費生活用製品安全法の観点から経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構、消費者安全法の観点から独立行政法人国民生活センターを含めるべき。	御意見を踏まえ、情報の収集・発信（1（1）ア）と情報の分析・原因究明（1（1）イ）に関する施策を集約して掲げるとともに、当該施策を現番号12のとおり修正いたしました。また、担当省庁等に「関係省庁等」を追加いたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体からの通知を受けて追跡調査や原因究明を行うだけでなく、全ての通知について、対応状況やその結果を月1回等定期的に全国の地方公共団体に情報提供し、各地方公共団体の判断において住民に周知できるような仕組みを構築すべきである。 ・重大事故等の情報収集、原因究明だけでなく、起きてしまった事故への救済対策や誤報などが起きないための対策も講じるべきである。 ・収集・整理等の対象を「重大事故等」に限定せず「消費者事故等」も含めるべき。 	
施策番号2 (現番号 13)	<ul style="list-style-type: none"> ・「既存の官民の調査機関の積極的活用の在り方と、消費者事故等についての独立した事故調査委員会の在り方について検討する」と修文すべきである。また、医療機関も含め、各分野での調査機関を列挙して具体的に調査機関を示すべきである。施策番号16で触れているように、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者による原因究明等も行うべき。原因究明機関は、消費者の利用を可能とすべきである。(同旨1件) ・「平成23年度までに一定の結論を得る」とあるが、この機関の必要性は明確であり早急に進めた方が良いと思われる。是非検討期間を短縮して有効な機関の設置をお願いする。 ・事故調査機関の重複は避けるとともに、既存の調査機関であるNITEや国民生活センター等の間の協力体制や役割分担について明確にしていただきたい。 	御意見を踏まえ、情報の収集・発信（1（1）ア）と情報の分析・原因究明（1（1）イ）に関する施策を集約して掲げる（現番号12）とともに、消費者事故の調査機関に関する施策を現番号13のとおり修正いたしました。実施時期についても、「平成22年度に検討を開始し、平成23年度のなるべく早い時期に結論を得ます。」と改めました。

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報のフィードバックの方法についても検討していただきたい。 ・この記載振りでは、検討のポイントや方向性が見えてこない。調査機関は「独立」だけでなく、「公正」であることや「消費者の信頼を受ける」ことが必要ではないか。また、被害者に対する精神的なケアも配慮したトータルな制度設計を行うという視点も重要。 ・事故原因究明制度の在り方を検討する際には、その一環として、検死制度（死因究明制度）の在り方についても全面的な見直しをしていただきたい。 	
施策番号3 (現番号 35)	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他経済情勢」を削除するとともに、「重大事故等の範囲について、範囲を拡大する方向で検討する」と記述すべきである。施策番号18での重大製品事故等の範囲の拡大と関連し、担当省庁に経産省を含めて施策を進めるべき。（同旨1件） ・重大事故の範囲のうち、「全治1ヶ月以上の怪我」については、柔軟に解釈（全治4週間は1ヶ月以上ではないというようなことを言わずに）するとともに、治癒期間に関わらない表現（骨折、重度の火傷、指の切断など）も取り入れるべき。 ・重大事故等の範囲については、財産事案における被害の傾向などの慎重な分析・検討が必要であり、一定の情報収集期間を経て実効性のある規定を策定することができるのであって、平成22年度末までに一定の結論を得るというのは拙速である。 	<p>御意見を踏まえ、担当省庁を追加する等、現番号35のとおり修正いたしました。</p> <p>なお、重大事故の範囲である30日という期間は、報告の対象を合理的な範囲に留めるために規定された基準です。これを曖昧にすると、通知義務の対象範囲も曖昧となり、事案によっては通知されない恐れがあるため、好ましくありません。また、視覚障害、聴覚障害、嗅覚障害、音声機能障害、そしゃく機能障害、上肢、下肢、体幹、指等の機能障害等、治癒後に身体の障害が在するものについては治癒期間に関わらず重大事故としております。</p>
施策番号4 (現番号	<ul style="list-style-type: none"> ・「財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討する」と修文し、実施時期を「平成22年度末までに一定の結論を得 	<p>御指摘いただいた分析手法については、将来的にもより適切な手法を模索し続けることと考えておりますとこ</p>

該当箇所	意見概要	考え方
5)	<p>る」とすべきである。記述内容が分かりにくい。具体的に実施することを明瞭に記述すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害全体を範疇に、被害者や被害救済の現場担当者などを交えて、消費者の安全・安心の確保のための情報収集・分析手法を検討すべきである。 ・テーマ設定に当たっては、地域的に高い関心があるものもテーマとすべきではないか。また、情報提供の対象機関として、消費者団体も加えるべきではないか。 	ろ、御指摘も踏まえて分析手法について検討していくたいと考えております。
施策番号5 (現番号 1、2、6)	<ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NET や事故情報データバンクを含むことを明記すべきである。消費者への情報提供に当たっては、可能な限り担当行政機関が入手した情報、被害拡大防止に必要な基本的情報を含め、分かりやすい情報提供をする旨を追加すべきである。(同旨1件) ・アメリカのある州では、玩具などの事故情報は、教育委員会を通じて教育現場から保護者へ広くいきわたるようにしている。日本でも早急に取り入れるべき。 ・「努める」を外し「重要度・緊急度・リスクに応じた効果的かつ分かりやすい情報提供を行う」としてほしい。従来の方法に加え、確実に消費者に届けるプッシュ型の情報提供方法を検討することを付記すべきだと考える。 ・「重要度・緊急度・リスクに応じた効果的かつ分かりやすい情報提供を行う」と修正するとともに、食品のリコール情報について、消費者庁が一元的に管理し、地方自治体と連携して有効な報告制度を 	御意見を踏まえ、当該施策につきましては、現番号1、2、6に包含させることといたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供は迅速に行うこととすべきである。 ・冒頭に「消費者庁、国民センターは連携を密にして、」を追加する。 ・事故情報等に関してとても重要だと考えるがとても分かりにくい。消費者庁の役割がよく分からぬ。 ・『分かりやすい情報提供を行うよう努める「とともに、機密情報の取扱や公表することによる風評被害等についても十分考慮する』と修正してはどうか。 	
施策番号 6 (現番号 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱医療機関を拡大し、厚労省及び医薬品医療機器総合機構を関係省庁に含めるべき。(同旨1件) ・医療相談は専門的であり、消費生活センターのレベルでは相談が受けにくいため、医療相談の窓口を充実させてほしい。 	御意見を踏まえ、情報の収集・発信（1（1）ア）と情報の分析・原因究明（1（1）イ）に関する施策を集約して掲げるとともに、当該施策を現番号12のとおり修正いたしました。
施策番号 7 (現番号 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱の整備は「平成22年度末までに実施する」とすべきである。(同旨1件) ・あくまでも消費者の立場に立った対応がなされるような要綱とすべきである。 	緊急時における国の対処の在り方についての要綱は既に策定しており、本件施策は緊急時において当該要綱に基づき適正に対処することを内容とするものであるところ、御指摘を踏まえ、現番号3のとおり修正いたしました。
施策番号 8 (現番号 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・「記者説明会等を通じ、」という表現は削除すべきである。取りまとめた情報を提供するだけでなく、収集した情報を公開するという視点を施策に盛り込むべき。(同旨1件) ・施策番号9や10とも関連して、PIO-NETを大いに活用するために、できるだけ短期間に国が責任を持って配備すべきである。また、 	<p>御意見を踏まえ、旧施策番号8及び9を、現番号6のとおり統合いたしました。</p> <p>PIO-NETに収集される相談情報は、消費者からの聞き取り情報であり、事実が確認されたものではなく、慎重に取り扱う必要があるところ、必要な情報については、</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>PIO-NETが有効活用されるよう人材教育についても継続的・計画的に実施すべきである。(同旨 1 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策番号 8、9、10、11、12、13、150に共通するが、PIO-NET、事故情報データバンク等の情報を収集するとともに、将来的には国による保守の人的・費用のバックアップ体制を念頭に、国の総合的な「消費者情報ネットワークシステム」を構築すべきである。 ・施策番号 8～11について、情報を評価、解析する機能を強化するため、感度の高い専門性を備えた人材の育成、配置が必要。 ・国においては、PIO-NET情報を分析し、被害が広がるおそれのある場合は、事業者から勧誘の合理性（1年で倍儲かるなど）等の根拠の提出を求め、提出できない場合や合理性が認められない場合には、当該営業をやめさせるといった法的根拠のもと、消費者被害の未然防止を徹底的に行うべき。 	<p>適時適切な方法で提供しております。</p> <p>平成 20 年度補正予算により、現在、PIO-NET 端末の追加配備を実施しており、平成 21 年度末までには約 400 箇所に追加配備される予定です。また、国民生活センターにおいて、消費生活相談カード作成セミナー等を開催するなどの研修を実施してきているところです。</p> <p>国民生活センターにおいては、PIO-NET 情報の分析を担当する職員は適切に配置され、職員の育成も図られています。</p>
施策番号 9 (現番号 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・商品テストを実施する原因究明機関の一つとして、消費者庁、経済産業省も担当省庁とすべきである。テスト結果については、まとめた結果について関係省庁に照会した上で発表されているが、消費者庁が司令塔の役割行使することを考えれば、関係省庁の了解が得られなくても、必要な情報の公表は積極的に行うべき。また、事故情報には出てこない、集まりにくい情報を、消費者団体等と連携し収集し、重大な事故に至る前の未然防止に役立てるべき。(同旨 1 件) ・情報提供にとどまらず、広く国民に注意喚起を行ってほしい。ま 	<p>御意見を踏まえ、旧施策番号 8 及び 9 を、現番号 6 のとおり統合いたしました。また、消費者庁は商品テストを実施しませんが、消費者庁が国センに商品テストを依頼し、情報提供・消費者被害の未然防止・拡大防止を図るという施策全体の観点から、当該施策について、消費者庁を担当省庁に含むことといたします。</p> <p>なお、国民生活センターは、記者説明会等を通じ、広く国民に情報提供を実施しているところ、当該情報提供には注意喚起情報も含まれております。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>た、重大事故にはなっていなくても小さな不具合が事故の予兆である可能性もあるので、そのような声を集めることも大切。(同旨 1 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者事故等についての独立した調査機関の在り方」について商品テスト機能の充実強化を明記し、国民生活センターテスト部の充実（人、専門性、地方への拡充など）、都道府県における商品テスト機能の充実及び国による支援の検討をすべきである。(同旨 1 件) ・地方公共団体において独自に消費者へテスト結果等を周知するため、消費者庁は各テスト機関の有する映像情報を収集し、これをホームページに掲載するほか、地方公共団体にも提供するべきである。また、緊急に注意喚起が必要な場合は、地方公共団体に対してチラシ類の提供等を行うべき。 ・円滑な営業の確保のため、単純な表示の間違いについては偽装表示の対象としないでいただきたい。 	<p>また、商品テスト機能の充実強化については、現番号 1 7 において記載しています。</p>
施策番号 10 (現番号 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画を明記すべきである。また、事故情報の共有のために、端末配備機関を、専門機関・大学などの研究機関・弁護士会などにも拡大し、PIO-NETは情報の収集及び提供をするシステムとすべきである。（同旨 1 件） ・ここでの関係機関には消費者団体は考慮されていないように思われる。被害の救済や被害の防止のために活動している消費者団体には、国や国民生活センターが持っている情報の直接提供の検討をすべきである。 ・ハード（PIO-NET端末の整備等）、ソフト（行政職員及び消費生活 	<p>御意見を踏まえ、旧施策番号 10 及び 11 を、現番号 1 のとおり統合いたしました。</p> <p>PIO-NET に収集される相談情報は、消費者からの聞き取り情報であり、事実が確認されたものではなく、慎重に取り扱う必要があるところ、必要な情報については、適時適切な方法で提供しております。適格消費者団体に対しては、消費者契約法第 40 条に基づき必要な限度において提供がなされています。</p> <p>なお、現番号 129 に、消費者団体との意見交換に</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	相談員への情報取り扱いの徹底、意識と資質の向上等）両面における必要な体制整備及び財政支援を行うべきである。	ついても盛り込んだところであります。今後の施策の実施に際して、御指摘の点も参考とさせていただきます。 また、体制整備については、PIO-NET のシステム刷新及び端末の追加配備と併せ、地方自治体職員及び消費生活相談員向け研修を実施するなど、ハード及びソフトの両面から実施しております。
施 策 番 号 11 (現 番 号 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NETについて国民生活センターと消費者庁の関係が明確でなく、消費者庁を関係省庁に含めるべき。また、事故情報の共有のために、端末配備機関を、専門機関・大学などの研究機関・弁護士会などにも拡大し、PIO-NETは情報の収集及び提供をするシステムとすべきである。（同旨1件） ・新PIO-NETシステムは国が情報をを集めやすい仕組みではあるが、相談業務で使いやすいうように改善をしてほしい。（同旨1件） ・現時点では、PIO-NETに収集される情報を基にしての基盤整備は必要だが、将来的には消費者庁の「情報収集ネットワークシステム」として機能するよう整備するべきである。 ・PIO-NETのオンライン化による関係機関や相談員が閲覧できる仕組みを目指すといった消極的な姿勢ではなく、積極的に推進し、早期に実現できるよう努めるとすべきである。 	<p>御意見を踏まえ、担当省庁等に消費者庁を追加し、旧施策番号10及び11を、現番号1のとおり統合いたしました。</p> <p>なお、PIO-NETは、国民生活センターにおいて構築され、維持管理されており、PIO-NETに収集される相談情報は、消費者からの聞き取り情報であり、事実が確認されたものではなく、慎重に取り扱う必要があるところ、必要な情報については、適時適切な方法で提供しているところです。</p> <p>また、新PIO-NETシステムについては、相談員一人ひとりに端末が配備されるなど、相談業務で使いやすくなるよう準備中であるところ、刷新後のPIO-NETの運用状況を踏まえ、必要に応じて改善を検討いたします。「具体的な施策」欄にも、「関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します」と明記いたしました。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		PIO-NET のオンライン化による関係機関や相談員が閲覧できる仕組みについては、早期に実現できるよう努めているところです。
施策番号 12 (現番号 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・施策番号13と統合すべきである。データバンクに参画する全省庁を担当省庁に含めるべき。「データバンクの平成22年度中の構築と、運用状況の検証」を明記すべきである。関係機関の取りまとめた情報ではなく、収集した情報そのものを一元的に集約すべきである。 (同旨1件) ・施策番号13と統合した上で、文末を「～を運用し、運用状況の検証、改善に向けた検討を行う」と修正すべきである。担当省庁をデータバンクに参画する全省庁とすべきである。実施時期を「平成22年度以降継続的に運用し、運用状況の検証・改善に向けた検討について平成23年度までに一定の結論を得る」とすべきである。 (同旨1件) ・事故情報をどのように一元化集約しそれをどのように運用するのか具体的に記述すべきである。 ・具体的なメーカー・商品名まで公開するような情報の公表の在り方について具体的に検討すべきである。 (同旨1件) ・消費生活センターの商品テスト部門等の整備・充実強化対策についても施策として加え、具体的な施策も示すべきである。 	御意見を踏まえ、旧施策番号12及び13を統合し、現番号2のとおり修正いたしました。
施策番号 13	<ul style="list-style-type: none"> ・施策番号12と統合すべきである。 ・法務省以外の行政機関も事故情報データバンクへの参画を積極的 	御意見を踏まえ、旧施策番号12及び13を統合し、現番号2のとおり修正いたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
(現番号 2)	に進めるべき。 ・法テラスで受け付けた相談も、消費生活センターでも見られるようにしてほしい。	日本司法支援センターで受け付ける相談については、すべてが消費者問題に関するものとは限らず、また、個人の法的トラブルといった個人情報を扱っており、その取扱いには細心の注意が必要であるなどの問題があることなどから、今後、消費生活センターとの適切な連携・協力に向けて、更なる検討を行う必要があります。
施策番号 14 (現番号 19)	・収集した事故情報につき、公表・提供も進めるべき。救急救命活動での製品事故情報収集ができる体制を構築すべきである。食品安全委員会での危険性の評価において、ゼリーによる事故がこんにやく入りかどうかの情報がないまま評価されてしまっているなどの問題の是正を図るべき。（同旨1件）	御意見を踏まえ、現番号19のとおり修正いたしました。 なお、「救急救命活動での製品事故情報収集体制の構築」に関しては、「火災・災害等即報要領」において、「全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、ほかの地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故」について情報収集する体制を整えております。 その他、個別具体的な事案については、関係省庁間の連携の下、詳細な情報収集を行っているところです。
施策番号 15 (現番号 9)	・高齢者、障害者に対する事故防止プロジェクトや、高齢者、障害者に生じる類似事故の予防も子どもと同様に検討すべきである。 ・「周知の方法」なども具体的に考えてほしい。 ・安全教育として、交通事故や火災だけではなく、製品が本来持つ危険性を教えることを盛り込んでいただきたい。	子どもは、さまざまな不慮の事故に巻き込まれることが少なくありませんが、必ずしも「予防」の観点から効果的な対策がとられているとは言い難いとの指摘がなされております。そのため、事故を可能な限り防ぐという「予防」の観点に立って当プロジェクトを活用し、今後具体的な取組を進めていくこととしております。

該当箇所	意見概要	考え方
		御指摘の点については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
施 策 番 号 16 (現 番 号 10)	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁の所管業界団体に向けての施策であるため、「消費者基本計画」に盛り込むべき施策ではなく、削除すべきである。 ・「また、繰り返し起きている」以降を別の施策とし、消費者庁を担当省庁に含めるべき。高齢者、障害者に生じる類似事故の予防も同様に検討すべきである。 ・日本では高齢者の急増に伴い、ベッドや車椅子など高齢者や障害者の事故も増加している。「キッズデザイン」として年齢制限をするのではなく、「ユニバーサルデザイン」等の普及・推進にも取り組むとともに、製品の使い方等に関する効果的な情報提供の方法として、「ユニバーサルデザイン賞」等の表彰により普及・啓発を推進すべきである。 ・「事故情報は、教育委員会を通じて教育現場から保護者へ広くいきわたるようにする」旨も記載し、担当省庁に文部科学省と消費者庁を追加すべきである。 ・情報提供の方法については、地方自治体にまかせきりにするのではなく、具体的に検討してほしい。 	<p>子供の安全・安心は、政府として積極的に取り組むべき課題であり、当該施策については消費者基本計画に位置付けて取り組むことが必要であると考えております。</p> <p>また、ベッドや車イスも含めて、高齢者等の重大製品事故については、消費生活用製品安全法に基づいて調査を行い、必要に応じて事業者への指導や技術基準の改正等を行っているところです。</p> <p>ユニバーサルデザインに対する表彰は各地で行われており、現在でも普及・啓発が進められています。</p> <p>いずれにしても、子供、高齢者や障害者の立場に立ったものづくりが広まっていくことが重要であると認識しております。</p> <p>消費者庁においても、事故を可能な限り防ぐという「予防」の観点に立って「子どもを事故から守る！プロジェクト」に取り組んでいるところです。</p> <p>また、各省庁に収集される事故情報については、都道府県教育委員会等に対して情報提供を行っており、今後も引き続き実施する予定です。</p>
施 策 番 号 17	・事故調査委員会といった専門機関が必要であり、消費者庁も担当省庁に含めるべき。(同旨1件)	御意見を踏まえ、現番号15のとおり、調査結果の公表について明記いたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
(現番号 15)	・「調査結果については、報告書を作成し公表する。」とすべきである。	本施策については国土交通省において担当するものと考えられるところ、消費者庁としては、同省の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行っていきたいと考えております。 なお、独立した調査機関の在り方については、現番号13のとおり記載することとしました。
施策番号 18 (現番号 4)	・施策番号3と同様に、「平成22年度末までに一定の結論を得る」と記述すべきである。「消費者安全法に基づく情報収集を着実に実施し、その実施状況の検証を踏まえて、」部分は削除すべきである。 (同旨1件)	御意見を踏まえ、現番号4のように修正いたしました。
施策番号 19 (現番号 14)	・前段と後段は項目を別にすべきである。事故情報の分析、原因の調査・究明等について、消費者庁、国民生活センター等との連携等が必要で、担当省庁に含めるべき。 (同旨1件)	本施策については経済産業省において担当するものと考えられるところ、消費者庁としては、同省の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行っていきたいと考えております。
施策番号 20 (現番号 36)	・専門家人選においては、消費者の視点及び被害救済の経験等を考慮すべきである。 (同旨1件)	御指摘については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。 なお、記載内容については、より積極的に現番号36のように修正いたしました。
施策番号 21 (現番号 7)	・中小企業がリコールできる体制の検討(社告掲載費用、保険料等)が必要である。 (同旨1件) ・早期にリコール情報が国の隅々に行き渡る情報発信体制や問題発生責任による事業者の周知義務と併行して、広範で多様な情報発信	御意見を踏まえ、「リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。」との記述を追加いたしました。 なお、リコール体制については、リコール保険に加入

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>網（防災連絡網の類）の構築を検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者の特性を考慮して」との部分は自明であり、必要ないのではないか。 	<p>するなど企業における積極的な対応も重要であると考えます。</p>
施策番号 22 (現番号 8)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の解析に消費者目線をいれるために、担当省庁に消費者庁を加えるべき。自動車メーカーからの情報収集については、これまで以上に、国内外の死亡・負傷事故情報、物損事故、消費者苦情数、社内のフィールドレポート数など、海外で収集されているのと同程度の、リコールにつながる情報を早期に集める必要がある。（同旨1件） ・事業者の申出に限らず、消費者の立場から、迅速にリコール措置が講じられる体制整備の検討が必要である。 ・「自動車のリコール関連施策」について、自動車の不具合や安全性に関する消費生活相談件数は常に上位にランキングされておりながら、原因究明テストが困難であるためメーカー側の結果報告に基づく判断になりがちである。（独）交通安全環境研究所（国土交通省所管）などにおいて積極的に原因究明テストを受け入れてもらえる体制の整備をお願いしたい。 	<p>本施策については国土交通省において担当するものと考えられるところ、消費者庁としては、同省の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行っていきたいと考えております。</p> <p>情報収集については、不具合情報や事故・火災情報など幅広く収集しているところであります。</p> <p>自動車や自動車部品について、設計・製造に原因があると考えられる事故等があった場合には、製品の内容を最も把握している事業者が調査を実施し、改善措置を講じることが重要かつ効率的であるため、事業者が自主的にリコールを行うことが基本となっております。また、消費者からの不具合情報やその他情報を収集・分析することにより、迅速かつ適切なリコールが行われるよう指導しているところであります。</p> <p>なお、（独）交通安全環境研究所は、独立行政法人交通安全環境研究所法第12条第3号に基づき、国土交通省から指示のある事案について技術的検証を行っておりますが、個々事案の原因究明対応は行っておりません。また、費用対効果の観点からも、同研究所による対応は困難で</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>あると考えております。</p> <p>なお、国民生活センターホームページにおいては、車両・乗り物を扱う商品テスト機関を紹介しているところです。</p>
施策番号 23 (現番号 37)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が利用しやすいマニュアルとすべきである。 家庭用化学製品については、環境への影響も視点に入れる必要があるため、「洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」に関して、これらの成分、10種の合成界面活性剤がPRTR制度における「第1種」に指定されているという事実をきちんと伝える内容とする必要がある。また、担当省庁等に環境省を付加する。 	<p>「利用しやすいマニュアルとすべき」との御意見を踏まえ、現番号37のとおり記載内容を修正いたしました。</p> <p>洗浄剤・漂白剤中の合成界面活性剤成分については、PRTR制度等を考慮した内容を当該マニュアルに盛り込むことを検討させていただきます。</p> <p>御指摘いただいた「洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」については、厚生労働省において作成予定であり、環境省が担当となる立場ないと考えておりますが、必要に応じ適宜協力・連携を行ってまいります。</p>
施策番号 24 (現番号 24)	<ul style="list-style-type: none"> トレーサビリティに係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。また、担当省庁は農林水産省、厚生労働省とすべきである。 (修文案) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」、及び「食品衛生法第3条第2項」に基づき、農林漁家や食品事業者等における仕入等の記録の作成・保存の義務付けの普及・拡大について検討し、必要に応じて所要の措置を講じる。 制度を定着させていただき、悪質な業者には取り締まりなどを強 	<p>御意見を踏まえ、関係省庁で連携する旨を追記いたしました。また、トレーサビリティの検討に際しては、中小事業者の実行可能性について十分に考慮する必要があると考えております。</p> <p>なお、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の附則において、政府は、飲食料品について、取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成・保存等について検討を加え、必要があると認め</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>化してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国食品製造業は、事業所数の99%、製造品出荷額の約8割が中小零細事業者によって担われているという状況を踏まえるとともに、食品製造事業者の意見を十分に聴取し、食品の生産・加工の実態、食品製造事業者の実行可能性を十分に検討していただきたい。 ・特定の省および庁に限定した取組みと捉えるべきでなく関係省庁にまたがる総合的な取組みとしていただきたい。（施策番号25、26、29に関連） 	<p>るときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされております。</p> <p>厚生労働省においては、食品衛生法第3条第2項に基づき、「食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)」を作成し、都道府県等と連携して、食品等事業者等関係者に対し周知、指導しているところです。</p>
施策番号 25 (現番号 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・GAPに係る施策について総合的に記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 (修文案) 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤づくりを進めるとともに、産地における更なる取り組みの普及・拡大をはかる。 ・施策26のように具体的な支援内容を入れてはいかがか。 ・「高度な取組内容を持つ」及び「と取組内容の高度化」を削除すべきである。 	<p>御意見を踏まえ、現番号25のとおり、具体的な支援内容に関する記述を追加いたしました。</p> <p>取組内容の高度化については、今後のGAP推進の重要な課題であることから、原案どおり盛り込ませていただきたいと考えます。</p>
施策番号 26 (現番号 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 (修文案) 中小零細規模の食品製造事業者層に対して、HACCP手法に基づく衛生管理の考え方の定着や一般的衛生管理に基づく食品の製造の徹底を図るために必要な措置を講ずる。担当省庁は農林水産省、厚生労働省とすべきである。 ・零細規模層の食品製造事業所に対しては、「一般的衛生管理を徹 	<p>中小規模層の食品製造事業者のHACCP手法の導入を促進するとともに、零細規模層の食品製造事業者は、直ちにHACCP手法を導入することが困難なため、HACCP手法導入の前提となる一般的衛生管理の徹底を図ることが重要であると考えております。</p> <p>厚生労働省においては、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>底させる」とあるが、基準が必要。HACCP手法の研修を行い、取り組み可能な項目から行うようにする方法も考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「低コスト導入手法の構築」の例示として、地域HACCPなどを挙げるべき。 	<p>工程について、食品衛生法第13条に基づく承認制度を導入しており、御指摘の中小零細規模の食品製造事業者層など事業規模に応じた衛生管理の取組は行っておりません。なお、都道府県等においても、都道府県等が自主的に推進すべきものとして、HACCP取得のための認証制度が設定されています。</p> <p>一般的衛生管理については、都道府県が条例で基準を定め、これに基づいた指導が行われているところです。</p> <p>「低コスト導入手法の構築」とは、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づいて定めている「基本方針」の施設要件を弾力化したことに伴う新たな低コスト導入手法を構築することを考えております。なお、同法の認定を受けた企業が、総合衛生管理製造過程、地域HACCP等のHACCP認証を取得することが望ましいと考えております。</p>
施策番号 27 (現番号 38)	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度にも取りまとめる」ことは明記すべきである。（同旨1件） ・PL法は生命・身体の安全に加え財産関係の拡大損害についても対象となるため、消費者問題に関する裁判例等は広く収集・整理する必要がある。その際には、消費者に有利な裁判例のみならず、事業者団体等からの協力を得て、消費者に不利益な裁判例についても収集・分析、公表すべきである。 	<p>消費者被害等の防止の実効性を確保するためには、御指摘のとおり、製造物責任法の裁判例の収集・公表が有益な手段となります。そのため、関係機関等の協力を得て、裁判例等の情報収集の体制整備を図るとともに、適時・適切に消費者庁のホームページ等で公表し、情報提供に努めていきたいと考えております。</p> <p>法改正の必要性については、上記体制を整備し、裁判</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・「～公表を行いつつ、PL法改正について検討する」と修正すべきである。実施時期については、「法改正については、平成23年度までに一定の結論を得る」とすべきである。 ・消費者庁は、平成22年度に結論が得られるように「PL法の改正」を検討すべきである。 ・「製造物責任（PL）法に基づく訴訟事例を調査・分析し、消費者被害防止への実効性を図るため、必要な点について法改正を図る。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。（同旨1件） ・「製造物責任（PL）法に基づく訴訟を提起された場合、その内容を収集する制度を海外の制度を参考に導入する。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。 ・「製造物責任（PL）法に基づく訴訟事例の収集・提供体制を整備し、欠陥判断が示された案件について該当する製品名を公表する。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。 	<p>例等の事例を集約・分析し、運用状況の実態を把握した上で必要に応じ検討すべき事項であると考えております。</p>
施策番号 28 (現番号 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に関するリスクコミュニケーションに係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 （修文案）リスクコミュニケーションで関係者から出された意見・情報について、反映の有無の工夫、及び反映の有無の理由が明確となるような情報提供を実施する。 ・「関係省庁等と連携して、食品の安全性に関する適切な情報提供 	<p>御意見の趣旨を踏まえ、現番号21のように施策を拡充いたしました。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>に努めるとともに、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。」とあるが、「リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な手法を明確にし、反映の結果を公表する。」とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会への消費者の参加、消費者の立場に立ったリスク評価の在り方、双方向性を遵守する本来のリスクコミュニケーションの在り方を前提に検討すべきである。（同旨2件） ・政府全体で行う食品安全行政に関する総合的なリスクコミュニケーションについて消費者庁が全プロセスに関与することを明記していただきたい。 ・食品の安全行政に関わるリスクコミュニケーションの推進について <ul style="list-style-type: none"> ①政府全体で行う食品安全行政に関する総合的なリスクコミュニケーションについて、実施計画の策定・運用及び実施後の定期的な改善が有効に実施されるよう、消費者庁が総合的な調整を行うこと。 ②リスクコミュニケーションで関係者から出された意見・情報について、反映の有無の工夫、及び反映の有無の理由が明確となるような情報提供の実施。 ③リスクコミュニケーションを担う人材育成の推進。 ・以下のとおり、項目を複数に分けるべき。 ①消費者庁におけるリスクコミュニケーションの総合調整機能の発揮に向けた、関係省庁会議の運営規定の整備」について記載し、実 	

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>施時期を「平成 22 年度までに一定の結論を得る」とすべきである。</p> <p>②「関係省庁等と連携して、食品の安全性に関する適切な情報提供に努めるとともに、リスクコミュニケーションで関係者から出された意見・情報について、施策への反映の有無の理由が明確となるような情報提供の実施」について記載すべきである。</p> <p>③「リスクコミュニケーションを担う人材育成の推進と、人材育成プログラムの策定と普及」について記載し、実施時期を「平成 22 年度中にプログラムを策定する」とすべきである。</p> <p>④食品の安全に関わる機関・組織（事業者、消費者団体、地方自治体等）が行うリスクコミュニケーション活動（例：リスクコミュニケーションを向上させるためのフォーラム、保健所の公開見学会など）への国の支援策の検討」について記載し、実施時期を「平成22 年度までに一定の結論を得る」とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に関するリスク管理は、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを目的として、科学的知見に基づいて、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を探る必要がある。また、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映し、リスク管理措置を講ずることが必要と考える。 ・担当として多くの省庁が挙げられているが、ぜひ、しっかりと連携を行い、具体的のプランを立てて推進していただきたい。 	
施策番号	・食品安全に関するリスク管理に係る省庁横断的な施策として記載	御意見を踏まえ、担当省庁等に厚生労働省を追加いた

該当箇所	意見概要	考え方
29 (現番号 22)	<p>される必要があるため、案の通り修文する必要がある。また、担当省庁は農林水産省、厚生労働省とすべきである。（同旨1件） (修文案)</p> <p>食品安全に関するリスク管理は、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を執る必要があるが、その際、科学的知見に基づいて行うとともに、健康影響リスクが大きいと予測される場合には、科学的知見が不十分であっても国民の健康への悪影響を防ぐために暫定的な措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施策に、消費者庁と厚生労働省を追加すべきである。（同旨1件） ・「科学的知見に基づき」とあるが、リスク管理においては、国民の不安、不信などの要素も十分勘案した措置をお願いする。 ・「科学的知見に基づくとともに、科学的知見が確定していないような事例にあっては予防原則に基づき未然防止のための措置を執り、国民の健康への悪影響を防ぐ必要がある」との趣旨を記載すべきである。（同旨2件） ・「食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じる。」とあるが、「国際動向を配慮しつつ国民の意見を重視した措置を講ずる必要がある」とすべきである。 	<p>しました。</p> <p>食品安全基本法第11条に基づき、人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないときは、関係行政機関と連携し暫定的な措置を講じております。また、食品安全基本法第5条に基づき、食品安全に関するリスク管理は、国際的動向や国民の意見に十分配慮しつつ科学的な知見に基づいて講じており、御指摘の趣旨については、今後の施策の実施に際してもご参考とさせていただきます。</p> <p>消費者庁としても、取組内容について適宜情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行ってまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・施策番号91のエステ業界、施策番号153の警備業界に限らず、トラブルの集中している業界を洗い出し、指導を強める必要があることから、具体的な施策として、「過去一年に遡って消費者トラブルの多い業界に対して、指導強化と業界基準の作成、従業員に対する基準指導の強化」を追加すべきである。 	御意見については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁及び総務省は、平成23年度に一定の結論が得られるよう 「プライバシー保護に関する第三者機関の設置の検討」をすべきである。 	<p>個人情報保護法の執行について、執行機関として第三者機関を設置すべきという御意見であれば、平成19年6月に国民生活審議会で取りまとめた「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」の中で、「第三者機関の設置については、国際的な整合性も踏まえ、中長期的課題として検討することが必要」とされており、今後もその方針に従ってまいります。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基本法に消費者の権利を明文化し、食品安全委員会に消費者代表委員を選任するとともに、消費者庁に移管すべきである。 	<p>食品安全委員会に消費者代表委員を選任することについては、食の安全性に関するリスク評価は科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行われる必要があること、食品安全委員会は利害調整を行う場ではないことから、極めて慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p>また、食品安全委員会を消費者庁に移管することについては、</p> <p>① 食品の安全性に関するリスク評価は科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われる必要があり、政策判断等によって左右されるべきものではないこと</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>② 食品安全基本法はリスク評価をリスク管理から独立して行うことを旨として制定された経緯がある中で、消費者庁からの独立性も維持される必要があることから、適当でないと考えます。なお、消費者庁設置時に、食品安全に消費者の視点を重視する必要がある一方、食品安全委員会の科学的中立性を担保する必要があることから、消費者と食品安全を同一の大蔵が所掌することとし、食品安全委員会の消費者庁への移管は行わないとしたところです。</p>
新規施策	・食品分野について、食品安全基本法第21条第1項に基づく基本的事項について所要の修正を行うべきである。	御意見を踏まえ、現番号20として新規施策を追加いたしました。
新規施策	・建築基準法その他の建築関連法令の住宅の安全性に関する規定部分を、住宅安全に特化した法令へ統合・整備するとともに、建築士制度の改善、建築確認・検査制度の実質化を図るべき。また、補助金・税制措置等による耐震診断・耐震改修の強力な推進等により既存不適格住宅の解消に向けた対策を強力に推進すべきである。	<p>建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全上、衛生上、防火上の観点から、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めており、住宅、非住宅を問わず原則として建築物は当該基準を満たす必要があります。また、その他の建築関連法令とは趣旨が異なることから、住宅安全に特化した法令へ統合・整備する必要はないと考えます。</p> <p>また、補助金・税制措置等による耐震診断・耐震改修の推進により既存不適格住宅を解消することは、「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」を基本とする消費者政策には該当しないため、計画に位置づけることはな</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		じまないと考えます。
新規施策	・「不当表示・危害の恐れのある食品の回収・公表制度を検討する。」を追加すべきである。	食品衛生上の危害を除去するため、食品衛生法の規定に基づき廃棄処分命令等を行うことができるとされております。また、JAS 法により、不当表示を行った場合、指示・命令を行うとともに公表を行うこととされており、悪質な産地偽装については、平成 21 年 5 月より罰則が強化されております。
新規施策	・ J A S 法「玄米及び精米品質表示基準」について、①単一銘柄米の「産地」「品種」「産年」表示の妥当性、②複数原料米表示の内訳表示、③「ふるい下米」の定義と基準の必要性、を検討するべきである。また、新たな品質表示基準として、食品に農薬使用状況の表示を義務付けるべきである。	現番号 6 9において、御意見の趣旨も含め、食品表示に係る法体系の在り方の整理・検討を行うこととしており、今後の施策の実施に際して、御指摘の点についても参考とさせていただきます。
新規施策	・「事業者のリコール対応や軽微な事故、不具合対応など、事業者の自主的判断に依拠する分野について、消費者利益の擁護を踏まえた制度的整備を図る。同分野に関する基本法を制定する。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。	リコールについては、現番号 7 のとおり記述を充実させるとともに、いただいた御意見については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
新規施策	・「事故関連情報の一元的提供体制を整備する。リコール社告を含むリコール対応関連情報を一元的に管理・提供する。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。	リコールについては、現番号 7 のとおり記述を充実させるとともに、いただいた御意見については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
新規施策	・「リコール社告の JIS 規格(JIS S 0104)を参考にし、食品を含む製品・商品に関するリコール社告を規格化し、その普及を図る。」（担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省）を追加すべきであ	御意見を踏まえ、現番号 2 7 として新規施策を追加いたしました。 なお、必要性について検討し、規格化を行う際には、

該当箇所	意見概要	考え方
	る。(同旨 1 件)	幅広い意見を反映していく必要があることから、関係者の積極的な参加を願いたいと考えております。
新規施策	・「現行の消費生活用製品事故に関する報告対象について重大事故の範囲を見直し、対象を拡大する。事故関連情報の報告義務をメーカー・輸入業者から、販売・流通事業者へと拡大を図る。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等) を追加すべきである。	現番号 4 には、御指摘の趣旨も含まれているところであります、今後の施策の実施に際して、御指摘の内容も参考とさせていただきます。
新規施策	・「食品事故に関するメーカー・輸入業者・流通・販売事業者の報告義務制度を導入する。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省) を追加すべきである。(同旨 1 件)	御指摘のような報告義務制度については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
新規施策	・「事故関連情報の社会的共有化をめざし、消費者・市民団体、高齢者団体、乳幼児団体をはじめ、医療・高齢者施設・教育関連機関などとの相互コミュニケーションを可能とする連携を構築する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等) を追加すべきである。	御指摘のような連携体制については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
新規施策	・「民間 ADR 機関と連携し、収集情報についての共有化を図る。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等) を追加すべきである。	裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等との連携に関する施策については、現番号 113 以下に集約して掲載いたしました。現番号 113 では、国民生活センターと民間 ADR 機関との連携について明記いたしました。
新規施策	・「用途ごと、製品ごとに規制の異なる化学物質について一元的に管理する化学物質管理一元化法を制定する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等) を追加すべきである。	化学物質管理については、「2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小化する方法で生産・使用されるようになる」という国際的に合意された目標を達成するための国内実施計画を平成 24 年までに策定し、幅広く様々な取組を盛り込むこととしております。

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>なお、御指摘の点については、化学物質による悪影響を防止すること等を目的とする様々な法制度に基づき、化学物質の用途や特性に応じた異なる管理手法を通じて、関係府省の密接な連携の下、適切な対応を行っているところであります。必要な見直しも行ってきたところです。今後とも、人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めるため、包括的な管理に取り組むこととしております。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者の安全性確保へ向け、安全性評価が終了しておらず、危険性が明確になっていない化学物質について、慎重に扱うことを明記した予防原則法を制定する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。 	<p>化学物質管理については、「2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小化する方法で生産・使用されるようになる」という国際的に合意された目標を達成するための国内実施計画を平成24年までに策定し、幅広く様々な取組を盛り込むこととしております。</p> <p>なお、御指摘の点については、第三次環境基本計画において、中長期的な目標として「深刻な影響又は不可逆的な影響が懸念される問題については、完全な科学的確実性が欠如していることを環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由とせず、必要に応じて機動的に対応し、迅速にリスク評価を実施し、その結果が適切に対策に反映されること」と定められております。化審法に基づく新規化学物質の事前審査制度や人への長期毒性や高次捕食動植物への毒性が不明な段階で監視の対象とする第</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		一種監視化学物質の指定制度、化管法に基づく特定の化学物質の環境への排出量等の把握・届出に関する措置（PRTR制度）など、予防的取組方法の考え方方が反映されている制度を通じて、化学物質対策を推進しているところです。
新規施策	・「科学的評価等を迅速にかつ正確に実施した上で、国民に分かりやすい説明、リスク管理措置に対する積極的なフォローアップを行うことによって、科学的知見に基づく「情報の収集・整理」「評価」「勧告・広報」の各機能の十全な発揮及び有機的な連携の強化を図る。」（担当省庁等：食品安全委員会）を追加すべきである。	<p>御意見を踏まえ、科学に基づくリスク評価については、その機能の強化を図る旨を新規施策として、現番号23に追加しております。</p> <p>また、御意見にある科学的知見に基づく「情報の収集・整理」「評価」「勧告・広報」の各機能の十全な発揮及び有機的な連携の強化等については、食品安全委員会の平成22年度の業務運営計画に盛り込んで実施していく予定です。</p> <p>なお、「 국민に分かりやすい説明」や「広報」についての御指摘の趣旨は、現番号21のリスクコミュニケーションの推進に関する施策に盛り込まれており、必要な取組を行ってまいります。</p>
新規施策	・「食品の安全基準の策定などへの消費者の意見反映を確保するため、消費者からの意見の申出制度や異議申立制度を導入する。」（担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省）を追加すべきである。	消費者の意見を消費者政策に反映するための制度を創設するためには、体制整備に向けた様々な検討が必要となります。また、本計画においても、消費者の意見を消費者政策に反映するための方策として、検証・評価を行うに際し、本計画の実施の状況や取り組むべき施策等について、消費者等からの意見募集を行うほか、消費者団

該当箇所	意見概要	考え方
		体等へのアンケートやヒアリング、意見交換会等を行うことなどを総論に記載しており、消費者等の意見をより的確に次年度の具体的施策に反映することといたします。
新規施策	・「食品事故に関する被害救済制度を民間と連携して導入し、速やかな救済を図る。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省)を追加すべきである。	御意見については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
新規施策	・「輸入食品の安全性確保へ向け、消費者の求めに応じて輸入もとの政府に安全策を確認し、その結果を公表する仕組みを構築する。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省)を追加すべきである。	<p>輸入食品の安全性確保に関しては、旧施策番号146の記述を充実させ、現番号33において、「輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施や担当官の増員、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります」と明記いたしました。</p> <p>なお、輸入の全体的な傾向を踏まえ、輸出国の生産等の段階における衛生対策の推進を図るとともに、厚生労働省が実施した輸出国政府への安全策の確認については、HPに公表することに努めているところです。</p>
新規施策	・「国際的な動向を踏まえ、ナノテクノロジーを応用した食品への対応を強化し、予防原則を導入した措置をとる。」(担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省)を追加すべきである。	<p>ナノテクノロジー技術については、現状、その定義や安全性の評価手法等について、国際的に議論が定まっていない状況であることから、引き続き情報の収集に努めていくこといたします。</p> <p>食品安全に関するリスク管理については、食品安全基</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		本法に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じており、本計画においては、現番号22で盛り込んでいるところです。
新規施策	<p>・「高齢者の介護職の安全を確認する取組を強化するため、介護施設の介護食の記録の義務化及び介護食品製造事業者の高度な衛生管理を徹底させる。」（担当省庁等：消費者庁・厚生労働省）を追加すべきである。</p>	<p>「介護施設の介護食の記録の義務化」について、健康増進法の特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設）に該当する場合には、献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、備え付けることとされているほか、衛生管理については、食品衛生法、その他関係法令の定めに準じています。また、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成十二年老発第二一四号）等により、特別養護老人ホーム等の介護保険施設における調理の実施状況の記録、検食簿、食事せん等の帳票書類の作成を周知しているところです。</p> <p>「介護食品製造事業者の高度な衛生管理」について、食品衛生法においては、介護関係に関わらず、営業を目的として食品を取り扱う場合においては、採取業を除き、一律に規制の対象としています。また、営業以外の形態である集団給食施設についても、営業の禁停止等の規定を準用することにより、食品の安全を確保できるようにしています。具体的な指導については、厚生労働省において「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「食品等事</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を定め、各自治体において必要な指導が行われているところです。
新規施策	・一般的な消費者利用施設に対しては、消費者庁が主管省庁となって、安全点検や危険箇所の排除等を指導、命令できるような仕組みを消費者安全法に取り入れるべき。	二重行政を回避する観点から、「すき間事案」に該当する場合を除いては、まずは施設の所管省庁が対応すべきと考えますが、消費者庁としても、各省庁の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な働きかけを行ってまいります。
新規施策	・重大事故が起こった際のメーカー名や型式名の公表基準を作成すべきである。	消費生活用製品安全法においては、消費生活用製品に関する重大製品事故としての報告であって、製品起因が疑われる場合はメーカー名や型式名の公表を行っております。
新規施策	・国、都道府県、政令指定都市、その他の市町村の商品テスト部門の役割分担を明確にした上で、国の総合的な商品テスト機関の統括の下、都道府県若しくは近畿地方などの地方ごとに、一定のレベルを有する商品テスト機関を設置すべきである。	商品テスト機関に関する御意見については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
新規施策	・消費者の不安をあおるような報道や、根拠がないか又は健康被害のおそれのある食べ物を推奨するような報道を自粛するようマスコミに求めるべき。	御意見を踏まえ、消費生活に関する適切な情報発信等に努めることにより、消費者に正しい情報が伝えられるよう努めてまいります。
新規施策	・医薬品・医療機器の安全について、以下の施策を盛り込むべき。 ・調査・勧告権限を有する第三者監視機関の創設 ・国民が厚労省に対し権限発動を促す申立ができる制度の創設	御指摘の施策については、厚生労働大臣の下に設置した「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」において、今年度末を目途に「最

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の生命と健康を守ることを最優先の課題として予防原則に立脚した薬事行政を行うことを明確化する薬事法改正 ・臨床研究と治験を一貫して管理する法制度の創設 ・医薬品に関する情報公開の徹底 ・医薬品副作用被害者救済制度の救済対象の拡大と給付の充実 ・市販後安全対策強化のための諸制度整備・人材育成 	<p>終提言」として取りまとめるべく、現在鋭意御議論をいただいている最中です。厚生労働省としては、当該最終提言を踏まえ、医薬品等の安全性を確保できる仕組みづくりを検討していくこととしております。</p> <p>なお、厚生労働省としては、国民の生命及び健康を守ることが何よりも重要であると考えております。最終提言を踏まえ、その実現を通じて薬害の再発防止に取り組んでいく所存です。</p>
新規施策	・「食品の自給率向上を目指すための施策を推進させる。」(担当省庁等：農林水産省)を追加すべきである。(同旨1件)	本年3月30日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、カロリーベースの食料自給率の目標として初めて50%という高い目標を掲げました。
新規施策	・「有機農業、減農薬農業の支援策を強化する。」(担当省庁等：農林水産省)を追加すべきである。	御意見を踏まえ、新規施策として現番号148のとおり追加いたしました。
新規施策	・消費者庁内の食品安全分野の担当部署及び機能を明確にするため、組織再編を含めた検討を行うべきである。	<p>御指摘の内容については、今後の食品安全行政に係る検討に際して参考とさせていただきます。</p> <p>また、御意見に関連して、現番号20において「内閣府及び消費者庁における所要の体制整備」を盛り込んでおります。</p>
新規施策	・食品安全委員会のリスク評価の強化に向けた情報収集及び研究・調査の在り方について検討すべきである。	<p>御意見を踏まえ、リスク評価については、その機能の強化を図る旨を、新規施策として、現番号23に追加しております。</p> <p>また、御意見にある情報収集及び研究・調査について</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		は、食品安全委員会の平成 22 年度の業務運営計画に盛り込んで実施していく予定です。
新規施策	・広域的な食中毒の発生時をはじめ、食品の安全に係る緊急事案に対する国の対応をルール化すべきである。	食品の安全を含む緊急事案に対する国の対応については、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」を既に策定しております。
・ 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保		
施 策 番 号 30 (現 番 号 42)	<p>・民法改正の動向を待つのでなくて、早急に改正に向けて取り組むべき。</p> <p>【理由】①IT社会や高齢社会等の経済社会の変化に伴い新たな消費者被害が出現しているが、現行の規定では救済できない。</p> <p>②消費者相談に寄せられた消費者被害の実態を分析すると、新手商法や脱法的な事業行為等により、現行の消費者契約法では救済できない消費者被害が多発していること。</p> <p>③上記を踏まえて、内閣府における「消費者契約法評価検討委員会」等で改正に向けた検討がなされて、規定内容の追加と改正の必要性が提起されていること。</p> <p>④消費者契約法制定の附帯決議にも、五年後の見直しを決議されていること。</p> <p>⑤上記③の検討結果に最新の相談分析等を加えて、早急に改正し、消費者被害の救済と消費者の利益を確保することが急務である。</p> <p>⑥基本計画においては、「民法（債権関係）改正の法制審議会における議論の動向等に留意し検討する。」とあるが、上記のように、</p>	<p>御意見を踏まえ、現番号 42 について、「民法（債権関係）改正の議論と連携して検討」することとともに、実施時期についても「平成 22 年度以降、前段については、問題点の把握を行い、後段については、検討に着手します。」といたしました。また、差止訴訟の対象について、「適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します」と明記いたしました。</p> <p>消費者契約法は民法の特別法であるところ、民法（債権関係）の改正が法制審議会に諮問されている以上、当該議論の動向等と連携して検討すべきと考えます。また、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方等の検討に当たっては、御意見も踏まえて検討してまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>救済すべき消費者被害は多いのに放置されている状況であり、経済社会の変化による新たな消費者取引に即応していない。従って、現行法の改正は急務である。</p> <p>⑦消費者契約法は、消費者と事業者間の取引について、その格差を踏まえて、より具体的な内容を捉えた判りやすい規定であり、消費者被害の救済のためは当然のこと、消費者取引の適正化を図る市場環境の整備にも寄与している。包括的な規定の民法への導入等の検討結果を待つことなく、消費者契約法の特徴を見極め、改正を早急に行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法の実体規定の改正作業（適合性原則・不招請勧誘・情報提供義務あるいは状況の濫用などに関する消費者取消権の拡充）が法制審議会における民法（債権関係）改正の議論と併行し、あるいは先行して行われるべきである。（同旨 1 件） ・「法制審議会における議論の動向等に留意し検討する」については「法制審議会における議論と並行して検討する」に変更すべきである。そもそもこの項目は、消費者契約法施行後 5 年で検討されるべきであった課題であり、早急な検討がなされるべきである。（同旨 3 件） ・以下の行為を消費者団体訴訟制度の差止対象とすることを検討するとすべきである。 <p>民法 90 条違反行為 96 条 1 項違反行為</p>	

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>借地借家法違反行為 不正競争防止法違反行為 景品表示法4条1項3号により内閣総理大臣が指定した不当な表示、特定商取引法に定められた以下の行為 再勧誘の禁止違反（特商法3条の2等）、書面交付義務違反（特商法4条等）、禁止行為の一部（特商法6条4項等）、指示事項違反（特商法7条等） 不当な約款の推奨行為 (同旨3件)<ul style="list-style-type: none">・「法制審議会での議論とも並行して早急に検討する」と改めるべき。また、民法とりわけ債権法改正作業は、本計画においても、消費者の利益の擁護及び増進・消費者の権利の尊重及びその自立の支援の実現を目指すものでなければならず、既存の消費者保護法令の発展を促進させる範囲で進められるべきことを明記すべきである。・消費者契約法の規制の在り方については、法制審議会の議論の動向を待つことなく、消費者庁が主体となって消費者利益の擁護の観点から議論をすべきである。（同旨1件）・消費者契約法の取消となる不当勧誘・無効とする不利益約款等の規定について、民法改正の動向を待たずに22年度中に改正に向け取り組むべきである。・実施時期を「平成23年度までに一定の結論を得る」とすべきである。 </p>	

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法の改正議論にあわせ、特定商取引法・景品表示法における差止請求の対象について、適格消費者団体の活用状況をふまえ、その拡大の必要性を検討する項目を追加していただきたい。 ・『～インターネット取引の普及「や健全な事業者の取引活動への影響等」を踏まえつつ、「その利便性、国際性にも配慮し健全な利用者にとって過度な規制とならないように」、消費者契約の不当勧誘～』と修正してはどうか。 	
施策番号 31 (現番号 47)	<ul style="list-style-type: none"> ・商品先物取引について消費者保護を図るため商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行うこと、平成21年7月10日施行の商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行うこと、とりわけ同法が採用した不招請勧誘の原則的禁止については、他の金融サービス取引一般に妥当する基本的な法原則として、その適用領域の拡大を検討すべきである。また勧誘電話拒否登録制度の導入に必要な措置を速やかに講ずるべき。 ・商品先物取引法については、掲載の担当省庁に消費者庁・警察庁が連携して、同法の迅速かつ適正な執行が強化されることを強く望むとともに、既に法規制を逃れた新手の類似商法や法規制を回避するような手口で勧誘する事業者を封じる手立ても、所管庁に任せることではなく、消費者庁が指示して講じておくべき。(同旨1件) ・商品先物取引法にも、金融商品取引法にも、対象に関する包括的規定がないために、すでに排出量取引などいずれの対象にもならないデリバティブ取引が存在する。包括規定の取り入れが必要である。 	<p>「商品先物取引法」が平成21年7月10日に公布されたところであり、同法の施行後は、御指摘のとおり迅速かつ適正な執行を行います。</p> <p>勧誘電話拒否登録制度の導入は、商品先物取引だけでなく、消費者保護行政全体に係る課題であることから、政府全体として考えるべき課題です。しかし、実施体制の整備といった問題もあることから、経済産業省としては、他省庁の対応方針についても確認してまいりたいと考えます。</p> <p>現行法の下においても、情報提供等を通じて関係省庁間の連携を図っているところであります、引き続き連携してまいります。</p> <p>排出量取引制度については、政府において検討がなされているところであります、今後、制度が具体化する中で関係省庁と対応を検討してまいりたいと考えます。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	(同旨 2 件)	
施 策 番 号 32 (現 番 号 45)	<ul style="list-style-type: none"> ・盜難カードによる不正利用のケースについて、与信業者に対し本人認証義務を課すことや、決済代行業者について、研究を深め、決済代行業者に対しても行政的な加盟店管理義務ないし適正与信義務を負担させることを検討するべきである。 ・割賦販売法 1 条は「割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずること」を第一次的な目的として明記しており、この観点から同法を適切に運用すべきと改めるべきである。適切な運用の前提として、クレジット被害の実態の把握は必須であり、この点も明記すべきである。 ・マンスリークリア一からリボへの組み替えによる割賦販売法の適用逃れのようなクレジットカード取引についての問題点の調査などを項目に入れるべきである。 ・リボ払いによる多重債務者の発生被害が拡大しないよう迅速で効果的な方策の検討を行うべきである。(同旨 1 件) ・国際クレジットや決済代行業者、カード会社の直接加盟店、間接加盟店など責任の所在が複雑なケースについて、これらの法整備の現状と課題を整理すべきである。(同旨 1 件) ・「平成20年6月に成立した改正割賦販売法の適切な運用、関係事業者への遵守を徹底すること、及び、直接には法律が適用されないものの深く関連する事業者への適用も検討し、脱法的な取引を排除し、 	<p>盜難カードによる不正利用に対しては、暗号化された I C 型クレジットカードの利用を推奨する等本人確認を強化することにより、不正利用による被害の減少に向けて取り組んできたところであります、今後も積極的に対応してまいります。決済代行業者による被害の現状も把握しつつ、割賦販売法の運用を通じて、適切な対応を進めてまいります。</p> <p>クレジット被害の実態の把握については、御指摘の趣旨は該当箇所の記載に含まれているものと理解しております。クレジットカード取引についての問題点を把握しつつ、検討を進めて参ります。なお、マンスリークリアからリボへ組み替えられた取引は、割賦販売法の適用の対象となっているところです。</p> <p>リボ払いについては、業界でも消費者の理解しやすい情報提供に取り組んでおり、健全な取引となるよう、今後も対応を進めてまいります。</p> <p>国際化したクレジット被害についても、国際ブランド等の協力を得つつ、割賦販売法への適用を通じて、迅速に対応してまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>クレジット取引の健全化を図る。」とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法の対象とならなかった包括クレジット分野の被害、決済代行業者や海外ブランド提携カード等が関係する国際化したクレジット被害に迅速に対応すべきである。(同旨 1 件) 	
施策番号 33 (現番号 41)	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象的過ぎる。「現に生じている被害実態に即して適時適切に厳正な執行を行う。」と改めるべきである。 ・電話勧誘業者の勧誘方法について、現行法では、消費者側の「断りの意思」に委ねられているが、いくら断っても「再勧誘」は続いている。特に、職場では電話に出ざるを得ないため、顧客の職場に勧誘電話を禁止するような法整備をお願いしたい。 ・特定商取引法で規制される訪問販売事業者等を登録制（若しくは免許制・許可制）にした上で、悪質な事業者についてはこれを取り消していくような制度を導入し、消費者被害の未然防止を図るとともに、優良な事業者の保護・発展を図っていくべき。 ・「一切の訪問販売お断り」という趣旨のステッカー等を明示した家庭への訪問販売の禁止若しくは不招請勧説の禁止を明確にすべきである。 ・インターネットを介した新たな販売・契約・支払い等に関する事業者（ドロップシッピングやアフィリエイト等の勧説事業者、決済代行業者や個人輸入代行業者などの代行業者など）に対し、通信販売の規制とは別の範疇で規制を行うべき。 ・特定継続的役務提供に係る取引事業者に対し、経営破たん時に對 	<p>特定商取引法の執行については、被害実態に即して適時適切に行うことが肝要であり、この趣旨が明確になるよう、現番号 41 のとおり修正いたしました。</p> <p>訪問販売における再勧説の禁止措置などの抜本的な改正を行った改正特定商取引法は昨年 12 月に施行されたところであり、更なる制度改革などが必要かどうかについては、今後法執行を行っていく中で、規制の効果、消費者トラブルの状況などを見極めながら、必要に応じ検討していくべきものと考えております。</p> <p>なお、電話勧説販売については、新たに措置した訪問販売と同様、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する再勧説が既に禁止されております（法第 17 条）。事業者からの勧説に対しては、「いりません」「お断りします」などとはつきり伝えていただくとともに、トラブルなどの相談は身近な消費生活センターに行っていただくことが重要です。</p> <p>また、いわゆる「訪問販売お断りステッカー」については、改正特定商取引法の再勧説禁止においては勧説に</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>応するための供託義務を課すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中退会時の高額な解約料等の苦情が絶えない「冠婚葬祭互助会」や、サービス実施前に退会すると会費の返還を認めないとといった「会員制サービス」等についても、特定継続的役務提供に準じた規制を導入すべきである。 ・高い収益性をうたい文句とした金融取引を持ちかける事業者、パチンコ攻略法等の情報若しくはいわゆる「情報商材」を提供する事業者、靈感商法等に関する事業者などに対し、合理的根拠の提示義務を定めるとともに、特定継続的役務提供に係る取引事業者と同様の供託義務を課すべきである。 ・業務停止命令等を受けた事業者からは課徴金を徴し、被害救済の原資とすべきである。 ・改正特商法で適用除外とされた部分について、消費者被害の状況と監督官庁の対応の把握をし、適用についての検討をすべきである。 ・継続的な実施とともに、消費生活に直結する改正面に関しては、消費者に対する啓発活動も含め、消費者被害の拡大防止にもつなげるといった内容も盛り込むことを要望する。 ・改正特商法に関する消費者の啓発を更に推進し、消費者からの情報収集や被害情報等の提供をタイムリーに行うべきである。 	<p>対し断る意思表示にあたらないものと判断しておりますが、地方公共団体においてステッカーを貼った世帯に勧誘を行ってはいけないなどを条例で定めることは従来から可能であり、地域の消費者トラブルを防ぐための有効な手段であると考えております。また、ステッカーがある場合には、事業者は、商道徳としてそのような消費者意思を当然尊重する必要があるものと考えます。この点を改めて明確にする文書を、昨年12月、消費者庁から地方公共団体に対し周知しております（詳細は、http://www.caa.go.jp/trade/pdf/091210kouhyou_1.pdfをご覧ください。）。</p> <p>ドロップシッピングなどインターネットを介した新たな販売事業については、特定商取引法上の業務提供誘引販売取引などに該当する場合があり、そうした場合には、同法の行為規制や民事ルールの対象となります。悪質な事案に対しては厳正に対処してまいります。</p> <p>特定継続的役務提供については、これまでに必要に応じ政令において対象を拡大してきており、今後ともこれまでと同様、消費者被害の状況などを踏まえて必要な改正を行っていくこととしています。</p> <p>また、靈感商法などに関する事業者などについては、特定商取引法上の訪問販売などに該当する場合には、不</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>実告知の禁止などの行為規制の対象となります。悪質な事案に対しては厳正に対処してまいります。</p> <p>被害者を救済するための制度については、現番号110に記載のとおり検討することといたしました。</p> <p>特定商取引法の適用除外とされた法律については、御指摘を踏まえ、現番号43のとおり新規施策を追加いたしました。</p> <p>改正特定商取引法に関する消費者への啓発については、これまで、消費者、事業者、地方公共団体などに対する説明会を行ってきており、引き続き、十分な周知・広報に努めてまいります。また、改正法や国・地方公共団体が行った行政処分に関する資料などは「消費生活安心ガイド」(http://www.no-trouble.jp/)に掲載しておりますので、ぜひ御参照いただきたいと考えております。</p>
施策番号 34 (現番号 44)	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット広告の適正化を図るため調査を強化し、そのための措置を講ずる。(同旨1件) ・違法な電子メール広告を出している事業者の口座停止を金融庁に促すというのは大変積極的な対策といえるが、銀行を利用しない支払(現金書留等)についても何らかの対策が必要。 ・海外の電子メール広告規制が不十分であるため、国際的な対応まで盛り込むべきである。また、違法業者を排除するためには、総務省や金融庁、警察庁、販売業者やプロバイダ、携帯電話会社など通 	<p>御意見を踏まえ、現番号44のとおり修正いたしました。</p> <p>通信販売規制の強化として、昨年12月施行の改正特定商取引法において返品ルールを整備したところ、新たな仕組みができる限り効果を上げるよう、広告表示の方を適正にしていく取組が必要です。</p> <p>また、電子メール広告規制については、関係省庁やインターネット接続サービス事業者、携帯電話会社などと</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	信販売に関わる関係者全体で取り組む手立てを検討すべきである。 (同旨 2 件)	連携・協力しながら取組を行っており、海外からの電子メール広告も含め、引き続き、できる限り実効性が上がるよう工夫を行っていくこととしております。また、特に多い中国発信の迷惑メールの関連情報については、中国政府情報産業省との合意に基づき、毎月、中国インターネット協会に通報し、同協会がプロバイダーを特定した働きかけを行っています。
施 策 番 号 35 (現 番 号 48)	<ul style="list-style-type: none"> ・「投資家保護上必要な行政対応を実施していく。」ではなく、「悪質な第二金融商品取引業者や投資運用業者等からの資金流失を防止するための制度整備を早急に行う。」に加筆修正すべきである。 ・外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集（とりわけ店頭取引におけるトラブル実態調査）に努め、金融商品取引法の厳正な運用はもとより、同法の改正を含む見直しを行い、投資家保護上必要な行政対応の充実を図るべきである。（同旨 2 件） ・外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、法改正し、財務の観点、公正な取引を遂行するという観点からも問題が生じない程度に登録要件を厳格にすべきである。 ・本来消費者（リテール）に販売されるべき商品とは考えにくい。よって消費者への勧誘販売は原則行わず、一定の条件をクリアした消費者にのみ販売するなどの規制について検討を行うべきである。 	<p>悪質な第二種金融商品取引業者や投資運用業者等からの資金流失を防止するため、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を今通常国会に提出し、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者（証券会社）から金融商品取引業者全般に拡大する措置や、信託業の免許の取消し等の際に当局による新受託者選任等の申立権を整備する措置を講じる予定です。</p> <p>いずれにせよ、登録業者に関する情報収集に努め、金融商品取引法の厳正な運用（問題業者への行政処分等）など、投資家保護のため必要な対応に努めてまいります。</p> <p>なお、証券取引等監視委員会においては、平成 21 年 4 月から平成 22 年 2 月末までに、外国為替証拠金取引業者に対して 2 件、第二種金融商品取引業者（いわゆるファンド業者）に対して 6 件、それぞれ行政処分を求める勧告を行っております。また、金融庁は同時期に、証券取</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		引等監視委員会から勧告を受けた事案を含め、外国為替証拠金取引業者に5件、第二種金融商品取引業者に8件の行政処分を行っています。
施策番号 36 (現番号 63)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法の完全施行については、全く触れられていないので、冒頭に「改正貸金業法の完全施行と広報の強化、施行後の運用状況の把握を行いつつ」と加筆修正すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・『～などを踏まえ、「一般の利用者にとって過度な規制とならないように」消費者信用全体の観点から検討する』と修正してはどうか。 ・消費者信用分野について、各業態の抱える諸問題を洗い出し、その対策を検討すべきである。 ・さらに踏み込んで統一的な消費者信用法制度の検討をすべきである。 	<p>改正貸金業法については、現番号46に記載いたしました。</p> <p>統一的な消費者信用法制度の検討については、長期的な課題であることから、今後の議論の参考とさせていただきます。</p>
施策番号 37 (現番号 54)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅の契約の適正化のための施策として、自然損耗も原状回復に服する特約や敷引特約等といった賃借人に一方的に不利益となる不当条項に対する規制など、契約内容の適正を確保する法規制を整備すべきである。消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判例で不当条項とされた不当な原状回復条項、敷引条項、定額補修分担金条項や訴訟で不当性が争われている更新料条項等を排除することが検討されるべき。(同旨2件) ・退去時の原状回復トラブルについて、国交省のガイドラインがあ 	<p>住宅の賃貸借契約は民民間のものであり、また、個別性・地域性もあることを踏まえた対応が必要です。</p> <p>裁判例で争われている条項については、個別性・地域性の強いものも多いことを踏まえた対応が必要です。</p> <p>また、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」の見直しの方向性は、平成22年度から検討を開始することとしております。</p> <p>消費者庁としては、関係省庁の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行っていきた</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>るが、特約条項が優先されるために敷金返還について斡旋に入っても、強く主張ができずに苦慮している。ガイドラインをもっと実効性（拘束力）のあるものにし、賃貸契約書に添付し説明義務を加えるように改訂するべきである。（施策番号 106 にも関連）（同旨 1 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「賃貸住宅標準契約書」の改定に向けた検討を行うに当たって、民間賃貸住宅の契約が地域差なく適正化されるよう、内容の改定だけでなく規制の強化等実効性のある政策も望む。また、原状回復義務の範囲については、契約時には賃貸人と賃借人の立場には大きな優劣があるということを踏まえた上での整理が必要であり、単に説明義務を果たせば原状回復義務の範囲を広げられるというような方向への整理にならないことを望む。 ・図面添付、写真記録等、時代に合わせた標準仕様書を検討すべきである。 ・民間賃貸住宅の一時金（礼金・更新料等）について、賃貸住宅標準契約書の見直しに係る検討をしていただきたい。 	<p>いと考えております。</p>
施策番号 38 (現番号 53)	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃債務保証等を通じた家賃の悪質な取立て行為について、賃貸住宅の管理業者等に対する法制度を整備し、家賃債務保証業者と借主の保証委託契約の適正を確保する法規制を行うべき。消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 ・「弁済情報提供等事業者の登録制度の創設」には断固反対である。（同旨 1 件） 	<p>賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずる、「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>・限度を超えた取立ては規制が必要だが、民間賃貸業者にその尻拭いをさせるという発想は健全とはいえない。賃料を払えない国民を民間の賃貸住宅に住まわせ、賃料を払う方法を考慮しないのでは公平とはいえない。</p>	<p>「行為の規制等に関する法律案」を平成22年通常国会に提出いたしました。</p> <p>なお、「同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります」と明記いたしました。</p> <p>また、本法律案は国土交通省と消費者庁が共管する予定であり、担当省庁に消費者庁を追加いたしました。</p>
施策番号 39 (現番号 55)	<p>・住宅リフォームの被害対策について、全てのリフォーム業者を建設業許可の対象とともに、大規模修繕等における建築確認・検査手続きの潜脱を監視・規制する法制度を検討すべきである。消費者庁も担当省庁として共管すべきである。</p> <p>・住宅関係、リフォーム工事に関連する消費者保護施策に関して、家の設備（システムキッチン・太陽光発電装置など）や地デジ工事なども含まれていれば、経済産業省や総務省の関係する部分もあるのではないか。（施策番号40、41に関連）（同旨1件）</p> <p>・政策の実効性を高めるには消費者に分かりやすい優秀なリフォーム事業者と悪質な事業者の選別を分りやすく公表する制度を作るべきである。なお、住宅政策が従来のスクラップ＆ビルド一辺倒から大きく展開する中で優良なリフォーム業者の育成が遅れており、監督官庁は早急育成を図るべきである。</p>	<p>本施策については、国土交通省において担当するものと考えられますが、消費者庁をはじめ関係各省庁との間においても、必要な協力・連携を図ってまいります。</p> <p>その他の御指摘の趣旨については、本施策の記述で踏まえられているものと理解しており、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。</p> <p>なお、住宅リフォームの被害対策については、その一環として、保険を利用する事業者の登録制度の導入を図る予定です。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
施 策 番 号 40 (現 番 号 56)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 ・執拗な電話勧誘による悪質なマンション販売など、既存住宅流通に係る悪質事案を公表し、また、それらの事業者への処分を強化すべきである。 ・リフォーム工事が金額に見合っているか、適正に履行されているかを検証する第三者機関の設置も必要である。 	<p>本施策については、国土交通省において担当するものと考えられるところ、消費者庁としては、同省の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行ってまいります。</p> <p>その他の御指摘の趣旨については、現番号56の記述で踏まえられているものと理解しており、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。</p>
施 策 番 号 41 (現 番 号 57)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスメーカー倒産による消費者被害防止につき、住宅建築の完成保証会社について登録制等の法規制を行うとともに、代金支払いと施工度の対価的均衡を確保する制度や手付金を保全する制度等の法整備を行うべき。消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 (同旨1件) ・国土交通省の枠組みを超えるが、事業者倒産による消費者被害の未然防止を図ることは、高額の前払い金を必要とする消費者ビジネス全般に共通する問題であることを踏まえ、適切な制度設計をすべきである。 	<p>規制の強化は注文者・建設業者双方に負担となることから、原案でお示ししているとおり、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行うことで対応してまいりたいと考えます。</p> <p>本施策については、国土交通省において担当するものと考えられるところ、消費者庁としては、同省の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行ってまいります。</p>
施 策 番 号 42 (現 番 号 59)	<ul style="list-style-type: none"> ・e-TBT マーク等の付与については、標準旅行業約款又は認可約款を順守している旅行業者にのみ付与することとし、その違反があったとの苦情申立があった場合には、e-TBT マーク等の付与機関がこれを審査するのではなく、第三者機関が審査する仕組みを設けるべきである。 (同旨1件) ・旅行業協会は、事業者に対してはHPにより旅行者とのトラブル事 	<p>消費者保護を推進する観点からは、旅行業協会において様々な課題へ適切に対応していくことも重要です。今後とも旅行業協会に対し必要に応じて適切に指導・監督しながら、旅行業に関する消費者保護の取組を進めてまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>例、苦情を公表しているが、消費者に対してはその公表をしていない。この様な取扱いは、改められるべきであり、消費者に対し、苦情申立がどのように解決されるのかを知ることができるようとするべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行業法 26 条の 6 は、旅行業協会の苦情解決を、具体的に被害に遭った消費者からの申立がある場合に限っているが、適格消費者団体から問題点の指摘があった場合にも、旅行業協会は誠実に対処するべき義務を負うとの規定を設けるべきである。（同旨 1 件） ・旅行サービスについても、インターネット取引であれば経済産業省・総務省も関わってくるべきである。（同旨 1 件） 	
施策番号 43 （現番号 80）	<ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体に不当表示の差し止め請求権のみが付与されているが、このままでは実効性に乏しい。適格消費者団体に、事業者に対する質問権や資料提出請求権、あるいは資料提出に応じない場合の不当表示とみなす旨の立証責任転換規定を新たに設けることを含め、景表法の執行体制の拡充を図るべきである。（同旨 1 件） ・「景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。」とあるが、「景品表示法、健康増進法を厳格に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。」とすべきである。 ・具体的施策として、「景品表示法への課徴金制度導入の検討」を検討すべきである。（同旨 1 件） ・悪質商法対策の充実・強化を図るために、「景品表示法による不当・ 	<p>景品表示法は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するものだけでなく、そのおそれがあるものも含め規制することにより、一般消費者の利益を保護しようとする法律です。景品表示法の法目的、不当表示の構成要件等に鑑みますと、景品表示法の不当表示に対する罰則の導入については、困難と考えます。</p> <p>景品表示法に違反する不当表示に対しては、引き続き厳正かつ迅速に対処するとともに、同法の執行体制の拡充を図っていく所存です。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	悪質な表示の禁止とこれに対する罰則の導入」を含めるべき。	
施 策 番 号 44 (現番号 69)	<p>・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の二項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とすべきである。実施時期については、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。</p> <p>(修文案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。</p> <p>・食品表示に関する法制度を統一するとともに、違反に対する制裁の強化・不当な食品表示広告等の差止制度の創設を行うべき。また、特定保健用食品制度における審査を厳格化するとともに、健康食品の販売や表示広告に関する規制を整備すべきである。（同旨4件）</p> <p>・「分かりやすい食品表示の実現へ向け、消費者からの意見を十分反映させた酒類を含む一元的な食品表示法を策定する。」（担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省）を追加すべきである。</p> <p>・分かりやすい食品表示を是非お願いしたい。最近では直観的に理解できるデザインも研究されているようなので、そのようなものを取り入れていただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、食品表示に係る施策を現番号69～79のように整理するとともに、食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、現番号69のとおり修正いたしました。</p> <p>また、食品表示関係法令の執行における関係機関の連携については、現番号79に盛り込んでおります。</p> <p>なお、食品衛生法に係る食品表示制度の所管が厚生労働省から消費者庁に移管されたため、本施策については、消費者庁において担当するものと考えられます。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・『～、消費者の関心や「事業者の実務実態・遵守可能性や国際的な整合性」等を踏まえ、順次検討を行う』と修正してはどうか。 ・食品表示の在り方について、有識者や事業者の意見も併せて聴取し、適切な方法、内容を検討すべきである。 ・食品製造事業者、学識経験者等幅広い関係者の意見を十分に聴取するという、透明性・公平性の高い検討プロセスをとってほしい。また、国際規格（Codex）との整合性のとれた検討をお願いする。 ・「消費者にとって分かりやすい食品表示の在り方について、消費者の関心等を踏まえ、順次検討を行う。」とあるが、「消費者の関心の重点であるにもかかわらず、現行の縦割り法律では分かりにくく、一元化の方向について検討する。」とすべきである。（同旨1件） ・「食品表示に関する法制度の見直し」について、担当省庁に農林水産省と厚生労働省を追加し、実施時期を「平成22年度までに一定の結論を得る」とすべきである。 ・受精卵クローン由来の食品が商業化されて市場に流通されているところ、当該商品を「食べたくない」と考える消費者がきちんと選択し、購入できる制度とこうした社会の実現を確保する食品表示制度の抜本改正を望む。 	
施策番号 45 (現番号	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の二項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とす 	御意見を踏まえ、食品表示に係る施策を現番号69～79のように整理するとともに、食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、現番号

該当箇所	意見概要	考え方
71)	<p>べきである。実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。</p> <p>(修文案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度な規制、取り締まりのための規制とならないよう、食品製造事業者の自主的・主体的な取組みを推奨する方向で行うことが適切であり、一律に義務付けることは慎重にご検討いただきたい。 ・一部の加工食品（20食品群）の主原料（50%以上）に限った原料・原産地表示を見直し、冷凍食品をはじめとするより多くの加工食品について、トレーサビリティと原料原産地表示の確立と義務表示品目の拡大を望む。（同旨3件） 	<p>69のとおり修正いたしました。</p> <p>本施策については、農林水産省を担当に追加し、現番号71のとおり修正いたしました。</p> <p>なお、食品表示関係法令の執行における関係機関の連携については、現番号79に盛り込んでおります。</p> <p>頂いた御意見については、加工食品等の原料原産地表示の義務化の検討に際しての参考とさせていただきます。</p>
施 策 番 号 46 (現 番 号 72)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の二項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とすべきである。実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 (修文案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費 	<p>御意見を踏まえ、食品表示に係る施策を現番号69～79のように整理するとともに、食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、現番号69のとおり修正いたしました。</p> <p>食品表示の執行における関係機関の連携については、現番号79に盛り込んでおります。</p> <p>また、現番号71においては、米トレサ法附則に基づ</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料原産地を偽装する事業者が跡を絶たないことから、農林物資の規格化及び品質表示に関する法律（JAS法）に基づく原材料原産地表示の義務を拡大すべきである。 ・「消費者の「食」への信頼確保を図っていくため、食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、アドバイザーの育成等を行う。」とあるが、「加工食品・外食のガイドライン、店頭量り売りなどの自主的な原料原産地」とすべきである。 ・「アドバイザーの育成」は当然のことであるが、「原料原産地表示」の「拡大、普及させる」と表現すべきである。 ・各省庁の所管業界団体に向けての施策であるため、「消費者基本計画」に盛り込むべき施策ではなく、削除すべきである。 	<p>き、加工食品等の主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討を行うこととしております。</p> <p>その他頂戴した御意見については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。</p>
施策番号 47 (現番号 78)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の二項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とし、実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 <p>(修文案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に</p>	<p>御意見を踏まえ、食品表示に係る施策を現番号69～79のように整理するとともに、食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、現番号69のとおり修正いたしました。</p> <p>消費者と連携した監視活動として、農林水産省は、</p> <p>① 不審な食品表示に関する情報を受け付ける食品表示</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の信頼性を確保するための調査・分析・監視については、消費者も一緒に参加して行っていくようなしきみ作りをお願いする。 ・「農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行う。」とあるが、「監視を行うとともに消費者からの通報制度を設けその運用方法について検討する。」とすべきである。 	<p>110番を設置するとともに、</p> <p>② 消費者等の方々に小売店等の食品表示の監視をしていただく食品表示ウォッチャー事業を実施しております（年間約1,000名）。</p> <p>また、農林水産消費安全技術センターがDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行っていることについては、分析結果によっては立入検査等を行うため、その分析品の証拠能力を確保する観点から、行政自らで買上を行い分析しているところです。</p> <p>消費者庁における、食品表示関係法令の執行における取組については、現番号79において対応してまいりたいと考えております。</p>
施策番号 48 (現番号 79)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示だけでなく食の安全・安心も含め、食に関する総合的な情報を共有するとともに、消費生活センター相談員が食の安全・安心や食品表示について相談を受けた場合に必要な最低限の知識をマニュアル等により日常的に提供する仕組みを導入すべきである。 ・食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の二項を加える必要がある。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とし、実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 <p>(修文案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に</p>	<p>御意見を踏まえ、食品表示に係る施策を現番号69～79のように整理するとともに、食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、現番号69のとおり修正いたしました。</p> <p>食品表示の執行における関係機関の連携については、現番号79において対応してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、食品衛生法に係る食品表示制度の所管が厚生労働省から消費者庁に移管されたため、本施策については、消費者庁において担当するものと考えられます。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活センター、県警本部、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、食品表示に関する関係法令の効果的な執行を図る。」とあるが、「法令の厳格な施行」とすべきである。 ・食品表示は、農林水産省所管のJAS法のみならず、厚生労働省が所管する食品衛生法も大きく関わっていることから、「具体的施策」に「保健所」、「担当省庁等」に「厚生労働省」を加えたほうが良い。 	
施策番号 49 (現番号 82)	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こして取りまとめる必要がある。 ・例えば、ポリウレタンを使用した製品は経年劣化し、数年後には使用できなくなる。安全性の観点以外からも、このような特性を有する製品又は原材料をリストアップし、その情報を消費者に周知するとともに、家庭用品品質表示法の対象とすべきである。 	<p>表示・規格・計量の適正化を図るための施策については、1(2)イにまとめた上で、食品の表示に関する施策、その他の表示に関する施策、規格に関する施策、計量に関する施策を順に並べました。</p> <p>御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
施 策 番 号 50 (現 番 号 81)	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 	<p>表示・規格・計量の適正化を図るための施策については、1（2）イにまとめた上で、食品の表示に関する施策、その他の表示に関する施策、規格に関する施策、計量に関する施策を順に並べました。</p> <p>御指摘を踏まえ、担当省庁に消費者庁を追加いたしました。</p>
施 策 番 号 51 (現 番 号 83)	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・消費者庁・国土交通省も担当省庁として共管すべきである。 	<p>表示・規格・計量の適正化を図るための施策については、1（2）イにまとめた上で、食品の表示に関する施策、その他の表示に関する施策、規格に関する施策、計量に関する施策を順に並べました。</p> <p>本施策については、警察庁において担当するものと考えられるところ、消費者庁としては、同庁の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携をしていきたいと考えています。</p>
施 策 番 号 52 (現 番 号 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・「GHSは、労働安全衛生だけでなく、全ての分野の化学物質及び混合物を対象とすることとする。」と付加する。また、担当省庁等に消費者庁を付加する。 ・「最終製品への」利用促進及び普及啓発を図ることとすべきである。 	<p>表示・規格・計量の適正化を図るための施策については、1（2）イにまとめた上で、食品の表示に関する施策、その他の表示に関する施策、規格に関する施策、計量に関する施策を順に並べました。</p> <p>GHSは全ての危険有害な化学物質に適用されるものであり、我が国では労働安全衛生法だけでなく、毒物及び劇物取締法や化学物質排出把握管理促進法の規制対象においてもGHSへの対応を進めているところです。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭で使用されている化学製品の成分について、所轄省庁が異なると、同一成分でも表示名が異なるという実情は、消費者の混乱を招き、安全を求める権利、選ぶ権利を阻害しているので、表示名の統一を図り、その結果を分かりやすく周知させていく。」を加える。担当省庁は厚生労働省、経済産業省、環境省、消費者庁とする。 	<p>本施策については、厚生労働省、経済産業省、環境省等において担当するものと考えられるところ、消費者庁としては、同省の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携をしていきたいと考えています。</p> <p>現番号141の施策について、化学物質の名称等に関する情報の収集及び提供を明記する修正を行いました。</p>
施策番号 53 (現番号 84)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会では「広告表示」の他、苦情・相談や事故対応などの諸課題について検討しているため、「広告表示」に限定する記載ではなく、諸課題を網羅した表記に修正する必要がある。 ・高齢者でも理解できるような「分かりやすい説明用ガイドライン」を策定し、事業者及び消費者に周知すべきである。 ・「不適切な広告表示への具体的対策を施す」旨も記載すべきである。 ・ADSLを利用したIP電話にはタイムラグがあり、状況によってはコール中に電話を切ったとしても課金される現象を確認した。このような事実を消費者に周知するとともに、必要に応じ事業者に告知義務を課すべきである。 	<p>御指摘のとおり、電気通信サービス向上推進協議会は、消費者利益の向上に向け、苦情・相談体制、電気通信サービスの事故発生時の消費者への情報提供の対応、一層の利用者利益の確保のための取組の在り方について検討を行っています。本施策（現番号84）は、広告の表示の適正化に向けた取組を主に明記したものです。</p> <p>平成22年1月、当該協議会で制定している「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」が改正され、「総合カタログ等内容が多岐にわたる広告媒体においては、高齢者向けや、初心者向けなど、世代・理解度に応じた専門媒体などを作成することが望ましい」との考え方が示されました。</p> <p>さらに、消費者に分かりやすい広告に向けて、電気通信サービスの広告表示で使用する用語・表記に関する基準等の作成を、現在進めているところです。</p> <p>これら協議会における自主的な取組について、総務省</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>としては注視してまいります。</p> <p>なお、総務省では、平成 21 年 7 月、「電気通信事業法における消費者保護ルールに関するガイドライン」において、事業者が電気通信サービスの契約の勧誘、契約締結等を行う際には、消費者の電気通信サービスに関する知識、経験等を考慮した説明を行うよう改正したところです。</p> <p>当該協議会の広告表示アドバイザリー委員会において、電気通信サービスの主要な広告（テレビ、新聞広告等）について、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」に照らした検証を実施し、改善が必要であるとの指摘がなされたものについては、事業者に自主的な対応を要請しているため、原案を修正し、その取組を記載することとします。</p> <p>以上のとおり、広告表示をはじめとした諸課題への当該協議会の自主的な取組等について、円滑に進むよう、総務省としては注視してまいります。</p> <p>ADSL を利用した IP 電話に関する御意見につきましては、事実関係を調査の上、必要に応じて、事業者対応を行うこととします。</p> <p>なお、誤課金・誤請求が発生した場合は、従来、電気通信事業者による自主的な事実関係の周知、過納料金の</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		返納等が行われています。
施策番号 54 (現番号 79)	<p>・番号44～48及び54を削り、代わりに次の二項を加える必要がある。 (修文案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。また、担当省庁等は、消費者庁、農林水産省、警察庁とし、実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当省庁を「消費者庁・警察庁・経済産業省・金融庁等」に拡大すべきである。 ・「取締りを推進」とあるが、偽装表示させない企業体質づくりでの啓発と不定期的な検査（抜き打ち）や調査の実施を行い、関係機関との連携を図ることも検討願う。 ・生産者や製造業者に起因する事態も考えられるため、そのような事例にも配慮できる体制作りをお願いしたい。 	<p>御意見を踏まえ、食品表示に係る施策を現番号69～79のように整理するとともに、食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、現番号69のとおり修正いたしました。</p> <p>また、御意見を踏まえ、本施策を現番号79に盛り込みました。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
施 策 番 号 55 (現 番 号 49)	・「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべきである。	御意見を踏まえ、現番号49に統合いたしました。
施 策 番 号 56 (現 番 号 52)	・「検挙事例の分析や捜査手法の研究等を取りまとめ、研究事例等を捜査機関全体で共有し、国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に係る捜査態勢の充実・拡充を全国的に確実に推進する。」と加筆修正すべきである。	関係機関との情報共有については必要に応じて隨時行っているところであり、今後の施策の実施に際して、御意見も参考にさせていただきます。
施 策 番 号 57 (現 番 号 49)	・施策番号63と一括にすべきである。	御意見を踏まえ、現番号49に統合いたしました。
施 策 番 号 58 (現 番 号 16)	・製品事故等において、原因究明は施策番号2の原因究明機関によることとし、捜査機関は責任追及に限定すべきである。（同旨1件） ・複合的な要因によって発生する事故においては、刑事責任の追及だけでは再発防止にならず、むしろ真の事故原因を見落とす可能性もあるため、安易に「刑事責任追及による再発防止」と記載することは反対。	警察は、製品等の利用により生じた事故等の捜査を推進して被疑者を検挙することを通じ、関係者の注意を喚起して同種事故の再発防止に寄与することとなります。また、警察においては捜査に支障のない範囲内で再発防止に当たる関係省庁への情報提供等を行うこととしています。
施 策 番 号 59 (現 番 号 29)	・食品防衛に関する省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。また、項目については、「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」から、「消費者の安全・安心の確保」に移す必要がある。担当省庁等は内閣官房、消費	御意見を踏まえ、本項目は「消費者の安全・安心の確保」の施策に分類するとともに、担当に「関係省庁等」を追加いたしました。 警察は、流通食品への毒物混入事件の捜査を推進して

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>者庁、農林水産省、厚生労働省、警察庁とすべきである。</p> <p>(修文案) 食品への有毒・有害物質の混入事案に関し、食品防御という観点から問題発生の未然防止のための調査研究や輸出国等における衛生対策に関する情報収集、事業者の自主的な衛生管理の推進など、関係省庁の連携の元、所用の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努める。」とあるが、「迅速に捜査を推進、原因究明機関を設置し」とすべきである。(同旨 1 件) ・特定の省および庁に限定した取組みと捉えるべきでなく関係省庁にまたがる総合的な取組みとしていただきたい。 ・食品への有毒・有害物質の混入事案に関して、食品防御という観点から問題発生の未然防止のための調査研究や輸出国等における衛生対策等に関する情報収集、事業者の自主的な衛生管理の推進など、関係省庁間の連携の下、所要の措置を講ずるよう望む。 ・ギョウザ事件のときとどのように変わったのかが分かるようにすべきである。 	<p>被疑者を検挙することを通じ、犯行続発を防ぐなどして被害拡大防止に寄与することとなります。また、警察においては捜査に支障のない範囲内で被害拡大防止に当たる関係省庁への情報提供等を行うこととしています。</p> <p>消費者庁としては、消費者安全の確保の観点から、警察庁と連携し被害拡大の防止に努めます。</p> <p>なお、原因究明機関の設置については現番号 1 3 に、食品安全に関する関係省庁間の連携については現番号 2 1 に記載いたしました。</p>
施策番号 60 (現番号 50)	<ul style="list-style-type: none"> ・「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべきである。 ・「ヤミ金」も明示的に列挙すべきである。ヤミ金は犯罪であり、端的に取り締まりの対象であるので、「融資保証詐欺」「架空請求詐欺」と同様に明記すべきである。(同旨 3 件) 	<p>御意見を踏まえ、現番号 4 9 に統合いたしました。</p> <p>ヤミ金融事犯は生活経済事犯として現番号 4 9 等において取締りの推進が明記されております。</p> <p>また、消費者への啓発、金銭教育については、現番号 9 6 において、消費者の金融知識の普及のため、地域住</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・詐欺手口の公開や取締りの強化を求めるとともに、金融庁、経済産業省、文部科学省も加え、消費者への啓発、金銭教育などの実施をすべきである。 	<p>民等に対する講演、関係機関への教材の配布等を実施することとしているほか、現番号46に盛り込まれている「多重債務問題改善プログラム」に基づいて金融経済教育を実施していくこととされております。</p> <p>経済産業省としても、要請があれば可能な協力を行ってまいります。</p>
施策番号 61 (現番号 51)	<ul style="list-style-type: none"> ・架空請求に使われている携帯電話のアドレスを、各地の消費者センターから通報してもらうことにより、携帯電話の契約を解除し、今後の犯罪の未然防止をすべきである。 ・「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべきである。 ・ヤミ金は犯罪であり、端的に取り締まりの対象である。そしてヤミ金においては、携帯電話の不正利用や預金口座の不正流通が当然のようになされている。そこで、「融資保証詐欺」「架空請求詐欺」と同様に「ヤミ金」も明記すべきである。(同旨3件) 	<p>御意見を踏まえ、現番号49に統合いたしました。</p> <p>警察では、振り込め詐欺全般に関し、消費生活センターに限らず、関係機関から提供された情報についても所用の措置を講じているところであり、御意見の内容を改めて特記するまでの必要はないと考えます。なお、携帯電話のメールアドレスのみにより契約解除を行うことは、現行の携帯電話不正利用防止法に照らしても困難と考えられます。通信の内容に基づく携帯電話の契約の解除は、通信の秘密を踏まえ慎重に検討すべきです。</p> <p>また、ヤミ金融事犯は生活経済事犯として、現番号49等において取締りの推進を明記いたしました。</p>
施策番号 62 (現番号 49)	<ul style="list-style-type: none"> ・「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべきである。 	御意見を踏まえ、現番号49に統合いたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
施策番号 63 (現番号 49)	<ul style="list-style-type: none"> 「関係行政機関との緊密な連携を図ることは最も重要であり、生活経済事犯に係る情報共有、被害拡大防止対策等をより強化し緊密に行う。」と加筆修正すべきである。施策番号57と一括にすべきである。 訪問販売で代金だけ持つて電話が繋がらない、出会い系サイトやインターネットでのサイバー犯罪など、末端の警察署で犯罪被害と認識し、捜査がされるように関係行政機関との緻密な連携を早急に図るべきである。（施策番号84にも関連） 	御意見を踏まえ、現番号49に統合いたしました。
施策番号 64 (現番号 65)	<ul style="list-style-type: none"> 担当省庁に消費者庁も加えるべき。 高齢者・障害者等の情報弱者が理解できるような注意喚起の方法を検討すべきである。また、消費者庁が関係省庁と一緒にになり、取締りの強化、法遵守の検証、消費者への啓発・教育等を実施すべきである。（施策番号65, 66にも関連） 	<p>情報弱者の方々を含めた利用者に対する注意喚起の方法について、その実効性の観点から引き続き検討してまいります。</p> <p>当該施策は金融庁及び警察庁による施策であるところ、消費者庁としては、両庁の取組内容を注視していくたいと考えております。</p>
施策番号 65 (現番号 60)	<ul style="list-style-type: none"> 「未公開株等高い収益性をうたい文句とした金融取引を持ちかける無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対するウエブサイトへの掲載のほか、報道機関の活用、銀行等金融機関への協力依頼、WEBポータルサイト等への広告など、さまざまな情報チャネルを通じた国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させる。無登録業者の実態把握に努め、悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図る。」と加筆修正すべきであ 	<p>御意見を踏まえ、現番号60のとおり修正いたしました。</p> <p>未公開株取引を装って現金を指定した口座に振り込ませるような事案については、振り込め詐欺事案と同様に、現在でも口座凍結依頼に努めております。また、未公開株取引にかかる詐欺事件については、都道府県警察において適切に対応しております。</p> <p>また、被害防止については、予算面等の制約も踏まえ</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>る。また、担当省庁に消費者庁も加えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未公開株被害事件は全国に蔓延しており早急に対策が採られるべきである。未公開株被害事件については振り込め詐欺・ヤミ金融同様に警察による銀行口座の凍結が迅速かつ柔軟に行われるようすべきである。 ・高い収益性をうたい文句とした金融取引を持ちかけるようなマルチ販売、訪問販売、電話勧誘販売等の事業者については、特定商取引法においても、登録制等の導入、合理的な根拠の提示義務、供託義務等により、厳しく規制すべきである。 ・未公開株詐欺被害の徹底根絶のため、被害の未然防止、拡大防止策について、無登録営業行為の民事効否否定、行政情報の開示、刑事罰の重罰化その他所用の立法的手当をなすべきである。また、早急に都道府県警察に「未公開株被害対策本部」を設置すべきである。 (同旨 3 件) ・未公開株などの違法な勧誘については、劇場型などを含め、発行体の自己募集を装う手口が蔓延している。国民に対して積極的な啓発等の注意喚起とともに、金商法の対象外の悪質商法を防止するためには、不招請勧誘の禁止など抜本的手段を講じる必要があるのでないか。 (同旨 1 件) 	<p>ながら、日証協等とも役割分担の上で、注意喚起チラシ・ポスターの作成と広範な配付等に取り組むことを考えております。金融庁は、こうした点も含め、3月19日に「未公開株取引等の問題に対する対応状況について」を公表したところであり、引き続き、適切に対応してまいります。</p> <p>無登録業者による金融取引に対する民事効の否定を認めることについては、一般の私人による金融取引すべてにも影響が及び得るものとなるため、慎重な検討が必要であることから、計画に記載することは困難と考えられます。</p> <p>また、罰則の水準については、我が国法制全体に関わるものとして他法令等とのバランスを踏まえ定められているものであり、慎重な検討が必要であることから、計画に記載することは困難と考えられます。</p> <p>なお、未公開株被害においては、その多くが無登録業者による詐欺的な販売によるものと認識しており、こうした中で登録業者を対象とする不招請勧誘禁止を未公開株に対して導入することは、無登録業者による詐欺的な販売に対する実効的な抑止とはならないと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、未公開株詐欺事件については、警察庁、</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		消費者庁、金融庁等が適切に連携して、具体的施策に掲げる対策を講じて厳しく対処していく所存です。
施 策 番 号 66 (現 番 号 66)	・担当省庁に消費者庁も加えるべき。	当該施策は金融庁及び警察庁による施策であるところ、消費者庁としては、両庁の取組内容を注視していきたいと考えております。
施 策 番 号 67 (現 番 号 64)	・担当省庁に消費者庁も加えるべき。	当該施策については、振り込め詐欺救済法における納付金の在り方に関する記述を追加するとともに、担当省庁等に財務省を加えました。 当該施策は金融庁及び財務省による施策であるところ、消費者庁としては、取組内容を注視していきたいと考えております。
施 策 番 号 68 (現 番 号 28)	・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・現行の記載ではなく「現行のJAS規格について再検討し、社会的ニーズを反映した新たな食品規格の在り方を検討する。」とすべきである。	表示・規格・計量の適正化を図るための施策については、1(2)イにまとめた上で、食品の表示に関する施策、その他の表示に関する施策、規格に関する施策、計量に関する施策を順に並べました。 現行のJAS法において定められる日本農林規格については、制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも5年を経過する日までに見直すこととなっております。 現在、個別製品ごとの規格だけでなく、生産・流通段階における行程管理内容について、社会的ニーズを反映

該当箇所	意見概要	考え方
		した新たな JAS 規格が定められるよう、JAS 規格の新規策定や見直しに係る手続について、透明性を高めるよう見直しているところです。
施 策 番 号 69 (現 番 号 85)	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・スーパーのちらしでは「パック」と表記されているが、「パック」は体積がまちまちであることから、商品表示における内容量について、経済産業省が他省庁と連携して、統一的な表示方法について検討すべきではないか。 	<p>表示・規格・計量の適正化を図るための施策については、1（2）イにまとめた上で、食品の表示に関する施策、その他の表示に関する施策、規格に関する施策、計量に関する施策を順に並べました。</p> <p>御意見も踏まえ、関係省庁等と適宜連携しながら施策を進めていく必要があると考えております。</p>
施 策 番 号 70 (現 番 号 86)	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号 49～52、及び項目番号 68～70 は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。 ・圧縮して袋詰めしている堆肥のような商品の容量表示の在り方についても検討すべきである。 	<p>表示・規格・計量の適正化を図るための施策については、1（2）イにまとめた上で、食品の表示に関する施策、その他の表示に関する施策、規格に関する施策、計量に関する施策を順に並べました。</p> <p>計量法は適正な計量の実施を確保することを目的としていることから、「圧縮して袋詰めしている堆肥」については、計量法第 10 条において、取引における計量をする者は正確にその物象の状態の量を計量するように努めなければならないと正確計量の実施を求めているところです。なお、当該計量する者が、それを遵守していないため、正確な計量の実施の確保に著しい支障が生じていると認めるときは、都道府県知事又は特定市町村長が、当</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		該計量する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができ、かつ、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表できることとし、その実効性が確保されているところです。上記に則り、引き続き正確計量の実施を図っていくものであります。
新規施策	・包括的な消費者法典の整備の検討を盛り込むべき。	御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。
新規施策	・具体的施策として、「事業者の取締りに関して、都道府県が行った行政処分の効果が自らの県内にしか及ばないこと、行政処分を受けた事業者が別法人を設立して同様の行為を繰り返すことを止められないこと、都道府県の消費生活条例に直罰規定を盛り込むことが困難であることについての法制上の検討」を追加すべきである。（同旨 2 件）	御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。
新規施策	・具体的施策として、「改正特定商取引法で適用除外とされた部分について、消費者被害の状況と監督官庁の対応の把握、及び適用の検討（例：電気通信事業法をはじめとする情報通信関連法など）」を追加すべきである。	御意見を踏まえ、現番号 4 3 を追加いたしました。
新規施策	・環境配慮型商品の普及にまつわる消費者被害が増加していることから、具体的施策として、「環境に配慮した商品の普及に当たっては、消費者トラブルにならないように監督すること」を検討すべきである。	御意見については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	<p>・具体的施策として、「資金決済法施行による新たな送金サービスの普及・発展に伴う利用者トラブル防止など、利用者視点からの取り組みを検討し、実施する。」を検討すべきである。</p>	<p>資金移動業者については、資金決済に関する法律、資金移動業者に関する内閣府令及びガイドラインにおいて、銀行等が行う為替取引との誤認防止に資する態勢整備や、送金に要する期間や手数料といった契約内容について、取引形態に応じて利用者の知識・経験に応じた説明をするための態勢整備を求めるなど、利用者が契約内容を理解した上でサービスが受けられるよう、利用者保護に関する規定を整備しているところです。</p> <p>また、契約後、利用者トラブルが発生した場合には、利用者からの苦情・相談内容に対し、利用者への十分な説明を行うことや苦情・相談内容を蓄積・分析することにより、業務改善につなげるための態勢整備を求めていきます。</p> <p>さらに、各財務局においても、利用者から寄せられた苦情・相談の蓄積・分析を行い、監督行政に活用することが定められています。</p> <p>なお、今後、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）も創設することとなっており、利用者保護に向けた更なる態勢整備が見込まれるところです。</p> <p>以上のとおり、既に利用者視点からの取組を実施するための規定が整備されているところであります、今後の施策の実施に際して、御意見も参考にさせていただきます。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	・具体的施策として、「少額決済サービスや企業ポイントサービスに関し、利用者利益の保護に関する取り組みを強化する。」を検討すべきである。	経済産業省では、企業ポイントの普及に伴う消費者トラブルに対応するため、平成 21 年 1 月に消費者保護のためのガイドラインを策定・公表し、企業ポイント発行企業の自主的な消費者保護の取組を促してきたところです。
新規施策	・デリバティブ、ならびにそれを組み込んだ仕組債、仕組投資、仕組預金は、本来消費者に販売されるべき商品とは考えにくく、諸外国ですでに行われているように、消費者への勧誘販売は原則行わないこと、および、一定の条件をクリアした消費者にのみ販売可能とするなどの規制について検討を行うべきである。(同旨 3 件)	デリバティブ取引に係る勧誘規制のあり方については、1 月 21 日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備について」において、「取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者や利用者と引き続き意見交換を行い、本年前半を目途に結論を得るよう検討を進める」こととされているところです。
新規施策	・金融商品取引法の見直しを前倒しして、金融取引全体を包括的に規制する金融サービス法を早期に制定すべきである。特に、排出量取引は法のすき間になっている。投資取引やデリバティブ取引について包括規定を置いて、すき間が生じない手当てを早急に行うべきである。(同旨 1 件)	平成 18 年に整備された金融商品取引法制において、規制の「すき間」を埋めて投資家保護を一層確保する観点から、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）の持分を包括的に規制対象商品に追加する等、規制の横断化が図られたところです。 なお、排出量取引については、その制度の在り方に關し、政府内で検討が進められており、金融庁としても、政府の一員として、投資者保護や取引の円滑化等の観点から貢献していきたいと考えています。

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	<p>・以下2点の法改正が必要。</p> <p>①債権売却価格を債務者に開示することを金融機関、あるいは債権を買い取った債権者や金融サービスに義務付けること。そして、その売却価格に応じた「債権回収の上限」を定め、「それ以上の債権回収を禁止」すること。</p> <p>②「連帯保証人」に対する回収を禁止すること。</p>	<p>①について</p> <p>譲受人が債権を譲り受けることによって、受け取る利益を制約し、その観点から取得価格の開示を義務付けるという考え方は、契約自由の原則や市場原理に抵触するおそれがあり、また、債権譲渡に関する当事者に以下のようないわゆる問題が生じるおそれがあることから、適当ではないと考えられます。</p> <p>(i) 債権は、その価格設定を含め、債務者の関与なく自由に譲渡されるのが原則であることからすると、債務者に債権売却価格を開示する必要は認められず、また、債権売却価格は、債務者の信用に対する評価等の譲渡人及び譲受人が有する営業秘密が反映されて決定されるものであることからすると、譲渡人及び譲受人が債権売却価格を開示したくないという利益は保護されるべきであると言えるため、これを債務者に開示することは不適当であると考えられます。</p> <p>(ii) また、債権譲渡がされた際に、売却価格に応じて回収額を制限することにより、債務者が債務を免れるという利益を享受することになるのは、適切に回収行為を行っている債権者との関係においては、合理的な理由を欠くと考えられます。また、譲渡人にとっては、債権譲渡による資金調達や不良債権の処理が阻害さ</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>れることになり、譲受人にとっては、適切な債権回収による営業活動まで制限されるものとなることから、債権譲渡を過度に制約するものであると言えるため、適當ではないと考えられます。</p> <p>②について</p> <p>債権譲渡がされた際に、譲受人の連帯保証人に対する回収を禁止することにより、連帯保証人が保証債務を免れるという利益を享受することになるのは、適切に回収行為を行っている債権者との関係においては、合理的な理由を欠くと考えられます。また、譲渡人にとっては、債権譲渡による資金調達が阻害されることになり、他方、譲受人にとっては、適切な債権回収による営業活動まで制限されるものとなることから、債権譲渡を過度に制約するものであるため、適當ではないと考えられます。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス取引における適合性原則違反による契約について、効力を否定する等の条項を新設すべきである。 	<p>適合性原則違反の効果については、説明義務違反について、損害賠償請求における損害額の推定等、一定の民事上の救済が図られています。他方で、適合性原則に違反しているかどうかは個別具体的な事例に応じて判断することとなり、適合性原則違反の効果として無効とすることについては、法的安定性の観点から極めて慎重な検討が必要であり、契約の効力を否定する等の条項を新設す</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>ることは困難と考えられます。</p> <p>なお、金融商品取引業者等が適合性原則に違反した場合は、当該業者に対し行政処分を行うなど適切な対応に努めているところです。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 投資者保護基金の対象に損害賠償債権等を含めるべきである。 	<p>投資者保護基金制度の趣旨は、証券取引に伴うリスクについては投資者の自己責任で対応すべきことではあるものの、証券会社が破綻した際に、証券会社に預託した資産が返還されないというリスクまで投資者の自己責任を問うことは困難であるという観点から、投資家の証券取引に対する信頼性を維持することを目的として顧客資産を保護するものであります。</p> <p>具体的には、顧客が証券投資を行うに当たっては、顧客の保有する金銭、有価証券等を証券会社に預託しているところ、証券会社の破綻時に証券会社に預託した自己的資産が返還されないリスクについてまで顧客の自己責任を問うことは困難との観点から、証券会社に対して顧客から預託を受けた金銭、有価証券等について証券会社自身の資産とは厳格に区分して保管する分別管理義務を課しております。その上で、証券会社に預託した顧客の資産（金銭、有価証券等）が万が一毀損した場合においても、投資者保護基金により、顧客一人当たり 1,000 万円まで補償されることとなる枠組みを整備しているとこ</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>ろです。</p> <p>一方、破綻した証券会社自身の財産とは別に扱われることとなっていない損害賠償債権等を投資者保護基金の補償対象に加えることについては、投資者保護基金制度の趣旨に照らして適當かどうかや他の損害賠償債権を含む一般債権の扱いとのバランス等の観点から極めて慎重な検討が必要であり、投資者保護基金の補償対象に含めることを計画に記載することは困難と考えられます。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な中古自動車の流通は環境問題にも貢献することから、中古自動車販売の市場について、悪質な販売が行われないような措置を講ずるべきである。 	<p>悪質な中古車販売事業者に対しては、景品表示法、刑法など関係法令に基づき消費者保護が図られています。また、関係業界においても、悪質事業者の排除、適正な価格・品質の表示や取引等に関する取組が行われています。今後とも、関係省庁や関係業界とも連携しつつ、適正な中古車販売を推進してまいります。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・保険に関して、以下の項目を盛り込むべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保険約款の適正を図ること ② 保険約款の解釈基準を定める法的規定の明文化 ③ 適合性の原則・説明義務等、募集規律の整備。 ④ 保険金の支払いに際しての保険者の誠実かつ迅速な調査義務の法定。 ⑤ 解約返戻金について、保険業法における適切な規律 	<p>①について 金融庁では、保険業法等に基づく約款審査を行い、消費者の利益を一方的に害する約款規定の修正ないし未然防止を既に図っているところであります。今後の施策の実施に際して、御意見も参考にさせていただきます。</p> <p>②～⑤について 御意見についても参考にさせていただきます。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	・「高齢者を狙った未公開株や社債、貴金属等に関する詐欺的商法が増加していることを踏まえ、警察による取り締まりを強化とともに、悪質事業の抑制を図るため、罰則強化や課徴金制度など、新たな規制措置を導入する。あわせて被害救済制度を構築する。」（担当省庁等：消費者庁・金融庁・警察庁）を追加すべきである。	罰則の水準については、我が国法制全体に関わるものとして他法令等とのバランスを踏まえ定められているものであり、慎重な検討が必要であることから、計画に記載することは困難と考えられます。 課徴金制度の賦課対象については、刑事罰の謙抑性・補充性の原則がある一方、二重処罰の禁止の原則といった観点にも留意する必要があり、慎重な検討が必要であることから、計画に記載することは困難と考えられます。 被害救済制度については、現番号110に含まれています。
新規施策	・「被害にあった高齢者が相談の一歩を踏み出せるよう消費者ホットラインのシステムを充実・強化し、出前講座を促進する。」（担当省庁等：消費者庁・国民生活センター）を追加すべきである。	ホットラインの充実・強化については、現番号123に基づき取り組んでまいります。
新規施策	・「テレビ通販を活用する高齢者が多いことを考慮し、返品ルールの充実化を図る。被害にあった場合の救済制度を構築する。」（担当省庁等：消費者庁・経済産業省）を追加すべきである。	返品ルールについては、旧施策番号34（現番号44）の欄での回答のとおりです。被害救済制度については、現番号110に記載いたしました。
新規施策	・「食品や日用品など、子ども用商品を対象にした非倫理的販売方法について調査を実施し、国際的措置も参考に規制措置を講ずる。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。	今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。
新規施策	・「米トレーサビリティ法施行に続き、加工食品を含む食品のトレーサビリティ制度の拡大を図る。」（担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省）を追加すべきである。	食品のトレーサビリティについては、現番号24で記載することいたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	・「いわゆる健康食品の有効性について分析・調査し、エビデンスのないいわゆる健康食品については過剰摂取による健康被害の可能性を重視し、規制措置を講じる。」（担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省）を追加すべきである。	<p>御意見を踏まえ、新規施策（現番号76及び77）を追加いたしました。</p> <p>なお、いわゆる健康食品の有効性に関する事務は、農林水産省では所掌していないため、農林水産省は担当省庁として適切ではないと考えます。農林水産省においては、健康食品について健康被害等の情報を入手した場合は、引き続き関係省庁へ情報提供をしていくこといたします。</p>
新規施策	・「遺伝子組換え食品の表示の見直しを図り、混入率を正確に反映した分かりやすい表示へと改正する。」（担当省庁等：消費者庁・農林水産省・厚生労働省）を追加すべきである。	<p>御意見を踏まえ、現番号75として新規施策を追加いたしました。</p> <p>なお、食品衛生法に係る食品表示制度の所管が厚生労働省から消費者庁に移管されたため、本施策については、消費者庁において担当するものと考えられます。</p>
新規施策	・バイオテクノロジー、放射線照射等新技術と食品の安全性に関する基本的な考え方を策定し、予防原則の在り方の導入、消費者への情報の在り方を検討する。	<p>バイオテクノロジー等新技術を応用した食品を含め、食品の安全性の確保については、リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションという三要素からなるリスク分析の考え方沿って、施策を推進しております。</p> <p>食品の安全性の確保については、食品安全基本法に基づく食品安全委員会のリスク評価を踏まえ、必要なリスク管理措置をとっているところです。</p> <p>新技術を応用した食品の安全性等に関する情報については、一般消費者の知識と理解が深まるよう、リスクコ</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		ミニケーションに努めているところです。
新規施策	・スポーツ紙や週刊誌に氾濫する出会い系サイト、パチンコ攻略法、様々な融資や金融取引等々の広告に対する規制を強化すべきである。	消費者庁においては、不当広告や誇大広告を防止するため特商法及び景品表示法を所管しており、これらに基づき、適時適切に必要な施策を講じてまいります。
新規施策	・消費者庁は、NHKの受信料の徴収について、消費者目線から再検討し、放送法の改正等を求めていくべき。	御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。
新規施策	・「健康」をうたい文句とした様々な商品・サービス（健康食品、ダイエット食品、サプリメント、健康器具、気功による治療など）について、セールストーク、広告、ネット上の表示等を含め、これらに対する包括的な規制を行うべきである。	御意見を踏まえ、現番号76を追加いたしました。
新規施策	・無登録業者による契約を無効とする条項を新設すべきである。	金融商品取引法上、無登録業者が金融商品取引業を行うことは禁止されており、こうした無登録業者による事案等を金融庁が把握した場合は警告文を発出とともに、警察への通報を行うなど法の実効性を確保するために連携して取り組んでいるところです。今後とも、警察当局と一層の連携を図り、法の実効性を確保してまいりたいと考えております。 民事救済に関しては、金融商品販売法上、説明義務違

該当箇所	意見概要	考え方
		反について、損害額を推定する等、一定の救済が図られております。他方で、無登録業者による金融取引に対する無効を認めることについては、一般の私人による金融取引すべてにも影響が及び得るものとなるため、慎重な検討が必要であることから、計画に記載することは困難と考えられます。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・保険約款の認可に際して、保険契約者等の保護として十分な約款審査をすべきであり、消費者の利益を一方的に害する約款規定の修正ないし未然防止を図るべきである。 	<p>保険商品の創設・変更については、保険業法（平成7年法律第105号）において、保険約款等に記載し、金融庁の認可が必要であると規定されております。</p> <p>金融庁は、保険会社が作成した約款の認可に当たり、保険業法及び保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）に定められた基準に基づき審査を行っているところです。</p> <p>また、これらの基準に基づき約款の審査を行うに際しては、金融庁が定めた「保険会社向けの総合的な監督指針」における「保険商品審査上の留意点等」に記載された事項に留意することとしているところです。</p> <p>なお、これに加えて、保険契約者等の保護のための規定を整備した保険法（法務省所管）が、平成22年4月より施行されることを踏まえ、金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正（平成21年4月）し、保険法の規定に沿った約款等の改定が行われているかど</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>うか、及び保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項がないか等を審査の留意点に加えたところです。</p> <p>以上のとおり、金融庁では、保険業法等に基づく約款審査を行い、消費者の利益を一方的に害する約款規定の修正ないし未然防止を既に図っているところです。</p>
新規施策	・表示や契約書類の用字が常用平易であることを求める必要はないのか。即座の適応が無理でも、段階的な対応を敷く必要はないのか。	食品衛生法において、具体的かつ平易な用語をもって表示することを求めるなど、取組を進めています。
新規施策	・「住宅の設備、機器等を含むリフォームの履歴を記録する「家屋履歴（いえかるて）」の普及を促進し、この記録を既存住宅の流通に活用することを含め、住宅の長寿命化に取組む体制を整備する。」（担当省庁等：国土交通省）を追加すべきである。	消費者の自主的かつ合理的な選択のために客観的な情報提供する手段として、既存住宅も含めた住宅性能表示制度の充実を図っているところです（現番号81）。
新規施策	・賃借人の信用情報のデータベース化への規制の検討をしていただきたい。	賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずる、「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」を平成22年通常国会に提出いたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信分野について、消費者がトラブルに遭わないようにするための事業者への規制強化と消費者の救済に関する施策を盛り込んでいただきたい。 	電気通信サービス向上推進協議会（現番号84関連）の取組のひとつとして、一層の利用者利益の確保のための検討を行っています。総務省としては、この検討状況の推移を注視してまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 	
全体	<ul style="list-style-type: none"> 施策番号71～94の施策については、国として目指すべき消費者像を明確にし、あらゆるライフステージにおける総合的な教育が計画的に実施できるよう国全体で検討すべきである。また、実施時期も具体的に記載すべきである。 	現番号87に盛り込んだとおり、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を平成22年度に新たに開催し、小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を連携して体系的に進める体制を確立いたします。
施 策 番 号 71 (現 番 号 87、90)	<ul style="list-style-type: none"> 「関係省庁消費者教育会議等を継続的かつ定期的に開催し、過去の研究・実践成果を関係省庁が共有化すること、そして各省庁の施策状況の把握・検証を実施すること。更に現場での実践につながるよう国としての事例紹介や制度整備を進め、地方公共団体・教育委員会が積極的に展開するよう、働きかけを促進する。」とより具体的に記述してほしい。 「なお、各省庁間の会議の内容については、議事録を速やかに公表する。」と、情報の公開について付言すべきである。また、同項における消費者庁と文部科学省の連携体制や地方公共団体においての教育委員会と消費生活センターの連携体制については「具体策を講じ、直ちに公表する。」とすべきである。 消費者教育・啓発において、消費者の自立支援よりも大事なこと 	<p>現番号87に盛り込んだとおり、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして、小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立いたします。推進会議においては、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進いたします。</p> <p>現場での実践につながるような事例紹介については、多様な主体の連携・参画による消費者教育に関する取組等についての調査を行いその情報を発信するとともに、</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>として、消費者の権利を擁護するという視点が不可欠。また、学校などでの講演会、体験学習会、町内会単位など小さな単位での説明会など、地元に密着した活動を行って進めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目を「消費者教育関係省庁間の連携を図るための会議を継続的に開催して消費者教育の普及に努め、特に消費者庁・文部科学省間の密な連携体制を構築する」「地方公共団体において、教育委員会と消費生活センターとの連携を促進し、学校現場での実践を図る」に分けるべきである。 ・地方公共団体において教育委員会と消費生活センターとの連携を促進するとあるが、具体的な対策を示してほしい。 	<p>消費者教育ポータルサイト等においても各種情報の提供をしてまいります（現番号88、97）。</p> <p>地方消費者行政と教育委員会との連携促進や地域における啓発等に当たっては、いただいた御意見を踏まえて取り組んでまいります（現番号90）。</p>
施策番号 72 (現番号 94)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当省庁等に「金融庁」「文部科学省」を追加すべきである。 ・「より多様な視点から物事をとらえ、自主的かつ合理的な行動をとることに主眼を置く」という意味について、消費者教育の目的が、消費者被害の予防だけでなく、批判的精神を持ち、主張し、行動し、社会参加する「消費者市民」育成にあることが再確認されるべきである。 ・啓発の内容に「消費者の権利の尊重」や市民教育の観点を含めるべきである。 	<p>消費者庁は、自ら気づき、考え、行動する消費者を育成するという観点から関係省庁と連携を図り本施策を実施してまいります。</p> <p>なお、学校における消費者教育を推進・支援するため、文部科学省においては、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や教員の指導力の向上を図るなど、現番号87、90～93、95等の施策を実施し、金融庁など関係各省庁は、教材等の作成、教員の指導力向上のためのセミナー開催を行うなど、現番号94、96等の施策を実施することとしています。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
施策番号 73 (現番号 88)	意見なし	一
施策番号 74 (現番号 89)	<p>・過去に一定の研究や先進事例の収集も行われており、これからは実践に移っていく段階であると考える。これまでに実行されたことを整理し、新たに学校などの現場で消費者教育を実践することを書くべき。調査等は過去の研究や実践事例収集の成果を共有した上で、必要であれば実施すべきである。74番（消費者庁）と78番（文部科学省）はどちらも先進的な消費者教育の調査研究を行うこととなっている等、重なっているものも見られる。各省庁の計画を消費者庁が取りまとめ効果的な方法で実施すべきである。</p> <p>・単なる知識の定着度を測定するのではなく、「消費者市民」の考え方がどのくらい浸透しているかについて実施されるべきである。</p> <p>・施策番号74、78、80について、「消費者教育に関する調査研究に当たっては、関係省庁間で過去の成果を共有した上で、必要であれば後の実践につながる効果的な方法で実施する」と一括にするべきである。また、実施時期について、「調査手法については、平成22年度までに一定の結論を得る」とするべきである。</p> <p>・施策番号74、78、80を統合したうえで、「消費者教育の目標設定の在り方、効果測定・検証の在り方などの検討と効果測定の実施」という項目を追加するべきである。また、実施時期について、「測</p>	<p>現番号87に盛り込んだとおり、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして、小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立いたします。推進会議においては、関係省庁の消費者教育の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進いたします。</p> <p>本施策における調査については、消費者教育を効率的・効果的に実施していくために、OECD消費者政策委員会の消費者教育に関する勧告も参考にしつつ、消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について必要な調査を行うものであり、その内容についても「消費者教育推進会議」等で文部科学省をはじめ関係各省と協議するなど、密接に連携をとりつつ実施してまいります。</p> <p>消費者庁は、多様な主体の連携・参画による消費者教育に関する取組等についての調査を行いその情報を発信</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>定の在り方については、平成22年度までに一定の結論を得る」とするべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育効果の手法の検討と並行して、消費者教育の実践も進めたいただくことを望む。なお、実践に役立たせるという視点では、寸劇やワークショップなど体験型の学習が効果的かと思われる所以、学校教育や社会教育の中にプログラムとして組み込んでいただく検討もお願いする。（同旨1件） ・短時間のありきたりの教育や研修では「消費者教育は先ず出来ない」との前提で、教育と研修の成果の上がるプロセスを関係者自ら体得することが必要。 	<p>するとともに、消費者教育ポータルサイト等においても各種情報の提供を行い、消費者教育の実践を支援してまいります。</p> <p>また、御指摘の「消費者教育の目標設定の在り方、効果測定・検証の在り方などの検討と効果測定の実施」という点も踏まえ、各省庁の連携のもと、取組を推進してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、教育手法については、体験型の学習を含め検討する予定です。</p>
施策番号 75 (現番号 97)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の場で具体的に連携して進める場を作り、活動を作ることが重要である。従って担当省庁の追加（文部科学省、総務省）と実施時期の具体化（平成22年度中に一定の結論を得る。平成23年度中に地方での連携の場を作る。平成24年度から連携の場が本格的に行動を開始する）が必要である。（同旨1件） ・個別企業の参画については慎重な対応がなされるべき。 ・消費者教育を充実させるため、主体に事業者団体を追加すべきである。 ・既存の文章に「消費者教育連携推進事業等の各種事業を実施し、その結果を踏まえ消費者教育の全国的展開を図る」を追加すべきである。また、担当省庁に、「経済産業省」と「文部科学省」を追加すべきである。 	<p>御指摘のとおり、現番号97に事業者団体を追加いたしました。また、事業の実施に当たっては、いただいた御意見を踏まえ、文部科学省と連携しつつ検討してまいります。</p> <p>各教育の場における消費者教育の推進を図ることは意義深いものであるため、現番号97において、関係省庁が連携して取り組むこととしております。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が取り組む好事例を行政が集約、評価、分析し、行政・事業者相互が活用できる教育プログラムを構築すべきである。 	
施策番号 76 (現番号 93)	<ul style="list-style-type: none"> すべての省庁が関わってくる事項であり、担当省庁に「消費者庁」をはじめ各省庁を明記すべきである。（同旨1件） 「更に学習指導要領における消費者教育の内容および充実を実現する。」という文言を付すべきである。 学校教育の中で、小・中・高等学校の一貫した教育と位置付けてカリキュラムの中に消費者教育の時間を確保すべきである。 	<p>消費者庁は、文部科学省や教育委員会と連携を図りながら、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教材等を作成いたします（現番号94）。</p> <p>小・中・高等学校の教育課程については、今後実施される新学習指導要領に基づく各学校の取組の成果や課題などの検証、社会の変化や子どもたちの現状などを踏まえ、検討されることとなります。</p>
施策番号 77 (現番号 93)	<ul style="list-style-type: none"> 「教員に対して、国際的な「消費者の8つの権利」など、幅広い意味での消費者教育に関する講座を実施する。そして特に義務教育現場の教員の消費者教育に関する指導力の向上を図る。」と加筆修正すべきである。また、当該施策はすべての省庁が関わってくる事項であり、担当省庁に「消費者庁」「国民生活センター」を加え、文部科学省と連携して進めるべきである。（同旨1件） 地方の消費者行政担当部局の職員を講師とした教員への消費者教育を系統的・継続的に実施するよう、地方の教育委員会に働きかけるべき。 「また、消費者教育を教員免許取得の必修科目とする。」という文言を付すべきである。 消費者教育を学校で行うには、親子で一緒に学べる「オープンシ 	<p>消費者庁、国民生活センター、関係省庁としては、新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナー等を、文部科学省や教育委員会と連携を図って行い、学校における消費者教育に対する支援を行ってまいります（現番号94）。</p> <p>また、現在、消費者教育に関する教員の免許状を取得するためには、消費者教育に関する内容を修得することとなっております。</p> <p>御指摘にあるように親子を対象とした取組は一つのアイディアであると考えますが、消費者教育の具体的な指</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	ステム」が望ましい。過度に学校教育に期待せずとも、誰もが教育者になれるのが「消費者教育」なのでその配慮に期待する。	導方法については、学校や地域の実態等に応じ、各学校等の創意工夫により実施されるものであると考えております。
施 策 番 号 78 (現 番 号 91)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に一定の研究や先進事例の収集も行われており、これからは実践に移っていく段階であると考える。これまでに実行されたことを整理し、新たに学校などの現場で消費者教育を実践することを書くべき。 調査等は過去の研究や実践事例収集の成果を共有した上で、必要であれば実施すべきである。 74番（消費者庁）と78番（文部科学省）はどちらも先進的な消費者教育の調査研究を行うこととなっている等、重なっているものも見られる。各省庁の計画を消費者庁が取りまとめ効果的な方法で実施すべきである。 ・教育現場での消費者教育や、事故情報のお知らせの方法などへ生かすことにも言及すべきである。また、消費者庁も担当に加えるべき。 ・平成22年度中という目標を持って進めてほしい。 	<p>現番号87に盛り込んだとおり、消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして、小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立いたします。本会議において、調査研究の結果を共有し、効果的に実施してまいりたいと思っております。</p> <p>なお、消費者庁は、消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行うことにしております。</p> <p>文部科学省においても、過去の成果を踏まえた上で、新たに効果的な教育方法の調査・研究を行っております。</p>
施 策 番 号 79 (現 番 号 95)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果を実践するところまで書くべき ・大学生に限らず、子どもの成長に合わせ、特に人生の変わり目節目で重点的に消費者教育を実施することは必要な施策であることから、具体的施策として、「小学6年、中学2～3年、高校2～3年の児童・生徒を対象とした、実践的な消費者教育の実施」を追加すべきである。 	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学生を対象とした効果的な内容・方法に関する調査研究を実施し、その成果を広く還元することを明記いたしました（現番号95）。</p> <p>また、学校教育における消費者教育の推進は、先般の</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		学習指導要領の改訂で、消費者教育に関する内容の充実が図られたところであり、それに基づき推進してまいります。
施 策 番 号 80 (現 番 号 98)	・具体的な計画を示すべきである。	文部科学省では、具体的な計画は、現番号93を継続的に実施していく中で詳細を検討していきます。
施 策 番 号 81 (現 番 号 94)	<ul style="list-style-type: none"> ・前段の理念は具体的施策にそぐわないため削除し、実施することを明確にすべきである。 ・「特に『契約』について、その意味や仕組み、成立の要件や効果などの基本的事項を十分修得させたうえで、消費者の日常生活は多くの契約を結ぶことによって成り立っていることを理解させること」を付け加えるべき。 ・法教育については大変重要だと思うので、教育機関との連携というより文部科学省における教育課程の中に取り込む等、大きくすすめるべき。 ・法教材も必要だが、今必要なのは金融消費者が主体的に活用できる「法」そのもの。つまり、現実の問題を解決する「法」をどう制定するかを、大学の法学部で実際に演習すること。 	<p>当該施策は、現番号94において、関係各省庁等が連携しながら教材の作成等の施策に取り組むことにしております。</p> <p>なお、法務省としては、法教育の一環として、消費者に関する教育も推進すべきと考えているところです。</p> <p>契約に関する基本的知識を習得させることの重要性はそのとおりですが、法教育の一環としての消費者教育の中で契約を取り扱う場合に、どのようなアプローチをするかについては、様々な考え方があるとも思われます。法教育の重要性は御指摘のとおりであり、平成23年から実施される学習指導要領の中にも法教育が取り込まれています。このことも踏まえ、今後は、教育機関等との連携を図りつつ、より具体的に法教育を推進してまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
施策番号 82 (現番号 99)	・連携する目的を明確に記述すべきである。（同旨1件）	連携する目的については、関係機関との連携を強化することにより、スムーズなトラブルの解決につなげることを目的としていることから、「日本司法支援センターにおいて、消費生活センターをはじめ、消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するなどして、より緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかな法的トラブルの解決を図る。」という内容に変更いたします。
施策番号 83 (現番号 100)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきである。素案の表現では、何をもって情報提供・注意喚起が推進されたか判断できず、検証・評価・監視ができない。 ・「ヤミ金」も明示的に列挙すべきである。ヤミ金は犯罪であり、端的に取り締まりの対象であるので、「融資保証詐欺」「架空請求詐欺」と同様に明記すべきである。（同旨3件） ・施策番号83～85について、手段と対象を明記して記述すべきである。例えば、「ホームページ・教材配布・セミナー等を通じて、学校・地域・家庭への効果的な情報提供や注意喚起、啓発を行う」等。 	<p>御指摘を踏まえ、「融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について、ホームページ、防犯講話等により若年者、自営業者等の被害者層への情報提供・注意喚起を的確に行う。」という内容に変更いたします。</p> <p>なお、ヤミ金融事犯については生活経済事犯として現番号49で記載することといたしました。</p>
施策番号 84 (現番号 101)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきである。素案の表現では、何をもって広報啓発が推進されたか判断できず、検証・評価・監視をすることができない。 ・消費者基本計画の策定に当たっては、金融被害の知識、情報の普及に努めるべきものであって、投資情報を提供して国民を投資取引 	御意見を踏まえ、「国民が自主的に生活経済事犯に係る被害を回避できるように、被害の発生状況に応じてウェブサイト、リーフレット等の各種媒体により生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を推進する」という内容に変更いたします。

該当箇所	意見概要	考え方
	に誘導するような施策が用いられるべきではない。	金融に係る知識等につきましては、現番号94などにおいて、学校・地域における消費者教育を推進してまいります。
施 策 番 号 85 (現 番 号 161)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきである。素案の表現では、何をもって情報提供が適正に行われたのか判断できず、検証・評価・監視をすることができない。 ・消費者基本計画の策定に当たっては、金融被害の知識、情報の普及に努めるべきものであって、投資情報を提供して国民を投資取引に誘導するような施策が用いられるべきではない。 	<p>御意見を踏まえ、施策の内容を現番号161のとおり修正いたしました。</p> <p>金融に係る知識等につきましては、現番号94などにおいて、学校・地域における消費者教育を推進してまいります。</p>
施 策 番 号 86 (現 番 号 102)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきである。素案の表現では、何をもって広報啓発が推進されたか判断できず、検証・評価・監視をすることができない。 ・地域社会や高齢者も対象に含めるべき。 	当該施策については、現番号102において、関係各省庁等が連携しながら啓発活動を実施することにしております。御指摘の点については、今後の検討に当たって考慮してまいります。
施 策 番 号 87 (現 番 号 103)	<ul style="list-style-type: none"> ・既に取り組まれている施策であり、これまでの作成・配布実績と資料の効果測定を行うことと、いつ、どこで、誰に、どのような方法で、何を提供するのかを具体的に施策化すべきである。 ・事業者向けの景品表示法に関するコンプライアンス・システム構築にかかるガイドライン（各業界毎）を策定して公表し、その普及に努めることも含めるべきである。 	<p>景品表示法のパンフレットについては、都道府県に配布するほか、要望に応じて消費生活センター等に機動的に配布しております。</p> <p>事業者による法令遵守に向けた取組は重要なことだと考えております。御意見を踏まえ、現番号103の内容に変更します。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
施 策 番 号 88 (現 番 号 94)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターに限らず、消費者庁としても悪質商法や製品事故の情報を迅速に消費者の目に触れやすい方法（メルマガやパンフレットなど）で流すべきである。消費者啓発、消費者教育、特に全国展開の出前講座などをきめ細かく行うためには、消費者庁、地方公共団体（消費生活センター）などとの連携が必要であり、その旨を盛り込んだ施策とする必要がある。 ・メールマガジンやリーフレットだけでなく、毎号、国民に身近な商品テスト結果をわかりやすく掲載している「月刊国民生活」を発行することを実施していただきたい。 ・悪質商法や製品事故に関する情報発信は国民生活センターではなく消費者庁が行うべきである。また、出前講座は地域の実情に合った啓発を行うべく地域の消費者団体等が実施すべきである。 	消費者庁を始めとする関係各省庁等が連携しながら教材の作成、セミナー開催等の施策に取り組むことにしております。御指摘の点については、今後の検討に当たって考慮してまいります。
施 策 番 号 89 (現 番 号 96)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換「会」を開催することとすべきである。 	旧施策番号89は現番号96に統合し、公正取引委員会ほか関係各省庁等が連携しながら地域における消費者教育の推進に取り組むことにしております。御指摘の点については、今後の検討に当たって考慮してまいります。
施 策 番 号 90 (現 番 号 94)	<ul style="list-style-type: none"> ・「トピック的な消費者被害の知識だけでなく、家計管理・生活設計・金融経済教育（被害に関するのみならず、投資やお金の借り方なども含めた教育）など消費者の生活に密着した金融・経済・家計に関する知識とスキルの普及・啓発強化のため、地域住民等に対して、講演を実施するとともに、学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向 	<p>消費者庁を始めとする関係各省庁等が連携しながら教材の作成、セミナー開催等の施策に取り組むこととしております。御指摘の点については、今後の検討に当たって考慮してまいります。</p> <p>また、金融庁においては、「消費者の金融知識の普及」には、消費者被害の知識はもとより、金融・経済・家計</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。」と加筆修正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の策定に当たっては、金融被害の知識、情報の普及に努めるべきものであって、投資情報を提供して国民を投資取引に誘導するような施策が用いられるべきではない。 ・高齢者向けの情報提供、必要な人に必要な情報が届くよう国によるきめ細やかな情報提供の検討が必要である。また、金銭教育については、文部科学省、消費生活センター、消費者団体、地域の生涯学習機関等と連携し、消費者庁があるべき方策を速やかに検討すべきである。 ・金融知識とは欲望をコントロールするルールであり、技術でもあるので、所謂教育の範疇では金融被害をなくすことはできない。法律勉強の資料作成も重要だが、実際の日常生活に役に立つ法律は少ない。 	<p>に関する幅広い概念を含むものと考えております。</p> <p>消費者庁は、消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして、小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立いたします。(現番号87)。</p> <p>なお、金融経済教育については、多重債務問題改善プログラムにおいても関係省庁との連携のもとに取り組むこととしております(現番号46)。また、金融に係る知識等につきましては、学校・地域における消費者教育を推進してまいります。</p>
施策番号 91 (現番号 39)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に具体的に書かれているが、他の施策とのバランスが取れないとため、書き方を工夫すべきである。また、厚生労働省が関わっている他分野(食、添加物、化粧品等)についての施策も盛り込むべきである。 ・各省庁の所管業界団体に向けての施策であるため、「消費者基本計画」に盛り込むべき施策ではなく、削除すべきである。 ・厚労省のエステティックに関しての施策に関しては良いが、経産省の「エステティックサロン認証」に関する施策に関してはどこに 	<p>御指摘を踏まえ、記載振りを修正いたしました(現番号39)。また、他分野については、現在行っている施策の中で消費者に対する普及啓発や教育の充実に努めてまいります。</p> <p>御指摘を踏まえ、経済産業省では、エステティック業を含めた対個人向けサービスについて、現番号40の施策を追加いたします。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>も触れられていないが、消費者庁は把握しているのか。もし把握しているのなら、載っていないのはなぜか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定のレベル以上であることを示す資格を設け、有資格者のみがエステ行為ができるという制度が必要と考える。 	
施策番号 92 (現番号 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。また、項目については「食育の推進」として、別途取りまとめる必要がある。担当省庁等は、内閣府（共生社会政策担当）、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、文部科学省等とすべきである。 （修文案）食品の安全性や危害についての科学的知見に基づいた情報や、「食生活と健康」について、消費者への分かりやすい情報提供の取り組みを推進するなど、関係省庁と連携して食育の推進をはかる。 ・「食品安全や「食生活と健康」について、消費者の方への分かりやすい情報提供の取組を推進する。」とあるが、「情報の取組を推進すると共に、実践するNPO等を支援する。」とすべきである。また、厚生労働省も深く関わりがあると思われる。なぜ農林水産省のみの担当なのか。 ・「～消費者の方、及び教育関係者や小中高生に正確で分かりやすい～」に修正すべきである。また、担当省庁に「文部科学省」を追加すべきである。 ・施策番号28の内容と重なるため削除すべきである。 	<p>御意見を踏まえ、現番号105を追加し、当該施策を内閣府、食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省で推進してまいります。</p> <p>消費者庁においては、食の安全を含めた安全・契約・情報・環境の4分野ごとに消費者教育用教材等の情報を提供するポータルサイトの運用を通じ、情報提供の取組を推進してまいります（現番号88）。</p> <p>上記以外の御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
施 策 番 号 93 (現 番 号 104)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画を示すべきである ・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 	<p>御指摘を踏まえ、現番号104のとおり修正いたしました。</p> <p>消費者庁としては、安全・契約・情報・環境の4分野ごとに消費者教育用教材等の情報を提供するポータルサイトの運用を通し、情報提供の取組を推進してまいります（現番号88）。</p>
施 策 番 号 94	<ul style="list-style-type: none"> ・既に取り組まれている施策であり、これまでの作成・配布実績と資材の効果測定を行うことと、いつ、どこで、誰に、どのような方法で、何を提供するのかを具体的に施策化すべきである。 ・金銭教育については、文部科学省、消費生活センター、消費者団体、地域の生涯学習機関等と連携し、消費者庁があるべき方策を速やかに検討すべきである。 	<p>関係各省庁等が連携しながら教材の作成、セミナー開催等の施策に取り組むことにしております。御指摘の点については、今後の検討に当たって考慮してまいります。</p> <p>金融広報中央委員会は、教材・パンフレットの作成実績については、消費者庁の「消費者教育ポータルサイト」及び当委員会ホームページに掲載しております。これらの作成・配布効果については、内閣府の都道府県・政令指定都市の消費者担当部局に対する調査（平成19年度）において、消費者教育教材や実践事例の収集先として金融広報中央委員会を挙げた先が最も多く（88.4%）、当委員会の教材等が広く活用されていることが窺われます。</p> <p>また、当委員会でも、一部の教材等について利用者アンケートを実施し、作成・配布の効果を把握すべく努力しております。</p> <p>講演会、セミナー等の実施計画については、金融広報中央委員会および都道府県金融広報委員会の活動方針に</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>基づき、開催地住民のニーズを捉えて調整しつつ決定しております。</p> <p>なお、金銭教育については、金融広報中央委員会では、金融教育の一部を構成するものとして、『金融教育プログラム－社会の中で生きる力を育む授業とは－』で考え方・進め方を提示しているので、これを御活用頂ければ幸いです。</p> <p>また、金融経済教育については、多重債務問題改善プログラムにおいても関係省庁との連携のもとに取り組むこととされており、文部科学省としては必要に応じて協力してまいります。</p> <p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして、小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立いたします。推進会議においては、関係省庁の消費者教育の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進いたします(現番号87)。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	<p>・出産や子育ての過程で商品やサービスをめぐる様々な情報に振り回されることは容易に想像できる。従って出産前の父母を対象とした消費者教育は必要。また保護者になって始めて気が付く問題もあるので、保護者と子どもが一緒に消費者教育を受ける機会を設けることは必要であることから、新規施策として、「母親学級、父親学級などでの消費者教育の実施。保護者と子どもが一緒に受講する消費者教育の実施。」を追加すべきである。</p>	<p>消費者庁としては、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報を収集し、ライフステージ毎に情報を提供する消費者教育ポータルサイトの運用・拡充等を通して、ライフステージごとに消費者教育用教材等の情報を提供する各ライフステージに応じた消費者教育実施の支援を行ってまいります（現番号88）。</p> <p>御指摘の保護者と子どもが一緒に受講する消費者教育の取組は大変意義深いものであると考えますが、どのような消費者教育の取組を行うのかは、地域の実情に応じて、その地域の創意・工夫により実施されるべきものであると考えております。</p>
新規施策	<p>・事業者として消費者の視点を学ぶことは重要であることとあわせて、自らも異なる場面では消費者であることを自覚できるよう、職場での教育の中に消費者教育を位置付けるよう、働きかけを強めることは重要である。あわせて特に定年前の職員を対象に消費者教育を実施することは、消費者被害の未然防止の視点から、重要な施策であることから、新規施策として、「教育訓練給付金制度を参考にしながら、事業者や事業者団体、業界団体による、従業員に対する消費者教育実施制度を整備し、促進を図る。とりわけ新入職員研修、定年退職前の従業員には消費者教育を実施するよう推進する。」と追加すべきである。</p>	<p>消費者庁は、企業・事業者団体を含めた多様な主体（他に消費者団体・NPO・行政等）の連携・推進による消費者教育に関する取組等についての調査を行いその情報を発信するとともに、消費者教育ポータルサイト等においても各種情報の提供を行い、消費者教育の実践を支援してまいります（現番号88、97）。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合に対して直接的に指導を行うという関係はないが、働きかけを行うことは必要であることから、新規施策として、「労働組合による、労組員に対する消費者教育の実施を働きかける」を追加すべきである。 	<p>消費者庁は、企業・事業者団体を含めた多様な主体（他に消費者団体・NPO・行政等）の連携・推進による消費者教育に関する取組等についての調査を行いその情報を発信するとともに、消費者教育ポータルサイト等においても各種情報の提供を行い、消費者教育の実践を支援してまいります（現番号88、97）。</p> <p>なお、労働組合の自主性を尊重する観点から、行政から労働組合に対して消費者教育の実施を指示することは適切ではないと考えます。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守に関しては、食品事業者に対する農水省の施策（155）のみ取り上げられており、バランスに欠けている。横断的な取り組みとして、各省庁が監督する各事業者に対して実施することが必要であることから、新規施策として、「事業者や事業者団体、業界団体による、従業員に対する法令遵守教育の徹底を促進する」を追加すべきである。 	<p>事業者、事業者団体に対するコンプライアンスの促進につきましては、それぞれの事業を所管する府省庁において行っているところであり、引き続きその促進を図ってまいります。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な情報があふれる中で、消費者が情報を読み解く力を身につけることは、消費者被害を未然に防ぐために、重要な事項である。 消費者教育の中に明確に位置付けることが必要であることから、新規施策として、「メディアリテラシーを養成するための方策の検討」を追加すべきである。（同旨2件） 	<p>御意見については、今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。</p> <p>なお、消費者庁としては、情報、安全、取引、環境の四分野ごとに消費者教育用教材や消費者教育に関する取組について情報提供を行う消費者教育ポータルサイトの運用・拡充を通して、消費者教育推進を行ってまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	<p>・子どもを巡る消費者被害や製品・サービスに由来する事故は、学校で発生する場合がある。また、一日の内で子ども達が長い時間を過ごすのも学校である。学校には子ども達からの情報も集まりやすいといえる。更に子どもを通じて保護者に伝えるのも報道に比べて容易にできることだと思う。情報のサイクルをつくるに当たっては、学校の持つ機能を無視するわけには行かない。従って学校などの教育機関の果たすべき役割を、消費者基本計画の中で明確に位置付けるべきであることから、新規施策として、「教育委員会と、公立私立を問わず、学校組織等（私学の連盟や大学生協なども含めて）に事故情報を提供し、学校を通じて保護者、子どもに周知を図る。また、学校組織などに対しても子どもたちからの情報を集約して提供することを求める（担任、養護教諭、栄養士の役割発揮）」を追加すべきである。</p>	<p>各省庁に収集される事故情報については、都道府県教育委員会等に対して情報提供を行っており、今後も、引き続き実施する予定です。また、都道府県教育委員会等に対して、学校での消費者事故が発生した旨の情報を得た場合には、文部科学省へ通知するよう求めております。</p>
新規施策	<p>・消費者教育は子どもたちの生きる力を育むために必要な事項。学校での消費者教育を充実させるために、教員資格取得の必修項目に加えるべきであることから、新規施策として、「教員養成段階や教員免許状更新時における消費者教育の履修化の検討、教員採用試験問題に消費者問題を組み込むことの検討」を追加すべきである。（同旨1件）</p>	<p>現在、消費者教育に関する教員の免許状を取得するためには、消費者教育に関する内容を修得することとなっております。</p> <p>免許状更新講習については大学等の、教員の採用については都道府県教育委員会等の権限と責任において、それぞれの置かれている状況に応じ、適切に対応がなされております。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	・消費者教育の推進が国全体として取り組むべき重要な施策であることを担保するための法律の制定が必要であることから、新規施策として、「消費者教育推進法の制定検討」を追加すべきである。（同旨4件）	御意見については、現番号87に、消費者教育に関する法制の整備について検討を行う旨を盛り込んでおります。
新規施策	・既にいくつかの消費者団体が学校での消費者教育を実施している。しかし学校毎または校長の異動等により、対応が異なり継続して取り組めないという指摘がある。消費者団体などの専門的な外部人材が関与できる制度を設けることは、消費者教育の効果をあげるためにも必要な施策であることから、新規施策として、「学校教育における外部講師の活用」を追加すべきである。（同旨1件）	現行制度下においても、学校における外部人材の活用は可能となっております。また、教育基本法に基づく教育振興基本計画においては、「経験豊かな社会人等の積極的な外部人材の活用」と記述されており、今後も本計画に従いその推進に努めてまいります。
新規施策	・消費者教育に関して、今後5年間での重点課題や優先的に取り組むことを示すために、新規施策として、「消費者教育の重点課題の設定」を追加すべきである。	御指摘のとおり、重点的に取り組む事項として消費者教育の推進について記載をいたしております。 また、消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして、小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立いたします（現番号87）。
新規施策	・各省庁が担うべき消費者教育のテーマや課題は存在する。消費者教育の大枠の検討についてだけでなく、例えば厚生労働省における食品安全や食生活、経済産業省における製品安全、総務省における地	現番号88において、消費者庁は、御指摘の省庁を含む関係省庁等が作成した教材、実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>デジ、食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションについての教育などは、施策からもれている。これらについて、具体的に施策化できる項目を掲げること、あわせて今後を見据えた上で各省庁による消費者教育の推進も施策として加えるべきであることから、「消費者教育において各省庁が関わる分野の追記」をすべきである。</p>	<p>する情報と知見の共有を進めていくこととしております。</p> <p>なお、厚生労働省は、食品安全や食生活の教育について、ウェブサイトで食品安全情報の提供や食育に関するリーフレットの掲載等を実施しています。</p> <p>経済産業省は、消費者教育として、製品安全総点検セミナー、製品安全点検日等を実施しています。</p> <p>総務省では、地上デジタル放送への移行について、ウェブサイト・パンフレットでの情報提供に限らず、「デジサポ」による説明会・相談会・戸別訪問等を実施しています。</p> <p>また、現番号21のとおり、リスクコミュニケーションについては、食品安全委員会、消費者庁をはじめとする関係省庁が、その一層の促進を図るために必要な措置を講じてまいります。</p>
新規施策	<p>・継続的に実施すべきことではあるが、平成22年度は、誰が何をどんな手段でどのようにどれくらい提供するのかを具体的に書くべき（参考として、90番では、「パンフレット等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する」という具体的表現になっている）。新規施策として、消費者教育の教材の配布や情報提供について追記すべきである。</p>	<p>現番号88において、消費者庁では、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約した消費者教育ポータルサイトの運用・拡充を通して、消費者教育に関する情報と知見の共有を行います。</p> <p>文部科学省としては、教材の配付や情報提供について、現番号92の「事例集の作成・配付」や現番号95の「大学生に対する情報提供」等で実施してまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁主導の下、文部科学省が主体となり、くらしに関するあらゆる分野を含む新教科を創設・受験科目化すべきである。社会教育においては、消費者庁が各省庁を取りまとめ、一元化したカリキュラムを提示するとともに、地方に情報や教材を提供し、地域と連携した生涯教育を進めるべき。 	<p>現番号87のとおり、消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図ります。</p> <p>また、新学習指導要領において、小学校、中学校、高等学校を通じて、社会科、家庭科などの各教科や、総合的な学習の時間などにおいて学校教育全体を通じて取り組むことが可能となっており、地域や学校の創意工夫により実施されるものであると考えております。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動や教育の充実を図るための教材やパンフレットの作成が担当省庁から謳われているが、内容の重複や抜けがないように、消費者庁での管理をお願いする。 	<p>現番号87のとおり、消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進いたします。</p> <p>教材等に係る施策は、現番号94に統合いたしました。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁に消費者教育の専門部署を直ちに設置すべきである。 	<p>平成22年度における機構・定員要求において、消費者教育の担当者2名の増員が認められており、引き続き、消費者教育の推進に係る必要な体制整備を進めていきたいと考えております。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	・高齢者・介護事業者等に対する消費者問題の情報提供・啓発と情報提供体制の検討をすべきである。（同旨1件）	御意見を踏まえ、現番号106、107を新規に追加いたしました。
新規施策	・これまでの消費者教育体系化や実践事例収集等の効果を活用し、家庭や地域、学校などの現場で消費者教育を実践するため、学校や自治体への働きかけを強め、モデル事業について検討すべきである。	<p>現番号87のとおり、消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。</p> <p>また、現番号90のとおり、消費者庁は、文部科学省と密接に連携をするとともに、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と地方消費者行政の連携を推進してまいります。</p> <p>現番号92のとおり、国内外の学校教育及び社会教育における取組の調査を行い、取組事例集の作成や配付を行ってまいります。</p> <p>文部科学省は、地域における消費者教育の推進について従前より促進を図ってきたところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。平成22年度からは新規施策の実施を予定しております。</p>
新規施策	・事故情報を解析した上で、消費者教育やリスクコミュニケーションの実施をすべきである。	現番号88のとおり、食の安全を含めた安全・契約・情報・環境の4分野ごとに消費者教育用教材等の情報を提供する消費者教育ポータルサイトの運用・拡充を通し、

該当箇所	意見概要	考え方
		情報提供の取組を推進してまいります。
新規施策	・製品安全等、経済産業省に関するテーマについて消費者教育の具体的な施策を盛り込むべきである。	経済産業省においては、消費者教育として製品安全総点検セミナー、製品安全点検日等を実施しております。
新規施策	・食育については一切盛り込まれていないことから、新規施策として、「食育を推進するための具体的な施策」を追加すべきである。(同旨2件)	御意見を踏まえ、現番号105を追加し、当該施策を内閣府、食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省で推進してまいります。
新規施策	・食品の安全確保についての消費者教育プログラムの策定と普及を行うべき。	現番号88のとおり、消費者庁においては、食の安全を含めた安全・契約・情報・環境の4分野ごとに消費者教育用教材等を提供する消費者教育ポータルサイトの運用・拡充を通じ、情報提供等を行ってまいります。
新規施策	・食品表示を理解するための基礎的な知識についての周知及び普及啓発の実施。	食品表示に係る知識の周知・普及啓発については、現番号34(現番号69~79)において対応してまいります。
新規施策	・身近な派出所の警察官に対し、消費者問題に関する教育を行う必要がある。また、地域の警察署と消費生活センターと情報交換などの連携が必要である。	警察においては消費者問題と関連が深い生活経済事犯に係る指導教養等を必要に応じて隨時行っております。
新規施策	・新規施策として、「各省庁のホームページの消費者視点での見直し検討」を追加すべきである。 現在の各省庁のホームページは利用しにくいものである。省庁間で横断的に取り組まれている施策については、お互いにリンクするページを設けることなどが必要と思う。使い勝手に関するアンケート調査を行うなどして、改善を図ることが必要。(同旨1件)	情報提供の場としてホームページは有用であることから、御指摘の点につきましては、各省庁において検討してまいりたいと考えています。

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保 	
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本版スーパーコンプレインツ制度(申出制度)を導入する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。 	御指摘を踏まえ、現番号108、109を追加いたしました。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「パブリックコメント(意見募集)の仕組みの見直しと制度を充実する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。 	
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策決定過程への参加を保証するための必要な措置を盛り込んだ制度を創設する。」(担当省庁等：消費者庁・関係省庁等)を追加すべきである。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の苦情処理と紛争解決の促進 	
施 策 番 号 95 (現 番 号 123)	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者ホットライン」の運用について、県市町によっては、ホットラインの導入や普及に熱心ではないところも見受けられるが、この施策について、今後どのように具体的に運用していくかは考えられているのか、示していただく必要がある。 ・「消費者ホットライン」の運用状況の検証を行い、平成23年度までに一定の結論を得るべきである。 ・早期の諸問題解決に向けて、統一された運用を確保するための統一システムの構築が必要である。 ・「「消費者ホットライン」を引き続き実施する。」とあるが、さらに、「消費生活センター、消費生活相談窓口の周知徹底に努める。」を追加すべきである。 	<p>身近な相談窓口を案内するという「ホットライン」の本旨に則り、身近な相談窓口の周知に努めてまいります。今後の運用については、現番号123で示しているように、消費者の利便に資する形で運用してまいります。</p> <p>運用状況の検証については、実績が積み重なった段階で改めて検討することとしたいと考えております。</p> <p>相談窓口の周知徹底については、現番号123のとおり修正いたしました。</p>
施 策 番 号 96	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者がどこに住もうが等しく消費者行政サービスを享受できるよう、消費生活センターの設置及び専門相談員の配置に一定の基 	現番号122のとおり、地方消費者行政の望ましい姿については、国会の附帯決議等で示されたように、今後

該当箇所	意見概要	考え方
(現番号 121、122)	<p>準を設けるように明示すべきであると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取崩限度額の「2分の1ルール」の撤廃、消費生活相談員の処遇改善（報酬引き上げ）、消費生活センターの機能強化等にかかる消耗品や電話料金、といった対象経費の拡大等について検討し、平成23年度予算要求に間に合うよう結論を出していただきたい。 ・「地方消費者行政活性化基金」について、本当に必要な施策に充てられるお金を交付するよう検討してほしい。（同旨1件） ・「地方消費者行政活性化基金」を23年度以降も継続してお願いしたい。 ・基金が消費者行政全般に活用できるよう全面的な見直しを行うとともに、3年間という期間を限定せず、地方公共団体等の取組み状況等を勘案して期間延長を行うなど、活性化基金の制約を緩和すべきである。また、悪質業者に対する被害防止の観点から情報を消費者庁が一元的に収集し、全国的に波及する問題については、消費者庁が行政指導し、都道府県の枠を超えて行政指導の効力が及ぶ一元化した体制を検討すべきである。 	<p>消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討してまいります。</p> <p>また、基金の在り方については、消費者庁内に設置した「地方消費者行政推進本部」の下に、ワーキンググループを設置し、基金の効果的な活用について検討を行うこととしています。</p> <p>検討にあたっては、意見交換などを通じ、実情の把握に努めてまいります。</p>
施策番号 97 (現番号 122)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の制度について検討されるときは、相談現場で勤務する相談員に対してヒアリングを徹底し、現状を踏まえた上で、相談員制度の在り方（全国的に同じ身分とする等）について検討していただきたい。 ・消費生活相談員は、適切な相談処理業務だけでなく、正確迅速な情報の入力も求められることから、処遇改善を図り、人材確保に努 	<p>御指摘の相談員の処遇改善については、消費者庁内に設置した「地方消費者行政推進本部」の下に2つのワーキンググループを設け、検討を行うこととしています。</p> <p>検討にあたっては、意見交換などを通じ、実情の把握に努めてまいります。</p> <p>また、現番号122のとおり、地方消費者行政の望ま</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>めるべきである。(同旨 1 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善の在り方だけでなく、国の支援（地方消費者行政活性化基金の活用等）についても検討し、平成 23 年度予算要求に間に合うよう結論を出していただきたい。 ・地方自治体の苦情処理機能を向上させ、また、消費者被害の実態を肌で知る消費生活相談員が社会的活動にも主体的に関わっていけるよう、「正規職員」「常勤化」による地位と処遇の改善を促進すべく、必要な法整備及び財源確保を推進すべきである。 ・相談員の処遇改善等の検討に当たっては、応対能力を含めた相談員の資質を評価し、その結果適格性を欠くような相談員に対する措置も含めて検討し、処遇改善に見合った相談員全体としての資質の向上を目指すべきである。 ・地方消費者行政・消費生活相談体制を充実させ、全国どの場所でも消費者が一律に相談できるような体制にする必要があり、この面で全国統一した相談員の身分保障・待遇改善を図るべきである。 ・「検討する」でなく、「検討した上で具体的なガイドラインを示す。」とすべきである。 ・ガイドラインを作成すべきである（相談業務の開設日数、職員数、出勤日数、センター数）。 ・相談員の処遇改善について、消費者庁として、一定の改善基準等を示し、それに必要な財政支援等について具体的に示すことが必要ではないか。 	<p>しい姿については、国会の附帯決議等で示されたように、今後消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討してまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 相談員資格の国家資格化が消費生活相談員の処遇改善に繋がるのではないか。 	
施策番号 98 (現番号 122)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度以降の国の支援の在り方について早急に検討し、平成23年度予算要求に間に合うよう結論を出していただきたい。検討結果については、基金の期間延長や恒久的な支援制度など、国からの支援策や支援対象範囲について具体的に示してもらいたい。(同旨1件) 消費生活センターや消費生活相談窓口を一元的な消費者相談窓口と位置付け、緊急時の対応や広域的な問題への対処等のために全国ネットワークを構築するための、必要な法整備及び相当の財源確保に努めるべきである。 消費者行政を「国と地方の共通の事務」と位置付け、消費者庁を中心となって全国的な基準等を示したり、広域的な観点から事業者の規制・指導等を行ったり、学校における消費者教育を推進していくとともに、消費者相談や一般消費者に対する消費者教育に関しては地方公共団体がその独自性を發揮して持続的に対応できるよう「地方消費者行政活性化基金」を永続化し、かつ地方が活用しやすい制度に改善すべきである。 「～地方公共団体への国の支援の在り方について検討する。」とあるが、国の財産である PIO-NET に対する人的支援についての検討もしていただきたい。 	御指摘の望ましい地方消費者行政の姿や、平成24年度以降の国の支援の在り方については、現番号122のとおり、国会の附帯決議等で示されたように、今後消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討してまいります。
施策番号	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターには出会い系サイトの相談が数多く寄せられて 	相談員に対する研修としては、通常の集合研修のほか、

該当箇所	意見概要	考え方
99 (現番号 125)	<p>いるが、サイト運営会社の悪質性や、決済方法（業者の口座への振り込み、コンビニでの電子マネー決済、クレジットカード決済）からの解決のアプローチが困難であるため、インターネットサイトの消費者被害における相談体制を整備してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員研修については、「知識の習得」に関する研修と同程度の時間を「応対能力・コミュニケーション・知識の実践的な活かし方」等の研修に割くべきである。 ・地方公共団体職員、消費生活相談員の研修には、強い意識を持ち行動するような意識改革を盛り込むべきである。 ・相談員の能力を高める研修に重点化を図り、拠点差や個人差が生じないようにしていただきたい。 ・研修制度の充実だけでなく、相談窓口の適切な人員配置を地方自治体に義務づける等の支援をお願いしたい。 ・消費生活センターの職員、相談員の研修等は消費者庁が国民生活センター等と連携して行うべきである。 	<p>実務経験豊かな相談員が相談体制の脆弱な地域を巡回し、相談への対応や困難事案の解決等に関して直接助言等を行うことで、現場の相談担当者の実務能力の向上を支援しております。</p> <p>地方公共団体職員及び消費生活相談員を対象とする研修を実施しているところ、相談員を対象とする研修については、地方の主要都市においても開催するなど地域バランスに配慮するだけでなく、実務経験豊かな相談員が相談体制の脆弱な地域を巡回し、相談への対応や困難事案の解決等に関して直接助言等を行うといったことも実施しております。</p> <p>また、現番号119のとおり、国民生活センターでは、消費生活センター等の相談窓口からの「経由相談」を受け付け、内容に応じた助言や情報提供などを行っております。特に、情報通信等の分野については、専門のチーム制を探っております。</p>
施策番号 100 (現番号 119)	<ul style="list-style-type: none"> ・一独立行政法人である国民生活センターの業務内容を、その位置付けを法的に整理せず「消費者基本計画」に盛り込むべきではない。 ・「～消費生活センターからの経由相談に対し、内容に応じた・・・」とあるが、直接相談と経由相談の両方の強化が必要である。 	<p>国民生活センターは、消費者基本法第25条において、「国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品に</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする」と位置付けられています。</p> <p>国民生活センターでは、直接消費者から相談を受ける「直接相談」だけでなく、消費者から消費生活センター等の相談窓口からの「経由相談」を受け付けており、金融・保険、情報通信、特商法等の分野については、専門のチーム制を採っております。</p>
施策番号 101 (現番号 111)	<ul style="list-style-type: none"> 「多重債務者対策への地方公共団体による地方消費者行政としての取り組みの動向を把握するとともに、国による支援策について検討する。」と加筆修正すべきである。 	<p>現番号 111 のとおり、多重債務問題については、「地方消費者行政活性化基金」などの活用により、地方公共団体の取組を支援してまいります。</p>
施策番号 102 (現番号 113)	意見なし	一
施策番号 103 (現番号 114)	<ul style="list-style-type: none"> この種の消費者トラブルに関して、担当省庁である消費者庁、金融庁、法務省、国民生活センター等が別個に動くのではなく、それぞれの役割を明確にして、調整した上で、整合性をもって事業者への対応を行うべきである。(施策番号 104、105 に関連) 	<p>多重債務者対策について、消費者庁は消費者行政の現場である地方公共団体を支援し、これに取り組んでまいります。</p> <p>日本司法支援センターでは、消費者庁等の他の機関・団体の所管事項等を踏まえ、それぞれの役割を明確にし、</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>お互いに連携・協力することにより、例えば消費者問題での相談であれば、国民生活センターにおける相談やあっせん等を御案内するとともに、他の機関・団体に問い合わせのあったものも含めて、裁判所の手続の利用に関するものであれば、支援センターの民事法律扶助業務を御案内するなど、関係機関と連携・協力して、全体として整合性を持った対応を行っております。今後もこのような対応の充実を図りたいと考えております。</p> <p>また、金融庁においても、消費者トラブルに関しては、必要に応じて、ウェブサイト等を利用した注意喚起を行うとともに、詐欺的な業者については、消費者庁等に情報提供を行うなど連携に努めているところです。引き続き関係省庁との連携に努めつつ、事業者に対する対応を行ってまいります。</p>
施策番号 104 (現番号 118)	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融関連の問題に関するセンサーとしての金融サービス利用者相談室のこれまでの在り方や役割について期限を区切って検証を行い、その結果と今後の対応方針を公表し、役割の検討、拡充を図る。」と加筆修正すべきである。検証については、「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべきである。 ・金融庁において、金融サービス利用者相談室の在り方の検討を行うのみでなく、各省庁が行っている消費者相談の在り方について、行政全体の視点から横断的・総合的に検討する必要がある。（同旨） 	<p>御意見を踏まえ、現番号118のとおり修正いたします。</p> <p>なお、金融サービス利用者相談室の在り方及び役割の検討については、過去に限定することなく、今後についても検討してまいります。</p> <p>また、当該施策は、金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議に盛り込まれている施策であり、それらの内容を踏まえながら適宜適切に検討作業を</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	2件)	行います。 その他、金融サービス利用者相談室は、苦情の処理及び情報の提供に関する事務を所掌しております。
施策番号 105 (現番号 115)	・金融ADRについては、新たに創設された指定紛争処理制度の実施状況を踏まえ、金融商品取引法の改正を含む見直しを行い、一層の充実を図る。	御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。 なお、金融分野における裁判外紛争解決制度については、平成22年4月から施行される段階であり、まずは制度の定着を図っていくことが重要であると考えます。
施策番号 106 (現番号 116)	・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。	当該施策は国土交通省において担当するものであるところ、消費者庁としては、同省の取組内容を注視ていきたいと考えております。
施策番号 107 (現番号 117)	・消費者庁も担当省庁として共管すべきである。	
新規施策	・相談員が適切な対応を行えるよう、消費生活にかかわる諸問題の学習に環境問題も加えるべきであることから、新規施策として、「消費者生活相談員に対して、環境問題に係る最新の情報についての学習機会を提供する。」を追加すべきである。	「地方消費者行政活性化基金」の活用により、地方公共団体が行う研修を支援してまいります。
新規施策	・医療に関するトラブルは高度な専門的知見が必要であることから医療トラブルに関する専門相談窓口とトラブル解決に向けたシス	御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきたいと考えています。

該当箇所	意見概要	考え方
	ム構築の御検討をお願いしたい。	
新規施策	・「事故情報の分析・原因究明体制の一元化を図る。国民生活センター、製品評価技術基盤機構、農水省消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所など関連機関の特徴・実績を評価し、被害にあいやすい高齢者や子どもなどに関する人間工学的観点をも踏まえた原因究明体制の一元的機関の創設を目指す。」（担当省庁等：消費者庁・関係省庁等）を追加すべきである。	消費者事故についての独立した調査機関の在り方等については、現番号13のとおり検討してまいります。
新規施策	・住宅に関する公正中立な紛争処理機関の強化と消費生活センター等との連携強化をしていただきたい。（同旨1件）	御指摘の住宅に係る紛争処理について、現番号117のとおり対応してまいります。
・ 消費者の被害等の適切かつ迅速な救済		
施 策 番 号 108 (現 番 号 110)	・消費者団体訴訟制度に損害金等請求制度を導入することを求める観点から、平成21年5月28日付の参議院附帯決議に添って、「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、必要な措置を講ずる。」と加筆すべきである。（同旨4件） ・現在差止請求制度を担っている適格消費者団体こそ、オプトアウト型の金銭請求制度の主体としてふさわしいと考えられるため、制度の具体例として「適格消費者団体による金銭請求制度」を挙げておくべきである。（同旨3件）	御意見を踏まえ、現番号110のとおり修正いたしました。
施 策 番 号	・改正貸金業法の早期完全施行を目指すべきである。多重債務問題	現番号46のとおり、多重債務問題解決のために、御

該当箇所	意見概要	考え方
109 (現番号 46)	<p>の解決のために、貸金業界からの巻き返しを許さず、一刻も早く「グレーゾーン金利の撤廃」「総量規制」の実現が待たれる。（同旨3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤミ金は、違法との裁判所の判例が出ているにも関わらず、警察の対応が署や担当者によってまちまち。ヤミ金撲滅について多重債務問題改善プログラムを徹底していただきたい。多重債務者へのセーフティネット貸付制度が実効性のあるものになるように制度の周知及びモニタリングを徹底して欲しい。 ・多重債務被害防止・救済のためには、連帯保証・根保証制度の抜本的見直しも不可欠である。具体的には、消費者信用における保証の禁止、返済能力を超える保証の禁止、クーリングオフなし取消権及び中途解約権の創設、借主の返済能力・返済経過についての情報提供義務の導入、期限の利益喪失までの保証人への催告制度の導入、加重な保証債務からの離脱を可能にする新たな紛争調整制度の導入などを検討すべきである。 ・機関保証制度を充実させるとともに、第三者保証人制度の廃止も含めた保証制度に対する規制を強化すべきである。（同旨1件） 	<p>指摘の点も考慮し、関係各省庁において取り組んでまいります。</p> <p>なお、警察庁においては、ヤミ金融事犯に対する適切な対応ができるよう徹底するため多重債務問題改善プログラムに沿い捜査マニュアルを配布するなどして、制度の基本的な知識の周知等をしているところです。</p> <p>また、法務省では、連帯保証制度及び根保証制度を含む保証制度全般について、法制審議会民法（債権関係）部会において調査審議中です。同部会においては、保証人の負担等に配慮しつつ、その在り方を検討することとしています。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・現実に発生している消費者被害に対して、現行の対象では不十分であることから、新規施策として、以下の事案に対しての拡大が必要である。 <p>消費者団体訴訟制度における差止請求の対象について、拡大を検討する。</p>	<p>現番号42において、消費者団体訴訟制度における差止請求の対象の拡大について検討してまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	①民法等の強行規定違反の行為 ②景品表示法4条1項3号により内閣総理大臣が指定した不当な表示 ③特定商取引法に定められた以下の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・再勧誘の禁止違反(特商法3条の2等) ・書面交付義務違反(特商法4条等) ・禁止行為の一部(特商法6条4項等) ・指示事項違反(特商法7条等) ④不当約款、不当勧誘の推奨行為 ⑤消費者契約法の実体法部分を改正し、その内容を差止請求の対象とすることの検討等	
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟制度における差止請求の対象について、差止請求における後訴制限効(消費者契約法12条の2、1項2号)を再検討する。 	
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新規施策として、「高齢者向け住宅(有料老人ホーム・高齢者専用賃貸住宅等)の契約トラブルへの対応強化」を追加すべきである。【同旨1件】 	御意見を踏まえ、現番号58を追加いたしました。 なお、国土交通省では、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)を平成21年5月に改正し、高齢者専用賃貸住宅等の登録基準の制定や登録事項の充実、都道府県の指導監督の強化を図り、平成22年5月に施行することとしています。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新規施策として、「金融分野横断的に不招請勧誘禁止ルールを導入することを検討する。」を追加すべきである。 	御意見につきましては、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。 なお、顧客からの明示的な要請が無い限り電話・訪問

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>による勧誘を行ってはならないとする不招請勧誘の禁止を金融分野横断的に導入することについては、</p> <p>① 業者の営業の自由を制限する面があるだけでなく、 ② 利用者の立場から見ても、新たな金融商品・サービスへの自由なアクセスを制限する面があるといった指摘もあるところです。</p> <p>したがって、金融分野横断的に不招請勧誘禁止ルールを導入することについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジット会社や消費者金融などが、利息制限法に違反した違法な収益を自主的に返還するよう働きかけるべきである。 	<p>御意見につきましては、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p> <p>なお、貸金業者に対する過払い金返還請求については、借り手と貸し手の民事上の権利調整という側面があり、最終的には個々に司法判断を要することから、対応については慎重であるべきと考えます。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新規施策として、「金融分野における集団的被害救済制度の導入検討」を追加すべきである。 	
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・被害救済の為に必要な情報の取得を認める法制度を設けるべき。 	
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の措置請求権等消費者の食品安全行政への積極的参加制度を創設すべきである。また、食品事故被害救済制度を創設し、食品に関するリコール制度を設けるべき。（同旨2件） 	<p>食品に関するリコール制度に関し、現番号27において、まずリコール社告の規格化の必要性について検討してまいります。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 年間3万人を超える自殺者のおよそ4分の1が経済・生活苦によるものであることに鑑み、関係諸機関と連携して自殺防止対策を進めるべきである。(同旨1件) 	御指摘を踏まえ、現番号112に自殺対策の一層の強化を盛り込みました。
(2) 経済社会の発展への対応		
	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進 	
施 策 番 号 110 (現 番 号 141)	<ul style="list-style-type: none"> 「有害化学物質による人の健康や環境への著しい悪影響を2020年までに最小化する（目標）」という取り組みが見えてこない。化学物質問題は、生物多様性保全にも関係していると思うが、その視点も見えてこないため、「身近な化学製品等に関する危険有害性情報等について、事業者、消費者の正しい理解が得られるようにする。のために、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、情報収集を行うとともに、正確で分かりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する。」と加筆修正すべきである。(同旨2件) 	御指摘と旧施策番号52番の施策に対する意見も参考にして、現番号141のとおり修正しました。
施 策 番 号 111 (現 番 号 142)	<ul style="list-style-type: none"> 112と一本化すべきである。更に事業者に対する施策と対にして消費者に対する施策を加えること。温室効果ガスの「見える」化対策については、今回の基本計画では農林水産省だけが単独で施策が抜書きされていて、112と比べると突出している印象もある。そうであれば、112の内容を省庁別に詳しく書き出すなどして記述をそろえるべきである。 「見える化」は消費者の選択に資するように普及することが重要である。その旨を追記すべきである。 	御指摘を踏まえ、現番号142のとおり、旧施策番号111と112を一本化いたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減の「見える化」についての施策は農林水産以外の分野についても必要な施策なのではないか。 ・「見える化」というのは、分かりにくい。 	
施 策 番 号 112 (現 番 号 142)	<ul style="list-style-type: none"> ・111と一本化すべきである。更に事業者に対する施策と対にして消費者に対する施策を加えること。温室効果ガスの「見える」化対策については、今回の基本計画では農林水産省だけの施策を111で抜書きしている印象がある。112の内容を省庁別に詳しく書き出すなどして記述をそろえるべきである。 ・環境ラベルやカーボンフットプリントについての普及啓発を行うべきである。 	
施 策 番 号 113 (現 番 号 143)	<ul style="list-style-type: none"> ・前段と後段は別項にすべきだが、そもそも113、114、115、116、121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。 ・既に実施済みのもの、役割を終えたものと思われる所以実施の必要性を含め再検討すべきである。 ・3Rから、リファーズ・リペアを含めた5Rを推進すべきである。 	<p>御指摘を踏まえ、現番号143のとおり、3R関係をまとめ、施策内容を見直しました。</p> <p>また、「リファーズ」・「リペア」は、3Rのうち、「リデュース」に含まれると考えられるところ、引き続き3R関係施策を推進してまいります。</p>
施 策 番 号 114 (現 番 号 143)	<ul style="list-style-type: none"> ・113、114、115、116、121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。 	
施 策 番 号 115	<ul style="list-style-type: none"> ・113、114、115、116、121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。 	

該当箇所	意見概要	考え方
(現番号 143)		
施策番号 116 (現番号 143)	<ul style="list-style-type: none"> ・113、114、115、116、121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。 ・この施策の意図するところが不明である。 ・文章が長く、意味が分かりにくいで意見が出せない。計画は具体的に表現されるべき。 	
施策番号 117 (現番号 144)	<ul style="list-style-type: none"> ・読者数や配信対象など目標を具体化し、効果測定できるような書き方にすべきである。 	御意見を踏まえ、現番号144のとおり修正いたしました。
施策番号 118 (現番号 151)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動のみを対象としているが、消費者を対象として消費行動を促すような施策を加えることが必要。 	再生品の利用者、NPO 及び市民団体等の行う取組についても、現番号151における表彰（「食品リサイクル推進環境大臣賞」）の対象としております。
施策番号 119 (現番号 145)	<ul style="list-style-type: none"> ・既に取り組まれている施策であり、これまでの作成・配布実績と資材の効果測定を行うことと、いつ、どこで、誰に、どのような方法で、何を提供するのかを具体的に施策化すべきである。 ・ポスター・パンフレットより、テレビ・新聞が効果大だと思う。 ・本来、環境省の予算で行われるべき活動であるため削除すべきである。 	御指摘の点を踏まえ、普及啓発の方法については引き続き精査してまいります。
施策番号	<ul style="list-style-type: none"> ・白書を作成するのは義務であり、消費者基本計画に入れるべき施 	御指摘のとおり施策を削除いたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
120	策ではないので、削除すべきである。（同旨1件）	
施 策 番 号 121 (現番号 143)	<ul style="list-style-type: none"> ・113、114、115、116、121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきである。 ・実施する施策が不明。「わたしが作ったマイバッグ環境大臣賞」はすでに創設されている。マイバック環境大臣賞を消費者参加での環境保全活動として位置付けているのであれば、目的に適った施策なのか、参加規模は増えているのか、消費者の意識改革につながったのかなどの視点に基づいて、参加を拡大するなどの今後どのような展開するのかを施策化すべきである。 ・既に実施済みのもの、役割を終えたものと思われる所以実施の必要性を含め再検討すべきである。（同旨1件） 	御指摘を踏まえ、現番号143のとおり、3R関係をまとめ、施策内容を見直しました。
施 策 番 号 122 (現番号 146)	・「家庭生活から排出されるCO ₂ 削減等のエコライフを推進するために、…」とすべきである。	御指摘を踏まえ、現番号146のとおり修正いたしました。
施 策 番 号 123 (現番号 147)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の生物多様性に配慮した取組を推進するだけでなく、表彰制度を設けたり、ホームページでの紹介を行うなど、取組を進めている事業者に有意性があるようなしきみを検討してほしい。 ・「消費者に対しては、COP10及びMOP5の意義を知らせ、カルタヘナ議定書国内法の改正にも取り組んでいく。」と付記すべきである。 ・担当省に農林水産省を追加すべきである。 	<p>御意見も踏まえ、現番号147において関係する施策の追加をするとともに、担当省庁に農林水産省を追加いたしました。</p> <p>また、表彰としては、生物多様性の保全等に顕著な貢献が認められた取組を表彰する「生物多様性 日本アワード」を平成年21年6月に創設し、優秀賞8件を決定しました（平成21年9月10日報道発表）。</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>なお、日本経済団体連合会自然保護協議会等の主催による「いきものにぎわい企業活動コンテスト」が平成21年度から開始されました。</p> <p>さらに、生物多様性国家戦略2010（案）では、「生物多様性や生物多様性条約などについて、国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促します。」「今後とも、締約国会議などにおける決議・勧告を踏まえた国内対策の充実に努める」としており、生物多様性条約やカルタヘナ議定書について、国民に周知するとともに、国際会合を踏まえた国内対策の充実に努めていくこととしています。</p>
施策番号 124 (現番号 149)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 	<p>当該施策は国土交通省において担当するものであるところ、消費者庁としては、同省の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行っていきたいと考えております。</p>
施策番号 125 (現番号 150)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁も担当省庁として共管すべきである。 	<p>当該施策は国土交通省において担当するものであるところ、消費者庁としては、同省の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行っていきたいと考えております。</p>
施策番号 126 (現番号	意見なし	一

該当箇所	意見概要	考え方
152)		
施 策 番 号 127 (現 番 号 140)	・具体的な施策が盛り込まれていない。2020年までに1990年比での25%CO ₂ を削減することを求められているが、この世界的にも重要な課題の目標達成が非常に厳しい状況となっており、今までの施策を継続するだけでは達成是不可能と考える。今回提案された素案では、この目標達成に向けた施策が非常に少なく、この施策も具体性に欠けている。また、この施策については担当省庁を環境省のみとしていることなど、不十分。幅広い省庁（環境省、内閣府、経済産業省、農林水産省、国土交通省、文部科学省）が協力して進めるべき施策として、改めて記述しなおすことが必要。	御意見も踏まえ、現番号140のとおり修正し、担当省庁に「関係省庁等」を追加いたしました。
新規施策	・温室効果ガス25%削減について、現在政府で検討されている削減のためのロードマップを踏まえた具体的な施策を追加すべきである。 (同旨3件)	『地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ』については、3月末の骨子とりまとめに向けて検討中であり、その後広く公表して国民的議論を重ねていく予定のため、今後、具体的な施策としてどのような事項を追加できるかを検討していきたいと考えています。
新規施策	・新規施策として、「教員への専門教育の実施、環境教育の専門家の養成、外部講師の活用などに取り組みながら、教育機関における環境教育を充実させる。」を追加すべきである。	御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただくとともに、今後、具体的な施策としてどのような事項を追加できるかを検討していきたいと考えています。 なお、文部科学省では、新学習指導要領において環境教育に関する内容の充実を図り、また、環境教育に関する施策を、関係省庁と連携を図りつつ実施しております。

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	・環境配慮商品普及に伴う消費者トラブルへの監視に関する内容を盛り込んでいただきたい(例:太陽光発電の設置業者とのトラブル)。(同旨1件)	<p>御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただくとともに、今後、具体的な施策としてどのような事項を追加できるかを検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、現番号152のとおり、商品の環境性能については、適切な情報提供が図られるように環境表示ガイドラインを策定したところあり、このガイドラインを適宜改訂するなど、望ましい環境表示の普及に向けて取り組んでいきます。</p>
新規施策	・エコポイントの対象製品拡大や制度継続に向けた検討をすべきである。	<p>御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p> <p>なお、平成21年12月の緊急経済対策において、対象製品拡大・制度継続については既に実施が決定しています。</p>
新規施策	・環境に関する消費者教育の推進(製品の環境負荷をライフサイクルで捉えるという考え方の普及、カーボンフットプリントなど新しい環境情報に関する普及啓発、生物多様性の保全を含めた持続可能な社会づくりや環境保全のための環境教育推進のための人材育成)をしていただきたい。(同旨1件)	<p>御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただくとともに、今後、具体的な施策としてどのような事項を追加できるかを検討していきたいと考えています。</p>
新規施策	・適切な環境情報の提供(生物多様性の保全、循環型社会実現のために、個別製品の生産段階から廃棄段階に至る、全体的な環境負荷の大きさに関する情報や、情報提供の在り方についての検討と具体	<p>御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただくとともに、今後、具体的な施策としてどのような事項を追加できるかを検討していきたいと考えて</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	化) をしていただきたい。(同旨 1 件)	います。
・ 高度情報通信社会の進展への的確な対応		
施 策 番 号 128 (現 番 号 154)	・ 施策番号 129 と一本化すべきである。 ・ 出会い系サイトの実態を把握し、悪質な出会い系サイトの取締りを強化するべきである。(施策番号 129~131 にも関連)	御意見も踏まえ、旧施策番号 128 と 129 を統合し、現番号 154 として記載することとしました。 なお、現番号 50 において、出会い系サイトを装う形での架空請求詐欺等について取締りを強化する旨記載いたしました。
施 策 番 号 129 (現 番 号 154)	・ 施策番号 128 と一本化すべきである。	
施 策 番 号 130 (現 番 号 155)	・ 架空請求に使われている携帯電話のアドレスを、各地の消費者センターから通報してもらうことにより、携帯電話の契約を解除し、今後の犯罪の未然防止をすべきである。 ・ 迷惑メール対策についてさらなる取組をすべきである。	御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。 なお、通信の内容に基づく携帯電話の契約の解除は、通信の秘密を踏まえ慎重に検討すべきであると考えられます。
施 策 番 号 131 (現 番 号 160)	・ 電気通信分野における不招請勧誘の禁止について、業界への徹底を図る。また、消費者相談を分析して現状を把握し、業界への指導にあたるべきである。なお、不招請勧誘についての表現は正確にすべきである。 ・ 契約締結後の対応の在り方に対する検討がされていない。 総務省は「電気通信サービス利用者懇談会」の提言を受け、利用者保護を実効性のあるものとするため、契約解除等の民事効規定の電	本施策については、旧施策番号 132 と統合し、現番号 160 として記載することといたしました。 平成 21 年 12 月 1 日、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を改正し、消費者からの求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止、電話勧誘の停止等自主的に個人情報の利用停止等に応ずるよう措置しました。これを踏まえ、事業者は当該内容を

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>気通信事業法への創設の検討をしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章の意味が分からぬと思う。また、「勧誘の適正化」とはどういう事で、どのようにして「適正化を図る」のか、具体的にして表現してほしい。 ・意味が分かりにくく、「電気通信分野において、消費者が承諾しない場合、事業者は勧誘を行わないようにする」と記載すべきである。 	<p>プライバシーポリシーに規定し、公表することとなります。</p> <p>総務省としては、当該ガイドラインに基づく措置が適正になされるか、注視してまいります。</p> <p>なお、本件記載内容の表現は、「当該ガイドライン」の記載内容を参照して掲載しているものですので、御理解いただきたいと考えます。</p> <p>また、電気通信サービス向上推進協議会（現番号84関連）の取組のひとつとして、一層の利用者利益の確保のための検討を行っています。総務省としては、この検討状況の推移を注視してまいります。</p>
施策番号 132 (現番号 160)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信分野における適合性の原則について、業界への徹底を図る。また、消費者相談を分析し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討すべきである。 ・契約締結後の対応の在り方に対する検討がされていない。総務省は「電気通信サービス利用者懇談会」の提言を受け、利用者保護を実効性のあるものとするため、契約解除等の民事効規定の電気通信事業法への創設の検討をしていただきたい。 	<p>本施策については、旧施策番号131と統合し、現番号160として記載することいたしました。</p> <p>「電気通信事業法における消費者保護ルールに関するガイドライン」について、事業者が電気通信サービスの契約の勧誘、契約締結等を行う際には、消費者の電気通信サービスに関する知識、経験等を考慮した説明を行うよう、改正したところです。</p> <p>また当該ガイドラインは、適時適切に改正を行ってまいります。</p> <p>なお、電気通信サービス向上推進協議会（現番号84関連）の取組のひとつとして、一層の利用者利益の確保</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		のための検討を行っています。総務省としては、この検討状況の推移を注視してまいります。
施策番号 133 (現番号 161)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信分野、ウェブやメールでの表示について不当な表示を排除しその適正化を図ることを具体的な施策に掲げるべきである。なお、担当省庁等は「消費者庁・総務省」とすべきである。 ・電気通信分野における情報提供義務について、業界への徹底を図る。また、消費者相談を分析し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討すべきである。 ・契約締結後の対応の在り方に対する検討がされていない。総務省は「電気通信サービス利用者懇談会」の提言を受け、利用者保護を実効性のあるものとするため、契約解除等の民事効規定の電気通信事業法への創設の検討をしていただきたい。 	<p>景品表示法は業種横断的に適用される法律です。電気通信分野、ウェブやメールにおける景品表示法上の不当表示に対しても、同法に基づき、厳正に対処していく所存です。このことは現番号80にて別途記載いたしましたので、本施策の担当省庁は総務省であると整理させていただきました。</p> <p>電気通信事業法及び消費者保護ガイドラインにおいて、契約時の提供条件の説明が規定されており、各事業者においては、これを遵守することが求められています。またガイドラインは、適時適切に改正を行ってまいります。</p> <p>また、電気通信サービス向上推進協議会（現番号84関連）の取組のひとつとして、一層の利用者利益の確保のための検討を行っています。総務省としては、この検討状況の推移を注視してまいります。</p>
施策番号 134 (現番号 163)	・回数等を明示するなど、対応について具体的な記述が必要である。	御意見も踏まえ、現番号162の内容を修正いたしました。
施策番号	・135、136、137を統合し、担当省庁等を総務省、警察庁、経済産業	御意見も踏まえ、旧施策番号134～136を統合し、

該当箇所	意見概要	考え方
135 (現番号 157)	省とすべきである。	現番号157として記載することといたしました。
施策番号 136 (現番号 157)	・135、136、137を統合し、担当省庁等を総務省、警察庁、経済産業省とすべきである。	
施策番号 137 (現番号 157)	・135、136、137を統合し、担当省庁等を総務省、警察庁、経済産業省とすべきである。	
施策番号 138 (現番号 156)	意見なし	—
施策番号 139 (現番号 159)	・担当省庁に文部科学省、消費者庁を加えるべき。 ・教育課程に盛り込まないと、あまねく普及させるのは難しいのではないか。	総務省が開発するICTメディアリテラシー育成プログラムは、ウェブ上に公開し、教育現場のみならず、家庭やボランティア団体等における広く一般の使用を含め、普及に努めていくものです。 当該施策は総務省において担当するものであるところ、消費者庁としては、同省の取組内容について情報収集を行うとともに、必要な協力・連携を行っていきたい

該当箇所	意見概要	考え方
		<p>と考えております。</p> <p>なお、消費者庁としては、情報・安全・契約・環境の4分野、及びライフステージごとに消費者教育用教材等の情報を提供するポータルサイトの運用を通し、子どもに対する情報教育を行ってまいります（現番号88）。</p> <p>また、文部科学省としては、小中高等学校の新学習指導要領において、各教科等における指導の中で「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実する」「情報モラルを身に付け」ることなどを明記し、情報教育の指導の充実を図っております。</p>
施策番号 140 (現番号 162)	意見なし	一
施策番号 141 (現番号 165)	・消費者への正しい情報提供及び事業者への消費者利益に配慮した自主的な取組の促進を促す必要がある。	「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）に基づき、今後も引き続き消費者等の権利利益の一層の保護を図ってまいります。
新規施策	・新規施策として、「放送分野における消費者政策として、「テレビショッピング番組」における情報提供量や内容の在り方及び有料放送契約における消費者保護ルールの在り方について検討を行う」	前段については、御意見を踏まえつつ、放送事業者の自主自律を基本とする考え方に基づき、「テレビショッピング番組を含む放送番組の種別とその放送時間の公表に

該当箇所	意見概要	考え方
	を追加すべきである。	関する制度等について検討を行います。」を現番号167として、追加いたしました。 後段については、御意見を踏まえ、「有料放送契約における消費者保護に関する制度整備について検討を行います。」を現番号167として、追加いたしました。
新規施策	・新規施策として、「消費者庁に集められた情報通信分野の消費者相談を分析し、未然防止のために必要なルールの検討」を追加すべきである。	これまでも、総務省電気通信消費者相談センター及び消費者庁に集められた情報通信分野の消費者相談内容については、分析を行い、被害の未然防止のために、ウェブサイトにおいて、適時適切に注意喚起等を行うとともに、必要に応じ事業者対応を実施しているところです。
新規施策	・新規施策として、「デジタルコンテンツに関する広告ルールの作成」を追加すべきである。	いただいた御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。
新規施策	・新規施策として、「行動ターゲティング広告など個人の購買行動等を活用したサービスや顧客IDやユーザーID等による購買行動や個人情報のひもづけなど、消費者の権利利益の保護の対象を幅広く想定し、勧誘適正化の具体化のための検討を進めること。」を追加すべきである。	高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題の消費者の安全・安心の確保の在り方については、現番号153において総合的に検討してまいります。
新規施策	・総務省は「電気通信サービス利用者懇談会報告書」の「提言の要旨」に沿って、利用者保護のため実効性のある検討、消費者保護ガイドラインの改正の検討をしていただきたい。	御意見も踏まえ、現番号164を追加することとした。
新規施策	・アフィリエイト、ドロップシッピング等の新商法の対策等、インターネットを前提にした迅速な消費者保護の取組を行うべき。	御意見も踏まえ、現番号153を追加することとした。

該当箇所	意見概要	考え方
新規施策	・「今後ますますネット技術が進歩していき、生活に不可欠になっていくことと思われる。消費者被害の予防のためにも大人・高齢者・障害者に対し、それぞれに適した ICT メディアリテラシー育成の充実を図る。」（担当省庁：総務省）を追加すべきである。	御意見も踏まえ、子ども、高齢者を含め、それぞれの年齢層等に応じた ICT メディアリテラシー育成の充実について検討してまいります。
新規施策	・「基幹放送である地上デジタルテレビ放送に対する著作権保護のための複製制限の在り方と、私的録画補償金の問題は密接な関係があるが、現在は省庁縦割りの中で、大局的に議論する場がない。録画をしない消費者を含めて、大多数を占める善意の消費者が不便な仕組みと、そのコスト負担と、補償金の三点を引き受けている。消費者庁が司令塔となり、関係省庁との調整、各ステークホルダー間の議論を経て、著作権の保護と同時に消費者の権利を尊重した制度となるよう改革を図る。」（担当省庁：消費者庁・総務省・文化庁・経済産業省）を追加すべきである。	いただいた御意見については、今度の施策の実施に際して参考にさせていただきます。 私的録音・録画補償金制度は、消費者が行う著作物の私的複製に関し、著作権者等の権利行使を制限（著作権法第30条）した上で、私的複製により権利者が被る不利益を補償するための制度として導入されています。このため、本制度の見直しに当たっては、著作権等の保護と著作物の利用のバランスのとれた検討が必要となります。 なお、デジタル放送の著作権保護のための複製制限の在り方については、総務省情報通信審議会においても放送事業者、受信機製造者、消費者、権利者等の関係者において議論されているところです。
・ 国際化の進展への対応		
施 策 番 号 142 (現番号 168)	・製品安全についての国際的情報共有を進めるべきである。	御意見も踏まえ、現番号 168 のとおり修正いたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
施策番号 143 (現番号 169)	意見なし	—
施策番号 144 (現番号 170)	意見なし	—
施策番号 145 (現番号 32)	意見なし	—
施策番号 146 (現番号 33)	<p>・「輸入食品の安全性を確保するため、輸入相手国にわが国の法令の遵守の徹底を要請すると共に、輸入事業者へは現地での監視強化を要請する。」も盛り込むべき。</p> <p>・平成23年度の「輸入食品監視指導計画」策定までに一定の結論を得るべく、同計画に沿って、輸入時の監視指導や輸出国政府との二国間協議や現地調査等の実施など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ることが必要である。また、輸入時における輸入食品の表示に係る監視指導の在り方について検討を行うよう望む。(同旨1件)</p>	<p>御指摘については、現番号33に掲げる輸入食品監視指導計画において既に同様の内容を盛り込んでいるところです(ただし、輸入業者による現地の監視強化の要請については、食品衛生法第3条に基づく事業者の自主的な取組と位置づけていることから、輸入食品監視指導計画に盛り込んでいません。)。</p> <p>また、平成23年度輸入食品監視指導計画においても、御指摘のような項目について記述することを検討いたします。</p>
施策番号	・国際的な電子商取引は、今後更に増えていくと考えられる。トラン	国際的な電子商取引の普及を見据え、国際的なルール

該当箇所	意見概要	考え方
147 (現番号 171)	<p>ブルの解決には、相手国との外交関係だけでなく、国際ルールの確立が欠かせないと思うので、関係各省庁が、総合的に対応していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越境電子商取引については、今後、消費者庁及び国民生活センターも積極的に関与する必要がある。 	や有効なトラブル解決手段のあり方について、御意見も参考にして、関係省庁とも情報を共有しつつ引き続き検討してまいります。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・食品分野について、コーデックス委員会等の国際機関における規格等の策定作業において政府の統一的な対応を行うため、関係省庁間の連携を強めるとともに、消費者をはじめ関係者への情報提供及び検討課題に関する意見交換を定期的に行うべきである。(同旨2件) 	<p>現番号69において、食品表示に係る法体系の在り方について検討を行うこととしており、御指摘のような取組を通じてコーデックス規格等の国際規格との整合を図ることについても、この中で検討することとしています。</p> <p>コーデックス委員会への対応や政府コメント等を提出する際には、関係省庁間で協議を行っております。</p> <p>また、「コーデックス連絡協議会」では、コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況について、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取しているところです。</p>
(3) 関係者・関係団体との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上		
・ 消費者団体等との連携		
施策番号 148 (現番号 127)	<ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体に対する資金的支援を早期に実現する観点から、「消費者庁および消費者委員会設置法 附則」の趣旨を踏まえ、下記の様に加筆・修正されるよう要請する。 (修正案) 	御意見も踏まえ、現番号127のとおり修正しました。

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>「適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他適格消費者団体に対する支援の在り方について、適格消費者団体が自主的に資金を確保するための手法、人材の育成・確保等の手法の調査・開発を含めて調査・研究を行う。また、適格消費者団体による差止関係業務は、消費者契約法、景品表示法、特定商取引法の法令趣旨を徹底し、不正約款と不正勧誘行為ならびに不正な表示の監視・是正の機能を果たしていることから、適格消費者団体に対する資金面ならびに情報提供面での支援策について検討する。」</p> <p>実施時期：平成22年9月までに一定の結論を得、平成23年度予算に反映させる。その後も調査・研究と検討をすすめ、資金面ならびに情報提供面での支援を拡充していく。</p> <p>また、情報提供に関しては、①消費生活センターに持ち込まれた相談のうち、差止請求の対象となりうると考えられる事業者の行為については、消費生活センターから適格消費者団体に情報提供できるよう定める、②PIO-NETに入力されている事案の処理結果について、消費者契約法40条の適格消費者団体に提供できる情報に加える、といった点について検討されることを念頭におき、情報提供面での支援策の検討についても明示されるよう要請する。（同旨4件）</p> <p>・適格消費者団体による差し止め請求関係業務の遂行に資するため、事業者は、適格消費者団体から差止請求関係業務に関連することを明示した申入れや資料請求があった場合には、正当な事由のない限り、誠実に対応する義務を負担する旨の立法をすることを含め、さ</p>	

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>らに検討をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金を確保するための手法について、適格消費者団体の自主性を強調しているが、国又は地方公共団体による財政支援を強調するよう改めるべき。（同旨3件） ・平成22年度までに一定の結論を得るべく、適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるべきである。 ・「適格消費者団体に対する支援策について検討する」は「適格消費者団体に支援する」と改めるべき。 	
施策番号 149 (現番号 128)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センター等から適格消費者団体への情報提供については、PIO-NET 情報の閲覧自体を検討すべきである。契約書等の生の情報についても情報提供の方法が検討されるべきである。（同旨2件） ・消費者団体に対する情報支援・財政支援の在り方について検討し、平成23年度までに一定の結論を得るべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるようになら」を「消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、」に修正すべきである。 ・「消費者契約法の改正議論と併せて、消費者契約法第13条第3項（認定の要件）の見直しの検討を進める」と明記していただきたい。 	<p>御意見も踏まえ、現番号128のとおり修正いたしました。</p> <p>なお、情報面の支援の在り方の見直しは、現番号127のとおり行ってまいります。</p>
施策番号 150 (現番号	<ul style="list-style-type: none"> ・文章として意味不明。「コミュニティへの情報提供」と「消費者団体育成・支援」は別項目にすべきである。 ・各団体との情報共有や連携を深めるシステム（マーリングリスト、 	<p>御意見も踏まえ、現番号129のとおり修正いたしました。</p> <p>また、地方公共団体による消費者団体の育成・支援に</p>

該当箇所	意見概要	考え方
129)	<p>名簿の整備)、消費者団体等の意見を継続的に聞く機会の設定、民間団体を入れた検討会議（地方版消費者委員会）設置などをすべきである。（同旨 2 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「～効果的な情報交換の在り方の検討等を実施」を「～効果的な情報交換の在り方の検討等を実施するとともに、消費者団体に対する支援策について検討し、実施する。」とし、具体的な支援策の検討が必要である。 ・地方公共団体による消費者団体の育成・支援等について、予算措置を伴う具体的な育成・支援策の検討と地方公共団体での専任職員の増加について、指導の強化を望む。（同旨 1 件） ・「消費者教育や～を行う消費者団体」とすべきである。 ・消費者被害の情報収集のみならず、被害の救済や防止のために活動している公益性の高い消費者団体には、国や国民生活センター等の情報を直接提供できるように検討すべきである。（同旨 1 件） 	<p>については、「地方消費者行政活性化基金」の活用により、地域の消費者団体の活動の活性化に向けた取組を支援していくこととしています。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新規施策として、消費者団体に対する支援策を検討すべきである。（同旨 3 件） <ol style="list-style-type: none"> ①消費者団体の公益的な活動(例：消費者教育・広報啓発、被害救済、事業活動の是正等)に対する財政支援を検討する。 ②特に消費者団体による相談業務や適格消費者団体による差止請求業務に関する財政支援は緊急を要しており、全般的な支援策の検討に先立ち、検討を行う。 	<p>御意見も踏まえ、現番号 127、129 のとおり修正いたしました。</p>
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟制度の差止制度における差止請求対象の拡大検討、 	<p>御意見も踏まえ、現番号 42 において関係する記載を</p>

該当箇所	意見概要	考え方
	後訴制限効の再検討をすべきである。	追加しました。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進行管理を行えること、そして進捗状況を広く消費者に周知し、消費者の声をもとに計画の修整ができること、省庁間で施策の進捗を確認しあえ、相互に補完し合える状況を作れることで、計画の検証・評価・監視の実効性を担保し、消費者行政の充実を図ることができるよう、新規施策として、「消費者庁ホームページに「消費者基本計画」の個別施策の進捗が確認できるページを設ける。更に各省庁ホームページにも消費者基本計画の担当施策ページを設ける。各省庁の消費者基本計画ページは消費者庁ホームページの基本計画ページからもリンクできるようにする。各省庁は少なくとも四半期に一度、ホームページに施策の進行状況を公表する」を追加すべきである。 	<p>御意見も踏まえ、本計画の総論において、検証・評価・監視を実効性あるものにするための方策として、①消費者庁が重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化すること、②消費者庁が「消費者基本計画」の実施状況や取り組むべき施策等について、消費者等からの意見募集を行うほか、消費者団体等へのアンケートやヒアリング、意見交換会などを行い、消費者等の意見をより的確に次年度の具体的施策に反映することを記載いたしました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 	
施 策 番 号 151 (現 番 号 130)	<ul style="list-style-type: none"> ・「法改正を含めた必要な措置を講じる」と修文すべきである。(同旨1件) 	<p>御意見も踏まえて、今後検討を進めてまいります。 なお、「必要な措置」には法改正の可能性も含まれております。</p>
施 策 番 号 152 (現 番 号 131)	<ul style="list-style-type: none"> ・公正競争規約はほぼ消費者庁の役割になっているため、公正取引委員会は自由かつ公正な競争環境を維持し、企業を競争させることにより、市場価格に基づく適正な商品を消費者が購入できるようにする役割を果たすべきである。 	<p>御意見も踏まえ、現番号131の内容を修正いたしました。</p>
施 策 番 号	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決業務の円滑化は、警備業務に限らず、事業者全体で取り 	御意見も踏まえ、事業者における苦情解決業務の円滑

該当箇所	意見概要	考え方
153 (現番号 120)	組まれるべき。	化の推進について、引き続き取り組んでまいります。
施策番号 154 (現番号 132)	意見なし	—
施策番号 155 (現番号 31)	<p>・法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底の促進は、食品業界に限らず、分野横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。</p> <p>（修文案）事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、関係業界単位で開催される信頼性向上に向けた研修会や従業員教育等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進する。</p> <p>担当省庁等は消費者庁、総務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、文部科学省である。</p> <p>・食品関係事業者に対する消費者の信頼確保に限定せず、関係省庁と連携して広く他業種についても法令順守を促進すべきである。また、利害関係者である消費者団体と連携しつつ、事業者の行うCSR活動促進の支援を追加すべきである。</p>	事業者によるコンプライアンスの推進については、関係省庁がそれぞれ取り組んでいるところ、御意見も踏まえ、消費者庁としても、公益通報者保護法の適正な運用等を通じ、引き続き取り組んでまいります。
新規施策	・事業者・事業者団体による自主的な取組の促進に関する施策が、	事業者による自主的な取組の促進については、関係省

該当箇所	意見概要	考え方
	施策番号 151～155 に限られているのは非常に脆弱であり、更なる強化が必要である。B to C ビジネスにおける事業者の留意点など業界横断的な啓蒙活動がより必要であり、消費者庁がその活動をすべきである。	庁がそれぞれ取り組んでいるところ、御意見も踏まえ、消費者庁としても、公益通報者保護法の適正な運用等を通じ、引き続き取り組んでまいります。
新規施策	・食の安全を守るために、食品販売店の敷地内に喫煙ルームや灰皿を置かないことを義務付けるとともに、飲食店や公衆居酒屋の屋内完全禁煙化を実施すべきである。	健康増進法第 25 条において、学校、官公庁施設、飲食店等多数の者が利用する施設の管理者に対して、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努めなければならないと規定しております。また、「受動喫煙防止対策について」(平成 22 年 2 月 25 日付け厚生労働省健康局長通知)により、多数の者が利用する公共的な空間については、基本的な方向として原則全面禁煙であるべき旨を周知しております。
新規施策	・消費者の自己責任は事業者責任が前提。「ルールある経済活動を実現するための仕組づくりの検討をする」(担当省庁：消費者庁)（実施時期：平成 22 年度以降継続的に実施）を追加すべきである。	消費者基本計画中には、各分野におけるルールある経済活動実現のための具体的な施策が盛り込まれているところです。
・ 地方公共団体等との連携		
施 策 番 号 156 (現 番 号 126)	・現場のヒアリングを行う点を追加すべきである。 ・施策番号 156～158 について、地方消費者行政の強化の早期実効を挙げるために、消費者庁が標準プログラムを提示し指導性を發揮して、明確な管理目標を組み入れる必要がある。	御意見も踏まえ、施策の推進に当たっては、地方で消費者行政に携わる現場担当職員との意見交換を行い、実情の把握に努めてまいります。
施 策 番 号 157	・消費者からの苦情・相談や斡旋に適切に対応するとともに、被害を発生させている事業者の行為を是正し、被害の拡大防止を図る等	消費者庁は、地方公共団体における法執行の強化が重要であると考えており、先般策定した「地方消費者行政

該当箇所	意見概要	考え方
(現番号 124)	の法執行強化のための体制整備及び財政的支援を行うべきである。	の充実・強化のためのプラン」において重点課題の一つとして掲げております。 今後、同プランに基づき、都道府県の法執行強化を支援する取組として、研修員の受け入れ、執行研修の充実等を通じての人材強化、連絡会議の開催等を通じての国と都道府県との連携などを行ってまいります。
施策番号 158 (現番号 121)	<ul style="list-style-type: none"> ・96、97、98とあわせて、整理する必要がある。（同旨1件） ・地方消費者行政の充実のために、消費者行政を統一的、一元的にすすめる強い権限を持つ司令塔の役割を果たす、地方版消費者庁を組織すべきである。 ・消費者団体、事業者、弁護士等の専門家などで構成される、地方版消費者委員会を設置すべきである。 ・本年1月14日に地方消費者行政強化プラン策定本部が発表した「先導的な取り組み事例集」を10年度以降も継続的に作成し、地方消費者行政の充実・活性化に資するよう地方自治体の担当者と共有すべきである。 ・都道府県と市区町村との連携を強化するための支援を行うべきである。 	御意見も踏まえ、関係する施策を整理して、現番号121として記載いたしました。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新規施策として、「地方消費者行政強化プランの動向把握（例：地方消費者行政推進本部の活動状況、相談体制や法執行の拡充状況）と国による地方消費者行政支援策の検討」を追加すべきである。 地方自治体の取り組み状況を集約して、自治体間に広げ、つなげて 	

該当箇所	意見概要	考え方
	いくことは地方消費者行政の充実化において、必要な施策と考える。また各地の取り組みを集約分析することで、消費者庁自身の施策に反映し、国全体の消費者行政のステップアップにつなげることが可能となる。なお、96、97、98とあわせて、整理する必要がある。	
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「各省庁ＨＰに、消費者基本計画で取り上げた施策に係る地方公共団体の好事例を紹介するページを設け、毎月情報を更新するとともに、事例のデータベース化を図る。」を追加すべきである。 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に収録された自治体の取り組み事例は、必ず、他の自治体の参考となり、施策は豊富化する。 	御意見も踏まえ、今後「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の推進に取り組んでまいります。
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「活性化基金の使い勝手を向上させるための検討と実施要綱の改定」を追加すべきである。 強化プランでの事例紹介を参考に地方公共団体が積極的に取り組むための今一度の動機付けを行うためにも、基金の使い勝手の向上をはかることは必要。また、積極的に基金を使わない公共団体がいるとはいえ、被害に遭うのはその自治体に居住している消費者である。消費者被害の発生を防ぐという第一義的な目的を達成するためには、要綱の見直しは必要な施策である。なお、96、97、98とあわせて、整理する必要がある。 	御意見も踏まえ、関係する施策を整理して、現番号121として記載いたしました。
新規施策	・新規施策として、「活性化基金終了後の国としての地方公共団体への財政的支援策の検討」を追加すべきである。	御意見も踏まえ、関係する施策を整理して、現番号122として記載いたしました。

該当箇所	意見概要	考え方
	基金終了後の財政負担増等を懸念している地方公共団体の不安を解消するために、施策に盛り込み、早急に検討を開始すべきである。なお、96、97、98とあわせて、整理する必要がある。	
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「「地方消費者行政の充実・強化ためのプラン」に設定された、消費者庁と国民生活センターの課題の進捗状況を定期的に公表する。地方公共団体の好事例を月に少なくとも一件は情報として発信し、各地への普及を図る。」を追加すべきである。 	御意見も踏まえ、今後「地方消費者行政の充実・強化ためのプラン」の推進に取り組んでまいります。
	・ 関係機関等による試験、検査などの整備	
施 策 番 号 159 (現 番 号 17)	<ul style="list-style-type: none"> 159・160は一つの項目にして、担当省庁を、消費者庁、経済産業省、国民生活センターとすべきである。 原因究明機関の一つとして、消費者庁を含め各関係省庁と共同して検討を進めるべきである。 簡易な商品テストについては各都道府県が対応できる体制を構築すべきであり、そのためにも、担当職員の資質向上に向けた研修制度の確立と、都道府県（ブロック別）の連携強化体制の構築が必要である。 	<p>御意見も踏まえ、現番号13のとおり、消費者事故についての独立した調査機関の在り方について検討してまいります。</p> <p>なお、旧施策番号159と160について、国民生活センターの行う商品テストと製品評価技術機構の行う事故原因究明については、それぞれが異なる機能を有することから、施策として統合はしませんでしたが、御意見も踏まえ、引き続き両機関における協力関係の強化に努めてまいります。</p>
施 策 番 号 160 (現 番 号 18)	<ul style="list-style-type: none"> 159・160は一つの項目にして、担当省庁を、消費者庁、経済産業省、国民生活センターとすべきである。 原因究明機関の一つとして、消費者庁を含め各関係省庁と共同して検討を進めるべきである。 	
新規施策	<ul style="list-style-type: none"> 新規施策として、「地方公共団体の消費生活センターが行う商品テストの機能強化ための支援策を検討し、実施する」を追加すべ 	御意見も踏まえ、「地方消費者行政活性化基金」の活用による、地方公共団体の商品テスト強化の取組支援に努

該当箇所	意見概要	考え方
	<p>きである。</p> <p>消費生活センターの商品テスト機能は重要な役割を担っている。しかし現状では機能が縮小されたり、地域間での取り組みの格差に大きく差が生じている。商品テスト機能の回復を早急に進める必要があり、消費者庁と国民生活センターの支援の下、早急な底上げと建て直しが必要。</p>	<p>めてまいります。また、国民生活センターにおいても、地方公共団体からの依頼に応じて、商品テストを実施してまいります。</p>
	・ 行政組織体制の充実・強化	
施策番号 161 (現番号 135)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画を明記すべきである。 ・講義形式の研修にとどまらず、行政職員を対象に、消費者行政の必要性を認識させるべく、消費生活センターにおいて電話応対等の研修をさせ、消費者被害の実態を体験する、消費者行政を司る部局と他の部局の間で人事交流を行うべきである。 ・消費者を主役とした行政を行うべく、平成22年度までに各府省庁における教育計画を策定し、国家公務員に対する研修の実施をすべきである。 ・行政組織体制の充実・強化は、早急に取り組んでいただきたいが、今後、意味のある検証・評価がなされるためにも、数値目標や実施時期を明示するなど、具体的に示してほしい。 	御意見も踏まえ、現番号135のとおり修正いたしました。
施策番号 162 (現番号 134)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画を明記すべきである。 	<p>本施策については、現番号134に統合いたしました。</p> <p>消費者問題への対応には、多様な視点から専門的な知見に基づく取組が必要であり、消費者庁においては引き続き、各府省庁及び民間から多様な人材を登用してまい</p>

該当箇所	意見概要	考え方
		ります。
施策番号 163 (現番号 12)	・具体的な計画を明記すべきである。 ・原因究明機関の問題として検討すべきである。	御意見も踏まえ、現番号12に統合いたしました。
施策番号 164 (現番号 137)	意見なし	—
施策番号 165 (現番号 133)	・消費者行政における国民生活センターの位置付け、ミッション、権能が依然分かりにくい。これらを明確にして、センターとしての機能発揮を高めていく必要がある。	御意見も踏まえ、現番号133のとおり修正いたしました。
施策番号 166	・労働者の待遇問題を消費者基本計画に掲載するのは馴染まないのではないか。施策番号165の組織体制の更なる整備の後に続くものであることから、166は不要と思われる。 ・ガイドラインを作成すべきである（雇止めの禁止、最低賃金の確保）。また、任期なしの短時間勤務職員制度の導入をはっきり打ち出すこと。または今後の重点検討課題とすること。	御意見も踏まえ、施策を削除することとしました。
施策番号 167 (現番号	・消費者庁と消費者委員会の所掌事務等の見直しを盛り込むべき。 (同旨1件)	御指摘の点を含め、消費者行政の更なる整備等の問題について今後検討してまいります(現番号134)。

該当箇所	意見概要	考え方
134)		
施 策 番 号 168 (現番号 138)	<p>・欺瞞的顧客誘引など不公正な取引方法の取り締まりや談合防止施策のより強力な実施のため積極的に取り組み、もって消費者利益の保護を図ることを明示すべきである。</p> <p>また、差止請求訴訟や損害賠償請求訴訟に、適格消費者団体による団体訴訟を導入することを検討する旨明記すべきである。</p> <p>・①被害者救済のために課徴金等の不当利得を被害者救済に充てる制度、②独占禁止法違反があった場合に消費者が私法上、契約を解除等できる法制度、③私訴（損害賠償、行為の差止請求）の情報提供の積極化等を行い、企業に対する牽制機能強化施策を更に検討すべきである。</p>	御意見も踏まえ、現番号138のとおり修正しました。 適格消費者団体による団体訴訟制度の導入について、御意見も踏まえ、現番号42において関係する記載を追加いたしました。
新規施策	・「事故情報に関する感性豊かな事故分析官の育成を図る。」（担当省庁等：消費者庁）を追加すべきである。	現番号12に、御指摘の点を踏まえた記載をいたしました。
新規施策	<p>・新規施策として、「各省庁における消費者行政推進窓口（例えば、消費者庁への報告・相談・事例共有や、消費者基本計画の当該省庁担当部分の取りまとめ等を任務とする）の明確化」を追加すべきである。</p> <p>省庁間のネットワーク化、消費者にとっての窓口の「見える化」は必要な施策。</p>	現番号137のとおり、政府においては、各府省庁の消費者行政担当課長を構成員とする消費者政策担当課長会議を設置しておりますが、御意見を踏まえ、同会議を引き続き機動的に開催してまいります。
新規施策	・新規施策として、「消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該政策の策定の過程の公正性・透明性を確保するための制度の整備などの必要な施策を講ずる」を追加すべきである。総論に記述	御意見を踏まえ、現番号108及び109を追加いたしました。また、総論において、本計画の検証・評価を行う際に消費者庁が「消費者基本計画」の実施状況や取

該当箇所	意見概要	考え方
	されている施策であり、検討が必要。	り組むべき施策等について、毎年、消費者等からの意見募集を行うこととするほか、消費者団体等へのアンケートやヒアリングなどを行うことを記載いたしました。
・ その他全体に対する意見		
全体	・消費者基本法の見直しを検討すべきである。	御意見も踏まえ、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を進めてまいります。
全体	・消費者基本法や今回の総論部分で整理した基本理念や基本的方向にのっとり、消費生活に関わる具体的施策を幅広く盛り込むべきである。	御指摘については、今後の参考とさせていただきます。
全体	・消費者庁自身の課題でもある、消費者庁設置関連三法の附則・附帯決議、消費者庁工程表、「地方消費者行政の充実・強化プラン」で掲げている課題を盛り込むことが必須であり、その精査が必要である。(同旨 2 件)	本計画では、消費者庁設置関連三法の附則・附帯決議、消費者庁工程表、「地方消費者行政の充実・強化プラン」で掲げている課題について、その現状や進捗状況等を踏まえ、これを盛り込んでおります。
全体	・以下に掲げる「分野横断的・省庁横断的課題」について追記・修正が必要である。(同旨 2 件) ○各府省庁における消費者担当部局の位置づけの明確化と体制強化 ○表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定 ○各省庁が行っている消費者相談の在り方についての横断的・総合的な検討	御意見も踏まえ、総論において、各府省庁及び関係機関が、消費者の立場に立った施策を十分に遂行できるよう行政組織の整備を図るなどの必要な施策を講じる旨を記載いたしました。また、現番号 109 として、「消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。」と明記いたしました。 また、表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定は、消費者庁設置関連三法の附帯決議において、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律の消費者庁の

該当箇所	意見概要	考え方
		関与の在り方を検討する際に検討することとされておりますので、今後、現状、問題点等を踏まえ、検討してまいります。
全体	・テーマ別の分類（例：製品安全、食品安全、金融、通信、等）にすべきである。（同旨2件）	御意見も踏まえ、本計画の構成について、素案からの見直しを行いました。
全体	・消費者庁がすべての施策に関わった上で、他の担当省庁を記載すべきである。（同旨1件）	御指摘については、今後の参考とさせていただきます。
全体	・施策の実施期間、頻度、対象、手段等を具体的に記述し、進捗状況や実施の有無を判断できるようにすべきである。（同旨1件）	御意見も踏まえ、可能な限り施策の実施期間や内容等を具体化しました。今後は、御意見も踏まえ、本計画の検証・評価・監視を行ってまいります。
全体	・分野・省庁横断的課題の設定をすべきである。（同旨2件）	御意見も踏まえ、本計画では、省庁横断的で重要な課題を可能な限り盛り込みました。今後、関係府省庁が一体となってその課題に取り組むこととしております。
全体	・重点課題の設定をすべきである。（同旨2件）	御意見も踏まえ、本計画では、省庁横断的で重要な課題を可能な限り盛り込みました。また、総論において、「重点的な取組」を明記することといたしました。
全体	・具体的施策の内容に非常に細かい項目がある一方、本来業務が記載されているものもあるため、記述のバランスを見直すべきである。	御意見も踏まえ、可能な限りバランスの取れた記述にしました。
全体	・各省庁が行っている消費生活関連の調査結果について一元的に紹介する仕組みづくり	御意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。
全体	・消費者基本計画について、その枠組みが作られた経緯やその意義も含めて、関係者の共有化を図り、消費者にも分かりやすく伝え、	御意見も踏まえ、総論において、消費者庁や消費者委員会が設立された経緯を踏まえ、政府が消費者団体、事

該当箇所	意見概要	考え方
	協働して計画の推進を図っていけるようにすることを追記していた だきたい。	業者団体、地方公共団体等と連携をとり、消費者の立場 に立って消費者政策を推進していくことを記載いたしました。
全体	・マスメディア対応も含めて、リスク危機管理体制を具体的に明記 してほしい。	緊急時の対応については、現番号3において記載して いるところです。
全体	・「担当省庁等」は、各府省庁を除くと国民生活センターしか掲載さ れていないが、政府一体となった取組という観点から、消費者庁以 外の各府省庁が所管する独立行政法人等による取組も具体的施策に 掲載すべきである。	本計画では、各府省庁のほか国民生活センターや金融 広報中央委員会が「担当省庁等」としてあげられており ますが、消費者政策は政府が一体となり、関係機関等との 連携の下、実効性あるものにしていく必要があります ので、施策ごとに独立行政法人等の関係機関と協力して その施策を推進してまいります。
全体	・平成22年度以降継続的に実施する施策が多すぎるため、少なくとも 新規施策を「検討すること」が必要なものを見つけ、掲載すべき である。	御意見も踏まえ、着手できる施策についてはその時期 を明記するなど、実施時期を可能な限り具体化いたしました。